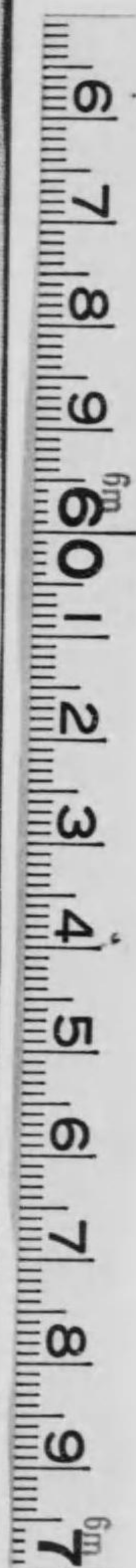
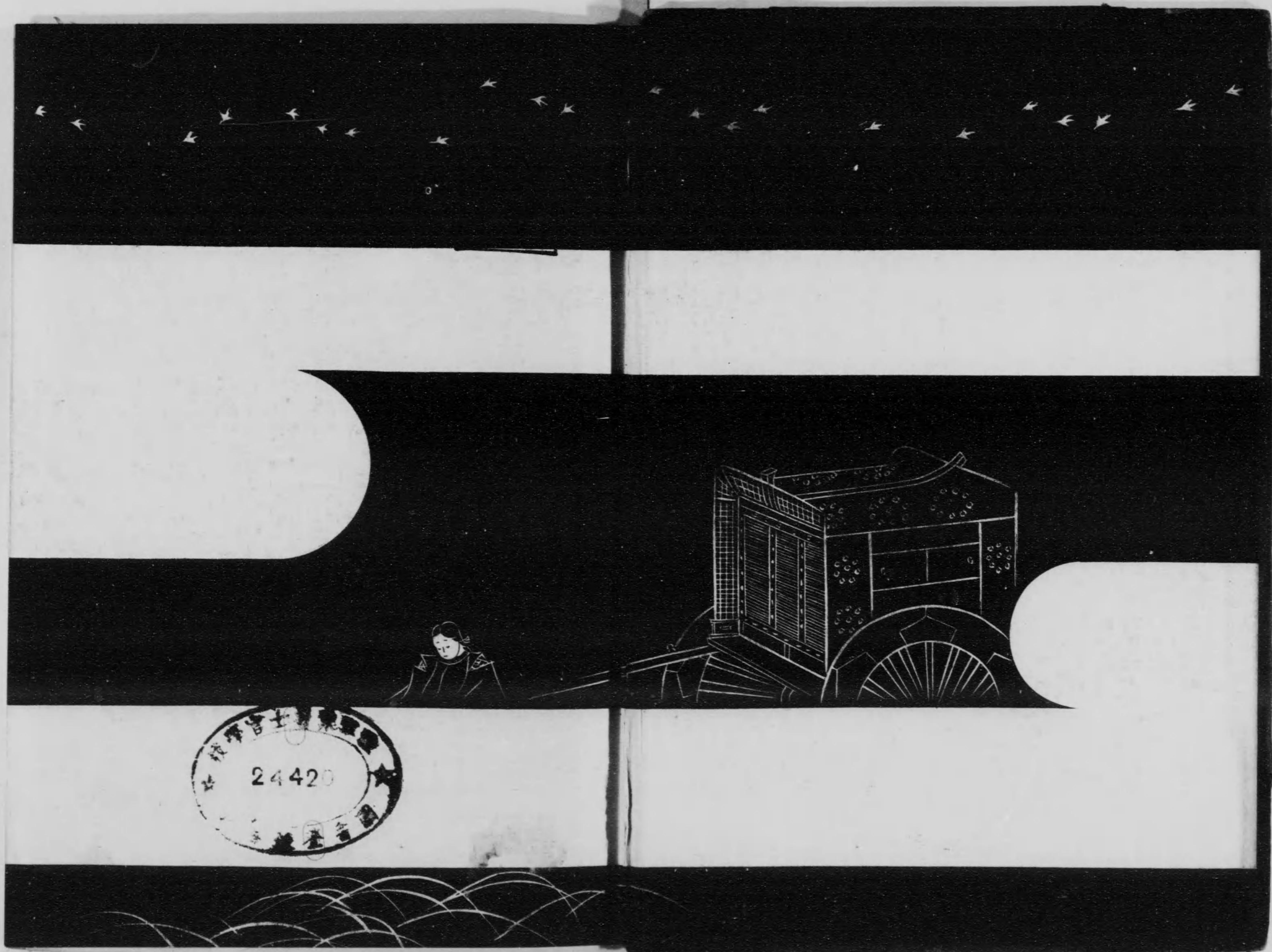


R210.033
K053
U17



始





24420

R
R210.033

K053
*120



國史大辭典



一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

國立圖書館
 昭和二十二年
 寄贈

國立圖書館
 昭 24 2 10 和
 寄 贈

國史大辭典增補正誤表

頁	行	誤	正
九五	下	ウケドコロ	ウケシヨ
九	中	雲匡眞弘國師	大慈雲匡眞弘國師
六	中	エキシン	ヤクシン
五	下	エンマンシヤウクワウコクシ	エンマンシヤウセウコクシ
一	下	圓滿常光國師	圓滿常照國師
〇〇	下	妙超	祖元
〇〇	下	宋休	宗休
一〇	中	實說	定說
一四	中	良忍(リヤウニン)	良忠(リヤウチュウ)
一五	中	山城址(神籠石)研究參考圖集所載	ノ十四字ヲ加フ
三二	中	圖版ノ説明ヲ左ノ如ク改訂ス	
三六	上段右圖		

寛弘四年在鉢金銅經筒(國寶)

高一尺二寸、徑五寸二分

大和國吉野郡吉野村金峯神社藏

上段左圖

承安二年在鉢陶製經筒

高九寸、徑五寸

伊勢國多氣郡丹生村神宮寺藏

下段右圖

康和五年在鉢金銅經筒(國寶)

高一尺三寸九分、徑四寸

伯耆國東伯郡舍人村倭文神社藏

下段左圖

越前國今立郡舟津村長泉寺發掘金銅經筒

高四寸八分、徑一寸五分

東京帝室博物館藏

頁	行	誤	正
三八	中下	ケヨウ	ケヨウ
七四	中	白隠	白隠
七五	下	ハクイン	ハクイン
八二	中	ソウウキウ	ソウウキウ
八三	中	ソウウキウ	ソウウキウ
九〇	中	ソウウキウ	ソウウキウ
一〇〇	中	テジマトアン	テジマトアン
一六	下	耶蘇ノ略字ニシテ以下廿九字ヲ削除シ「Jesus Hominum	Salvator」ノ略ニシテ人間ノ救済主耶蘇ノ意ナリ」ヲ加フ
一三八	中下	由井正雪	由比正雪
一五八	中	幼名以下十二字削除	
〃	〃	「之ヲ淺間山に埋藏ス」ノ九字削除	
〃	〃	「一夜衆を淺間山に會シ」ノ十字削除	
〃	〃	是日以下廿七字削除	
〃	〃	是日以下八十四字削除	
〃	〃	是日以下八十四字削除	
〃	〃	エシヤウ	エシヤウ
一三四	上下	從ツテ本文八六九頁下段廿二行ニモ亦同様ノ訂正ヲ加フルモ	ノトス



易
而
豐
豐

國史大辭典序

世継ぎをまつるは、其の國
人の缺くを補ふは、今の古も
さしつかへなく、其の國の
よきを見らば、其の國の
國の勢をたのむは、其の
明治廿七年支那と戦ひ、結果は、

小方は、この自伝を、わが國史の研窮
 一志を以て、今も多量なものを
 みらうとするものなり。故に、研窮を
 彼の人とのいふやうにして、
 まは進んで、講究一として、既往の事
 實を徴一して、特有の性質を、
 一國の富一兵、
 一國民の道一
 一のよき、故に、
 一むする、
 一め其知識を得易し
 になさる、完全なる國史辭典と、
 一のみを得らば、
 書は編纂に、
 一早川八代井野邊

の三氏に詢りて之を考へて之を以て一は實に
明治二十年を以て其後三氏專ら其事なり
況て教野文學博士監修の任を以て之を以て
めりて之を以て之を以て之を以て之を以て
て將に印刷を以て之を以て之を以て之を以て
而代筆を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
羅し明晰なる解説を施し或は書を挿

こそ將義の事なり之を以て之を以て之を以て
を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
したるを以て之を以て之を以て之を以て之を以て
好著とおおの只憾なき其見事其美齡短く
してこの書乃ち成を以て之を以て之を以て
此書世に傳はりて御國の爲に貢獻す
と云ふ事なり之を以て之を以て之を以て之を以て

と遂にたれといふべし。茲ふそのより成る
しとるなり。傳き編纂者諸氏乃
ひるるる并成謝す

明治三十年一月

正三位伯爵佐佐木高行

送在正位書

國史大辭典ノ序

幕府ノ末、某ト云ヘル顯官ノ歐洲ニ
使スルコトアリシニサル友ヨリ祖道ノ贈リ
物トシテ歷朝ノ御謚號年号ナドヲ手
ツカフ抄記セル一小冊子ヲ受テタリ歸朝
ノ日友、ノ挨拶ニ西洋人ノシバ、本邦ノ
事ヲ問ヒケルニ若シ名ノ賜モノ魚カリシ
ナラバワレ殆ンド危ク到ルトコロニ身ト國

トノ耻辱ヲ遺シ、ナラン小冊子ノ賜物ハ
實ニ千金ノ贖ニモ勝レルヲ覺エヌト云ハ
リトゾ其國ニ生レテ其國ノ事ヲ知ラズト
アリテハ紳士淑女トシテノ素養ヲ缺ク
ミナラズヤガテ報本反始ノ情ニ薄ク
忠君愛國ノ操ニ乏シキヲ表ハスモノ
ナレバカノ顯官ノ挨拶ハ衷心ヨリ出デ
タル喜ビノ辭ナリシナルベシ過キニシ

半百年ノ間ニ公私ノ用務ヲ帯ビテ歐
米ニ行キシ人ハ蓋シ幾萬ソノ中ニハ
此類ノ小冊子ヲ携フヘザリシタメニ可惜
紳士ノ廣人稠座ノウキニ面ヲ打赤メシ
モ少カラザリケラシ

上下三千年南ハ一千里ソノ間ニアラハレタ
リシ史上ノ事柄ハマコトニ魚量ト云フベシ
之ヲ知リ悉サンコトハ其道ノ人ト云フトモ企

テ及ブベクモアラズニカモ過去アリテ今
日ナリ國民ハ一般ニ或ル程度マデ國史
上ノ知識アルヲ要求セラルサレバ近來
我が邦ノ過去ヲ知ルベキ各方面ノ辭
書多ク出ヅ辭書ノ多キハ其邦ノ文化
ヲ測ルベキ尺度トモ云ハルレバトリクニ
喜バシキ限リナルガワレハ八代早川井
野邊ノ三名ノコノ國史大辭典ノ出テ

タルヲ見テ特ニ歎ビノ聲ヲトバムル能ハ
サルナリ三名ハ早ク業ヲ國學院大學ニ
修メテ學問ノ根柢ヲ固クセラレタルハ更
モイハズ八代井野邊ノ兩名ハ職ヲワガ
史料編纂ノ掛ニ奉ジテ多クノ書類ヲ
涉獵スルノ便ヲ有シ而シテ早川名ト共
勤勉篤學ノ譽アリ之ニ加フルニ監修ニハ
ワガ畏友萩野博士ノアルコトナレバワレハ

初ヨリ其成切ヲ疑ハズ人或ハコノ書ノ豫
定ノ時ニ出デガルヲ難ゼシ折ニモ竊ソ
ノ後ルレバ後ル、ホド完璧、近ツクベキヲ
喜ビタリキ今ヤ其書ノ成レルヲ見ル、果
シテ多クノ特長ヲ具ヘテワガ豫想ノ
違ハザリシヲ明カニシヌ特長トハ人物地
理器財、故實ハモトヨリ多クノ史的名辭
ヲ網羅シタルコト其一ツナリ、又載セラレ

事柄、夥シキニカ、ハラズ叙述整然トシテ
簡明ナルコト其二ツナリ、引證、該テ備ハリ評
論ノ穩健ナルヲ其三ツナリ、出ホノ云シキ因
畫ヲ挿ミテ本文ノ不足ヲ補ヘルコト其四ツ
ナリ、中ニモ重要ナル事柄ニ就キテハサキ
ノ人ノ長篇大作ヲ嚼ミ碎キテ専門家ナ
ラヌ人ニモ解シ易キヨウニ綴リシカモサキ
ザキノ人ノ説ニ盲從セズ編者ノ精密ナル調

查ト卓絶ナル見識トニヨリテ訂正セラレタル
トコロ多キハ喜ズベキコトニテフツト打見タルト
ロニテモ淳和院在園、關東卅三觀音兩
統迭立ノ條ノ如キハシカ思ハル、一二ナリ
ケリワレ深ク三名ノ學ニ篤キニ感ジ多
年ノ辛苦ノ甚ダ大ナリシヲ想フアハレ國
民ハコノ書ヲ獲テ一ツノ良キ師友ヲ増シ
タリワレラ専門家ハ之ニヨリ忠實敏捷

ナル一ノ助手ヲ得タリト云フベシカ、ル大著
述ノコトナレバ微殺ノ絶エテ魚カラシコトハ望
ムベカラズサレトモヨシ少シノ遺漏ハアリトモ陳
列ノ方法ニヤ、慊ラメトコロハアリトモ此國史
界ノ大博覽會ノ功績ハ何人カ之ヲ稱ヘ
カルベキ

編者ノワレミ一言ヲ需メラケミ當リ先ヅ思
ヒ出デラル、ハカノ幕末ノ顯官ノ話ナリ國史、

知識ノシカク稚カリシ時代ヨリ今ノサマニ
至レルヲ考フルトキハサテハ大御代ノ文運ノ
進歩ハコノ分野ニモ遲カテサリケリト喜バ
ル、ナリコレヨリノ後ハワレモ諸名ト同ジク
努カシテマス、斯界ニ進マンカナ

明治四十一年一月 三上參次識ス

一榻ノ上ニ卧シテ萬里ノ波濤ヲ駕スル
モノハ汽船是レナリ茵席ノ中ニ坐シテ千
里ノ山川ヲ渉ルモノハ汽車是レナリ之ニ
アラズンバ有無ヲ相通スルコト能ハズ之ニ
アラズンバ文明ヲ相輸スルコト能ハズ故ニ
一步ヲ舉ゲズシテ世界ヲ周覽スルコトヲ
得ルモノハ實ニ交通機關ノ賜モノナリ
天地ヲ極メ古今ニ亘リ渺茫トシテ際涯ヲ

知ラザルハ學界ノ光景ナリ何ニ由リテカ
之ヲ探リ何ニ由リテカ之ヲ討ホシ是ニ於
テカ辭書ナルモノ出テ羣籍ヲ網羅シテ
之ヲ掌上ニ收メ檢索一過スレバ百疑立
トコロニ辨ジ一瞬ヲ待タズシテ万卷ヲ讀破
スルノ効果アラシム猶ホ一步ヲ擧ゲズシテ
世界ヲ周覽スルガ如シ故ニ辭書ナルモノハ
亦學界ノ交通機關ナリ

日露ノ役我が武維レ揚リ天下驚嘆シ
争ウテ國史ヲ窺ハントス而シテ國史ノ領
土タル邈トシテ尚ホ未ダ闢ケズ埃莽天ニ
連ナルノ概アリ先輩諸氏ノ之ガ火柱トナレ
ルモノ其人ニ乏シカラズト雖凡一般ノ交通
機關ニ至リテハ未ダ詰ク之ヲ布設セルモノ
アラズ或ハ之アルモ一局部ニ止マル縱横貫
通シテ殆ント至ラザル所ナキハ初メテ此書ニ

於テ之ヲ見ル而シテ其成ルヤ天下踴望ノ
際ニ會ス帝ニ国史界ヲ惠スルノミナラス併セ
テ帝国ノ發展ヲ助クルモノアルヲ疑ハザルナリ
八代早川井野邊三君夙ニ史學ヲ修メ國
史ノ荒昧ナルヲ憂ヒ辭典纂修ノ志アリ
拮据十年ニシテ克ク此編ヲ成セリ而シテ三
君ノ熱心ナル先輩ノ説論ニ満足セズ更ニ進
ミテ研究ヲ試ミ帝室御領ノ沿革莊園ノ

變遷關東ノ名義倭寇ノ顛末ノ如キ創
見新意ヲ發揮セルモノ少ナカラズ殊ニ記録
中ニ見ハシタル時代語ヲ採收シ各種ノ古文
書ヲ掲ゲテ其様式ト内容トヲ説明シ以テ
根本ノ研究ニ資セルガ如キハ尤モ用意ノ深
切ナルヲ見ルベシ況ヤ萩野博士ノ博宏ナルヲ
以テ之ガ監修ヲナセルヲヤ国史ノ領土是ヨリ
シテ漸ク開ケ安車ニ駕シテ坦路ヲ馳スルノ想

アラン

然リト雖凡辞書ノ完備スルニ随ヒテ唯是レ
ニ之レ依頼シテ漸ク根柢ヲ究治スルノ學風
ヲ失ヒ交通機關ノ整頓スルニ伴ヒテ擔簦
跋渉ノ壯心ヲ銷磨セシム辞書愈々備フテ
學力愈々衰へ機關益々整ヒテ脚力益々
弱カラントスルハ亦自然ノ趨勢ナリ故ニ善ク
交通機關ヲ用フルモノハ猶ホ万里ヲ踏破スル

ノ雄心ヲ存シ善ク辞書ヲ用フルモノハ猶ホ万
卷ヲ讀破スルノ勇氣ヲ失ハズ此心ヲ以テ此
利器ヲ用ヒバ帝国ノ文明ヲ推進擴張ス
ル所以ノモノ殆ンド測リ知ルベカラザルナリ

明治四十一年一月

田中義成撰并書

世に辞曲のまゝ出づるは学問を容易に成し得
まする業に——且又華北陸運を澄明する所
以かきばそのまゝ成りしむるを以て望みき事
なりしを後述を以て水の器あるが如く水の形を
添ふがごとくしよる器を見たりて水の性を解き
るその形を以てしよる器を以て水の性を解き
或は似て流るる解説となり又尚を隔るるが如く
故に心地を以てするを以て國史の當時の事實
を傳へたるものも亦勿論なきは特し其の形を以て
知りしその形を以てしよる器を以て見よ水の性を以て

小序

國史大辭典ハ實ニ我ノ國史ノ指南
ニシテ學界外津梁也其發行は
めて世ニ公ニせらるハ一とらるゝ十有
七載増補縮刷セ得りてよかりぬ
十有二年國史を研鑽はるものハ
一奉を座右ニせしむハ外史學界を

裨益もいふところ多く且大ゆゑの志は、
贅すゝる要ありは次志可成は、昨杖偶、
大震火災に遭ひて紙型全く烏有、
帰し畢り新に此書を買ふとして
既にも得へるゝに於加布は、監修純
任に當りしは、萩野博士共編者の
一人ありしは、八代博士十句を隔てす

志す前後易算せんは此書の復興
一時中止せしむるは、早川井野邊
の二氏を共編者とて大に此書を
遺憾を志師友を悼む悲しむの候
未だ乾く暇有らざるは、とてあは、
二多に増訂を加へ新装を凝して
これを行せしむるは、當に學界の

望を醫才の乏くはるのこも存す亦
實に師友を仰し一志を成すを成次
所以林了と謂ふ人——故茲野博
士に余は恩師あり——共編者三氏に
余は果友ありしと云はれ恩師と果友
ととらりて多年苦心の後その功を
終へしる國史大辭典が復興せしむを

見ると驚喜自ら禁するを能はず乃
ち藝文一篇を綴りて其後亦序と
亦考

大正十三年七月日

黒板勝美

國史大辭典發售以來流傳日ニ廣ク
舊版風ク盡クルヲ告グ茲ニ版ヲ新ニ
セントスルニ當リ予ニ一言ヲ徴セラレ
願ルニ本書ノ世ニ出デクヨリ既ニ十
有六年ヲ経タリ此間學界ノ趨勢
ハ日ニ進ミ月ニ移ル若シ凡ソ商社撰ノ
書ナリセバ此等所ヲ閱シテ自ラ其聲
價ヲ低クシ缺點短所ノ曝露セラレハ

モノ多クカルビニ然ルニ本書ハ却テ益ソノ
真價ヲ發揮シマタ同種ノ書ノ能ク
其後ヲ踵グ者無シ是レ其内容ニ於
テ体裁ニ於テ本書ヲ凌駕シテ一機
軸ヲ出サンコトノ至難ナルニ由ルナリ
蓋シ本書ハ世ノ片々タル辞書ト其撰
ヲ異ニス編者ノ學問ニ忠實ナルヤ一
事一項モ之ヲ苟クモセズ典據ヲ搜リ

微證ヲ索メ以テ歟大著ヲ成セリ其ノ
編輯ノ辛苦ハ予親シク之ヲ見タリ
其稿ヲ起スヤ拮据經營夜食ヲ忘レ
神ヲ疲シ氣ヲ耗ス編者ノ一人ハ代博
士ノ如キハ此業ヲ始メテヨリ断エズ神位
ノ疲勞ヲ訴ヘシガ後健康漸ク勝レズ
終ニ病ヲ獲テ起タズ焉ゾ知ラレ其死因
夙ク歟辭書ニ兆セシ者アリシニ非ルナキヤヲ

编者ノ境涯豈悲シカラズヤ、本書ノ
内容ニツキテハ前ニ三上四中兩先生ノ
序アリマテ謗方予輩ノ之ニ發スルヲ
須ヒザルナリ而カモ教テ之ニ一言シテ續紹
ノ誠ヲ甘ゼントスル所以ノ者ハ實ニ编者
ノ勞苦ヲ思ヒ感謝ノ微意ヲ表セント
欲スルガ為メノ之若シ夫レ今後本書ノ
改良修補ニツキテハ誠見ノ超邁井野

邊君ノアルアリ之ヲ助クルニ經理ノ堪能
早川君ヲ以テス其ノ瑕疵ヲ訂シ修磨
ヲ加ヘ益精核ヲ致シシト期シテ俟ツ
ベキナリ

大正十三年八月

辻善之助識

凡 例

一本書は、上神代より下明治維新に至るまで、凡二千百年間に於ける史的事項を網羅したり。

一本書は、五十音順によりて排列し、漢字音は、務めて正音に従ひたれども、キ、エ、ヲ、ン等は、便宜上之をイ、エ、オ、ムの中に合叙したり。

一本書の名目は、普通の稱呼に従つて掲げ、異名あるものは、別にその目を掲げて、對照を附したり。

一本書は、各項目毎に、多くは名義、起原、沿革等の分類を施し、且つ一事項中に含まれる重要な事項は、標出して、同じく検索の便を圖れり。

一本書は、務めて根本史料に據りて、編纂したれども、諸先輩によりて、既に研究せられたるものは、多くその説を撮要し、又は補足したるもあり、すべて引用書を註して、出所を明かにせり。

一本書は、附録として國史年表、畫引索引を收めたり。

一本書に、挿入すべき別摺参考圖は、便宜上國史年表と併せて之を別冊としたり。

一本書は、務めて正確を期したれども、編者の淺學なる、或は誤謬あらんことを恐る、もし諸賢の示教を賜はらば幸甚なり。

一本書編纂中、又は印刷着手後にも、改竄修正を加へたるを以て、前後精粗一ならず、體裁の一致を缺くに至れるは、編者の深く遺憾とする所なり。是等は、再版を期して訂正を加ふべし。

一顧みれば、明治二十九年の頃なりき、編者は、國史に關する適當の參考書なきを慨し、國史辭典の編纂を企圖し、佐佐木高美氏に、其意を告げたるに、同氏は、夙に此種の書を編纂せば、世を裨益する所多かるべしと思考せられし際なりしを以て、いたく此舉を賛して、多大の援助を與へられたり。是に於て、同三十年より編纂に着手し、尋で恩師文學博士萩野由之先生の監修指導を仰ぎて、拮据經營し、同三十九年に至りて稿成る。其間通じて、編纂に従事せるは、八代、早川にして、初に事を共にせる、中村富哉、田窪千秋二氏は、中途に去り、井野邊は後に參加せり。また着手について、力を添へられたる佐佐木氏は、不幸にして三十五年七月に卒去せられ、本書の出版を見るに及ばれざりしは、編者の痛歎に堪へざる所なり。

一東京帝室博物館、東京帝國大學史料編纂掛の厚意によりて、各その所藏の圖畫文書

等の借覽を許され、爲めに非常なる便益を得たり。又國學院大學にても、便宜を與へられたること多し。謹で謝意を表す。

一本書の編纂に關しては、故内藤耻叟、文學博士三上參次、同田中義成、同井上頼因、同小杉樞邨、同松本愛重、同白鳥庫吉、同市村瓚次郎の諸先生、及び文學博士黑板勝美、和田英松、三浦周行、今泉雄作、高橋健自、山田安榮、渡邊世祐、芝葛鎮、鷺尾順敬、關保之助、赤堀又次郎、黒川真道、堀田璋左右、芝葛盛、藤田安藏、雨谷幹一、萩野懷之、田邊勝哉、山本信哉、澤田章、上地信成、田邊富吉、公田連太郎、神戸龍治の諸氏、或は指導の勞を取られ、或は材料を供給せられ、或は注意と助力とを與へられたり。謹で謝意を表す。

一本書出版につきては、山田安榮、林縫之助二氏を煩はしたること尤も多し。又木版彫刻は、木村徳太郎、吉田六三郎、大塚祐次、木版印刷は、松井三次郎、藤浪銀藏、石版は、竹平吉藏、寫真石版は、角田吉三諸氏の勞によれり。猶本書の印刷に就きては、屢々組替、改版等のことありしにも係はらず、内外印刷會社の役員諸氏、及び技手高橋赤次郎、山内敏次郎氏等の厚意によりて、完了することを得たり。こゝに謝意を表す。

明治四十一年一月

編纂者識す

大正十四年増訂版に就て

一本書の始めて世に出てたるは明治四十年にして爾來既に二十年を経過し其間における學界の進歩著しきものあり従つて本書の掲載せる各事項の如きも根底より改訂増補を要するもの元より尠ならず然れども今直に編者の意に任せて版を改むるを許さざる事情あり暫く初版に據りて筆を加へ殊に誤謬の甚しきもの又は記述其要を得ざるものは其洩れたるものと共に増補訂正の部に重出せり。

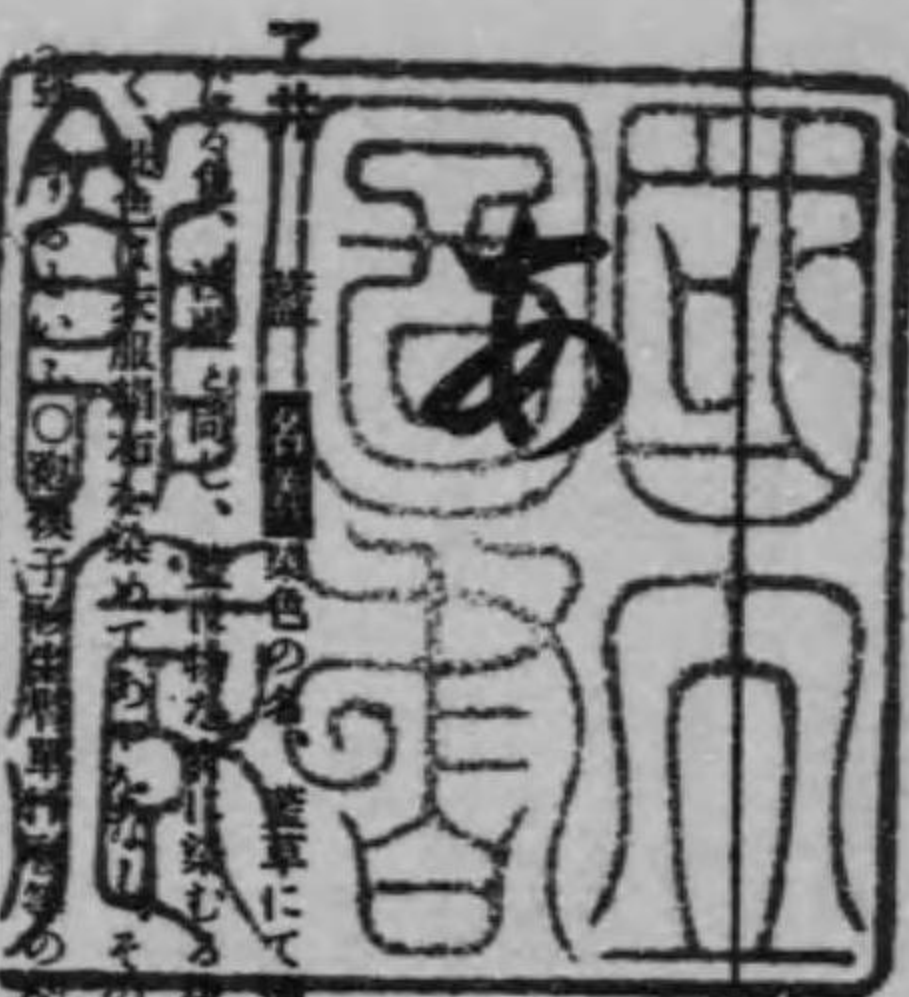
一増補訂正の部に掲載せる各事項は、本文と同じく五十音の順序によつて排列せり。且其重出せる事項は之を以て或は本文の不備を補ひ、或は本文を改訂せるものなれば、本書閲讀の際には併せてまた増補訂正の部を検索せられん事を望む。

一参考圖は、最初本文と對照するを目的として編輯したるも、更に之を一般國史學の参考圖たらしめんことを希ひ、其範圍を擴張し、本文に對照の有無に關せず、之を掲載せり。將來更に増補訂正を加へ半ば獨立せる参考圖の完成を期せんとなす。

大正十四年一月

編者識す

國史大辭典



國郡沿革考、法令全書
ア井カハ 藍草 地を藍色にて染めたる草、地を藍に染めて白く小紋などを染め出せし草をば小紋の藍草といふ、源平盛衰記に其稱見えたり、なほ長祿明應の頃の書に見えたる萬葉草もこれとおなじものなるべし(貞丈雜記)
アイカフノコホリ 愛甲郡 「アエカハノコホリ」を見よ
ア井カメヤク 藍瓶役 紺屋役(コンヤヤク)を見よ
アイキヤウノマモリ 愛敬守 江戸時代に諸大名婚禮の時、新婦が袴に懸くる守、本尊は人により流儀により異なるべきも、小笠原流にては如念繪觀音を用ひたりき、詳しくは夫婦愛敬の守といふを正しとす、古くは婚禮の時のみに限らず、廣く用ひしがごとし(後編) 屠工禮樂、婚禮法式、婚禮里出之部)

アイカノコホリ 秋鹿郡 出雲國、本郡秋鹿村に秋鹿日女命の鎮座あるによりて郡の名となす、風土記に始めて見ゆ、出雲風土記に惠曇(エトモ)多大(タ)、大野(オホノ)伊波(イハ)の四郡あり、和名抄亦同じ、明治二十九年三月島根と意字とな合併して八束郡と稱す(郡名異同一覽、)

ア井—アイカ

ア井カ—ア井シ

アイス—アイゼ

ア井シラチノカハ 藍白地草 白き草に藍にて紋を出したるを云ふ○藍白地の草をば、更に黄に染め返し(返しとは藍の上を又黄に染め返すを云)たるものにて成したる藍を藍白地黄返草と云ふ保元物語官軍方々手分の條に云、大將とおぼしき香

アイゼンホフ 愛染法 愛染明王を本尊として、敬愛及び息災を祈る法、増訂版云、若持愛染王根本一宇心一此障即除滅、不_レ得_レ少_レ親近云々(國原治雄) 始め延暦寺にて専ら習學したりしが、後三條天皇東宮の時、小野成實僧都御持僧となり此法を修せしに幾くもなくして即位あり、因て天皇大に歸依し、愛染明王の像を白河天皇に奉授し、白河天皇信受の後、法勝寺圓堂に之を奉安す、爾來東寺にて専ら之を行ふに至る(證法要略抄)

アイゼンミヤウワウ 愛染明王 佛經にて明王の一、愛慾を司る神、身色日の光の如くにて鐵座の中に住す、三目威怒の形を現はし、首髻に獅子

アイス—アイゼ

アイタ

冠を頂く、六臂に杵鉾金剛の弓箭及び蓮華を持す、結跏趺坐して赤蓮花の上に在り、蓮花下に寶瓶あり、



アイタノコホリ

秋田郡(徳田) 羽後國(書出羽國) 桓武天皇延暦二十三年十一月秋田城を修めて郡を建つ

アイタノコホリ

英多郡(英田) 美作國(美作國) 延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多(アイタ)圓浮、吉野(ヨシノ)大野(オホノ)...

アイタノコホリ

愛智郡(愛知) 尾張國(尾張國) 書紀神代卷の一書に尾張國音漢市村見え、景行天皇五十一年の紀に年魚市あり、元明天皇和銅二年五月始めて愛知郡見ゆ、

アイノカタ

愛方 戸塚氏、初名丁子、後ち雙子と改む、家康に侍して四郷の局と稱す、法名は寶隆院松葉貞樹大姉、戸塚五郎忠春の女、

アイノカタ

愛方 戸塚氏、初名丁子、後ち雙子と改む、家康に侍して四郷の局と稱す、法名は寶隆院松葉貞樹大姉、戸塚五郎忠春の女、

アイノカタ

藍野陵 三島藍野陵 (ミシマアキノノミササギ) 見え、大臣源高明の室、母は醍醐天皇の皇女雅子内親王なりしを以て、宮とも稱したりしなるべし、

アイノカタ

奥羽水軍軍記 三十九卷、改定史籍集覽八冊に收む、本書は主として永祿年間より慶長年間に至る奥羽兩國の軍事に關するを綴録す、序に云、近世兵亂記、

アイノカタ

櫻雲記 三卷、改定史籍集覽三冊に收む、花間天皇文保二年二月即ち後醍醐天皇即位の年より後花園天皇長祿三年六月南朝の皇統亡ぶるに至るまで、凡百四十二年間に於ける南朝の事蹟を記せり、書名は、實之が古今集の序に春のあした吉野山の櫻は、人魔が心には雲かとのみなんおほえけると云ふ句に因みて此名稱を附す、上巻は、文保二年二月より延元元年に終り、中巻は延元二年より正平二十四年十二月に終る、下巻は建徳元年より長祿三年六月に終る、

アウシ

は侍臣に命じて之を試み乘らしむ、進覺の日は一、隔年其日を相先後すること恒例なり(幕府年中行事歌合、徳川實紀)

アウシウカイタウ

奥州街道 五街道(コカイダウ)を見よ

アウシウクワリヤウ

奥州管領 奥州探題(アウシウクワンダイ)を見よ

アウシウセイバツ

奥州征伐 頼朝元暦二年平氏を滅ぼし勢を得るに及び、弟義經と隙を生ず、義經近畿に逃る、文治元年十一月義經の捜索を名とし、守護地頭を置くに及び、天下の權全く頼朝に歸す、義經身を容る、所なく三年二月終に陸奥國平泉に至り鎮守府將軍藤原秀衡に據る、秀衡は祖父基衡以來奥羽兩國を管領し、國富み兵勢盛にして頼朝頼朝の幕下に屈はず頼朝其富を羨み且つ後慮の念に絶わざるを以て常に之を併呑せん事を思へり、是に於て秀衡義經を援けしを以て、謀叛人を擁護するの罪を責め、文治三年朝廷に奏請して再度宣旨院廳下文を下し義經を追討せしむ、秀衡命を奉ぜず、文治三年十月秀衡卒す、遺命して子弟を戒め、協力して義經を大將軍とし翼戴し奥羽二州を失ふ事勿らしむ、是に於て其子泰衡秀衡に襲ぎて二州を管す、頼朝之を憐れし朝廷に奏請して四年二月二十一日宣旨を下し院廳下文を出して泰衡等をして義經を捕逐せしむ、泰衡命を奉ぜず、十月廿五日再び宣旨院廳下文を下して捕逐せしむ、泰衡止むを得ず、父の遺命に背き、文治五年春兄忠衡弟頼朝を殺し、閏四月三十日義經を衣河館に襲ふ、義經軍敗れ、妻子を殺して自殺す年三十一、尋で頸を腰越浦に持參す、是より先き、京都にては群盜起り、延暦寺

アウシ

の惡僧等之に與みず、頼朝藤原保保及び延暦寺座主に命じて之を誅めしむ、五年正月京都守護の武士北條時定延暦寺の惡僧千光房七郎を捕ふ、懐中に義經の消息あり、京都の公卿等亦之に與みず、頼朝大に驚き、二月廿二日奏して、泰衡追討の宣旨を下さんことを請ひ、併せて義經與黨の公卿を解官せんことを請ふ、三四月に亘り重て追討宣旨を請ふ、朝議猶豫す、既にして義經謀せられしを以て、之を聽さず、六月七月頼朝に使を遣して奏請せしむ頼朝許されず、此間頼朝使を奥州に出して泰衡の形勢を偵察し、且つ御家人を集めて泰衡征伐の準備を調へりとも、未だ勅許なきを以て頼朝出兵に困む、依て大庭景範に、これを謀る、景範曰軍中は將軍の令を聞て天子の詔を聞かず、已に奏請する上は、勅許の有無によるべからずと、頼朝喜びて出征に決す、朝延止むを得ず宣旨を下す(七月十九日)七月十七日部署を定め、兵を分て三とし、東海道は千葉常胤八田知家を大將とし、各一族并に常陸下總兩國の勇士を具して岩城宇太行方を経て、遼瀋河を渡り参會せしむ、北陸道は比企能員宇佐美實政を大將とし、上野國の住人を備ふし、越後國より出羽國念種ヶ關に出で、暇はしむ、大手は頼朝大將となり中路より進む、十七日能員等出發し、頼朝は十九日に進發す、古多橋新渡戸驛を経て、白河關を越えて、八月七日に頼朝陸奥國伊達郡阿津賀志山の邊見澤に着く、時に泰衡は頼朝の進發を聞き、阿津賀志山に城壁を築き、要害を固め大木戸を作る、圓見宿と彼山との中間に廿五丈の堀を掘、遼瀋河の流を堰入れて橋とし、異母兄四木戸太郎國衡を大將軍とし、金剛別當秀綱其子秀方軍兵二萬騎をして防がしめ、泰衡は國分原驛(宮城郡南目村)に陣し、田河行文、秋田致文をし

アウシ

て出羽國を警固せしむ、八日頼朝先鋒島山重忠を埋め金剛別當と山麓に戦て之を破る、時に泰衡の郎從信夫の佐藤庄司元治石那坂(信夫郡伏拝村)に陣し、城郭を構ふ、常陸入道念西及び其子爲宗等澤原に戰て大に之を破り、庄司以下を擒獲す、十日晚頼朝の大軍大木戸を攻む、激戦數時能く防ぎ、破り陣し、時に七日より小山朝光以下七人藤田宿より會津の方に向ひ、土湯岳(信夫郡土湯村)取島(信夫郡取島村)等を越え、大木戸の上國衡の後陣の山より襲撃す、城中大に驚き敗走す、國衡復して芝田郡大高宮に至り大關山(芝田郡笠谷村)を越えんとし、和和義盛に殺さる、是に於て根無藤(刈田郡園田村)四方坂(刈田郡平澤村)等陥り、泰衡又北に走る、頼朝遣て船迫宿(栗田郡船迫)を過り、多賀國府(宮城郡市川村)に着く、海道の將千葉常胤海道を定め來り會す、二十日玉造郡に赴き、多加波(城島町)を圍む、泰衡既に逃れ、那從皆降る、二十二日大風雨を冒し、二萬餘の大軍を率ゐて、平泉に進軍す、泰衡防くこと能はず、家屋に火を放ち北に逃る、翌日前民部少輔基成父子降る、九月二日頼朝若井郡阿河に赴き、泰衡を求む、泰衡書を致して降を乞ふ、頼朝聽かず、泰衡英秋島を差して、糟田郡に赴きしが、肥内郡(比内)管領にて那從河田次郎の爲に殺さる、時に年卅五、四日頼朝志波郡比爪入道後衛を比爪館(栗波郡二日町新田)に攻む、後衛前を燒きて逃る、三浦義澄をして追討せしむ、頼朝陣岡跡社に陣す、時に北陸道の追討使能員等出羽を定めて來會す、軍兵二十八萬餘、尋で河田次郎泰衡の首を陣岡に獻す、十八日後衛以下一族降を乞ひ、泰衡の殘黨悉く捕に就き、奥羽平定す、頼朝鎌倉出發以後僅に五十餘日のみ、十九日使を遣して、戰捷を京

アウシ

アカギーアカゲ

革なりといへり

アカギヌ 赤衣 赤きうへのきぬ、即ち赤き

靴を云ふ、赤色靴(アカイロノハツ)参看

アカギノジンジャ 赤城神社

野國勢多郡赤城三夜津村赤城山の頂〇大沼の東端に

アカギノツカノカタナ 赤木柄刀

アカケチバ 赤朽葉 染色の名、尋常の朽

アカケリケ 赤栗毛 馬の毛色の名、栗毛

アカゲ 赤毛 馬の毛色の名、赤くして黄を

アカサ

赤りし事績に見えたり

アカサカジャウ 赤坂城

南河内郡赤坂村大字水分に城あり、南は山嶽に臨

アカサカノホリ 赤坂郡

アカサカモン 赤坂門

アカサカヤツコ 赤坂奴

年六月本多政勝相尋で封せられ(各六萬石)此地に治

アカサーアカシ

川家康に従ひ人夫となりて江戸に來り、今の赤坂に

アカサカリキウ 赤坂離宮

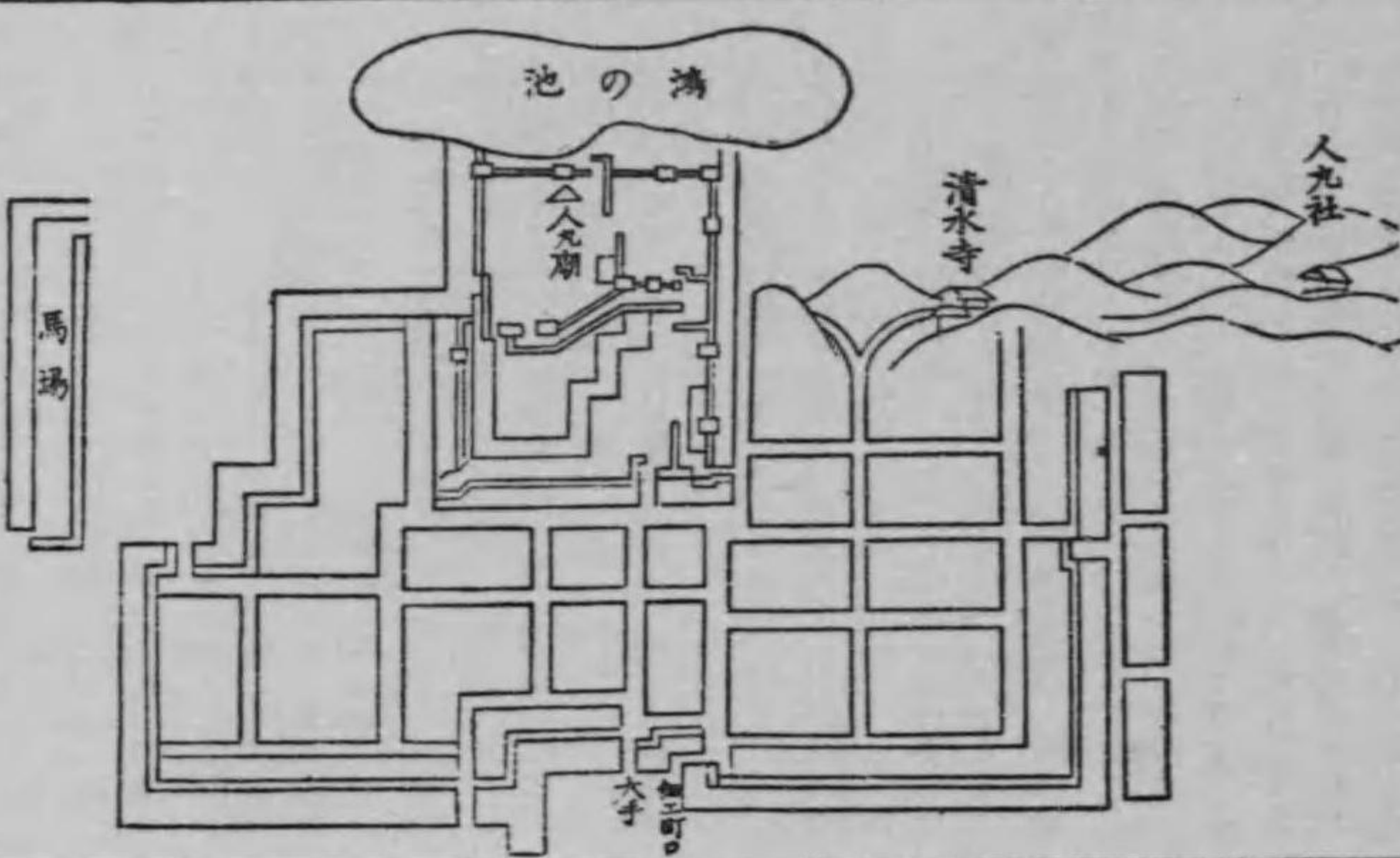
アカシカケイチ 明石覺一

アカシガノスケ 明石志賀之助

アカシジャウ 明石城

江戶時代に至りては、井伊家此偏を以て著はる、世

アカシ



正中、別所山城守吉親始めて此地に築く(一説に、天

アカシーアカツ

アカシノツルビミ 赤白練

アカスノモン 不開門

アカリナヘ 赤備

アカツーアガタ

アカツメエモン 赤染右衛門

アカツメウチ 赤染氏

アカタ 縣

アカシ

アカシ

アカツ

アカホー—アカマ

(アカホー)飛取の八郷あり、爾後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アカホー 赤本 江戶時代に行はれたる草冊子の一種、その表紙の色赤きを以て名づく

アカマガセキ 赤間關 所在長門國豊浦郡下關海峽の北岸、門司と相對す

アカマツウチ 赤松氏 姓は村上源氏、世々播磨に居す、村上天皇の皇子具平親王其子、右大臣師房始めて源姓を受く、其裔近江守師季權川家を嗣

アカマ

ぎ、故あり播磨に配流せらる、師季の孫季利播磨佐用郡に生る、此時始めて赤松郷白旗城を築く、依て家名を赤松と稱す、久範に至り始めて赤松氏と稱す、後醍醐天皇の時、則村出て建武中興に大功あり、後叛して尊氏に隨ふ、其曾孫滿祐嘉吉元年亂を起して、足利將軍義教を弑す、後ち幕兵の攻圍に逢ひ、力盡きて一族悉く戦死す、後ち政則功を以て播磨守護となり、播磨作の三州を併有す、是より復赤松氏大なり(太平記、梅松論、系圖)



アカマツウチノラン 赤松氏亂 足利六代將軍義教人となり盛氣常に強臣を誅戮せんとす、永享十一年義教、赤松滿祐の弟義隆の邑を奪うて、赤松貞村及び細川持春に分與す、一色義實、土岐持頼の害に逢ふや、京人流言して、滿祐將に誅せらるべしと、滿祐持良の事より怨積み、心常に危む、此に至り、意を決して義教を弑せんとし、一族諸臣を聚めて謀す、上原對馬諫む、滿祐諒かず、其子教祐と謀りて、事を舉ぐ

アカマ

三條實能、管領細川持之以下の諸臣、及び赤松貞村、赤松滿祐等皆從ふ、酒宴罷にして、滿祐將に與半なる時、滿祐家臣をして馬を放たしめ、奔逸を防ぐと稱して關門を閉づ、衆大に驚ぐ、義教怪み起つ、伏兵俄に起りて坐に侵入す、安積行秀進で義教の頭を斬る、實能以下山名京極諸氏皆死傷す、持之貞村等逃る、滿祐、義教の頭を掲げ、弟義隆則繁等と、各、火を其第に放ち、丹波路より播磨に奔る、諸將敢てこれを追ふものなし

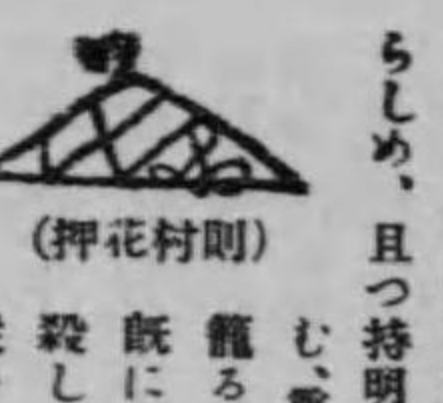
アカマツコバン 赤松小判 尙古品金貨の一種、横一寸八分前、横一寸七分五厘前、重量四

アカマ

アカマツノリムラ 赤松則村 天長二年、葉髪して入道圓心と稱し、月潭と號す、法名法雲寺、後醍醐天皇の御子、元弘二年、義親王の令旨を奉じて、義兵を播磨佐用莊若龜山城に擧げ、山陰山陽二道を絶つ、三年北條仲時來り攻む、擊て之を破る、既にして後醍醐天皇船上に幸す、此時則村源忠顯、足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴



アカマツミツスケ 赤松滿祐 大膳大夫義則の長子、左京大夫となり、父の死後播磨守護職を襲ぐ、時に叔父貞範の孫持良將軍義持の寵に因て備作二州の守護に任ぜられ、更に播磨守護を奪はんとし、屢々將軍に請ふ、義持意に許して發せず、滿祐怒りて應永三十四年十月火を居第に放て播磨白旗城に據て叛す、義持之を討す、時に諸侯持良の悖禮を惡み幕府に至り請ふ、義持爲に持良を自殺せしめ、滿祐を許す、永享元年將軍義教繼ぎて立ち、滿祐故の如く幕府に仕へ、備播作三州の守護となる、四年八月事を以て滿祐を禁錮す、滿祐憤怨亂を爲す、既にして、降を乞ふ、時に貞範の嫡孫貞村美貌を以て義教に嬖幸せらる、且つ義教滿祐の三州を割きて貞村に與へ、滿祐の勢を減せんとす、滿祐之を聞き怒り、六月關東の勝を祝せんと宴を設けて義教を招く、宴半にして伏兵起り、滿祐の臣安積行秀義教を刺殺し、滿祐火



アカマツウチノラン 赤松氏亂 足利六代將軍義教人となり盛氣常に強臣を誅戮せんとす、永享十一年義教、赤松滿祐の弟義隆の邑を奪うて、赤松貞村及び細川持春に分與す、一色義實、土岐持頼の害に逢ふや、京人流言して、滿祐將に誅せらるべしと、滿祐持良の事より怨積み、心常に危む、此に至り、意を決して義教を弑せんとし、一族諸臣を聚めて謀す、上原對馬諫む、滿祐諒かず、其子教祐と謀りて、事を舉ぐ

アカマ

アカマツウチノラン 赤松氏亂 足利六代將軍義教人となり盛氣常に強臣を誅戮せんとす、永享十一年義教、赤松滿祐の弟義隆の邑を奪うて、赤松貞村及び細川持春に分與す、一色義實、土岐持頼の害に逢ふや、京人流言して、滿祐將に誅せらるべしと、滿祐持良の事より怨積み、心常に危む、此に至り、意を決して義教を弑せんとし、一族諸臣を聚めて謀す、上原對馬諫む、滿祐諒かず、其子教祐と謀りて、事を舉ぐ

アケウイ

亞槐 大納言をいふ、ダイナゴン

アケ

緋(紅) 染色の名、茜にて染めたる色、服色圖解に云、茜染は近世製する者甚だ稀なり

アゲウタ

上歌(擧歌) 古への雅樂の名、古事記傳に、神樂採物の歌に、諸擧と云ふあり

アゲテ

綏 オイカケしと同じ、今昔物語に云冠の上縁の長かりければ、世の人、あけのまとなんづけたりける云々

アゲシヨウモン

上證文 江戸時代訴訟上

アゲス

差上申一札之事 一何々の出入、簡様々々訴上之候

アゲタタミ

上疊 貴人の鋪座に用ふる疊、座敷の疊の上に、外の疊を二疊並べ敷く事にて御座

アケズモン

不開門 傳燈門の別稱、花山天皇遺世せられし時、此門より出てられしを以て不詳の例とし、この門を開けざるより起る、慶中抄に、傳燈門、あけずのみかどなりといへり

アケチミツヒデ

明智光秀 名聞十兵衛と稱す、關原土岐氏の支族、美濃の人、父を光綱と云ふ、一説に若狭小濱殿工冬廣の二子なり

アケノカハ

紅草 紅を以て染めたる綉色のもみ草、赤草と別なり、一説に西條の草と云ふは恐らく誤なるべし、大威儀は、この紅草を細く巻みて威したるなり

アケツ

を以て滋賀郡を賜はり、坂本に城を居す、采色十萬石を食む、天正元年高島郡及び木月田中の二城を賜はり、滋賀の郡領を併す

アケツチモン

上土門(揚土門) 名聞 屋上を平らにして、其上に土を載せ、右灰にて塗りたる門を云ふ、又あつち門といへり

アケノ

一種の雅装束抄に、先づとき節にて解き、平かうがいに別け目の筋より頂を別け下して、先づ右の髪をかみれして結び、左の髪をよくけづり、油わたなど附け、髻を取る如くときよする

アゲマキ

總角(髻、角子) 結髪

アゲバ

上下四方に暮をまよふて宮室に象るを云ふ、平張に對して揚張の義なるべし、齊明紀に暮をよみ、和名抄に大張也と見えたり

アゲハ

揚羽蝶 紋所の名、蝶紋(テフノモン)を見よ

アゲキ

赤衣 五位を云ふ、五位は淺緋の服を着するより名づく(八雲御抄)

アケノ

一種の雅装束抄に、先づとき節にて解き、平かうがいに別け目の筋より頂を別け下して、先づ右の髪をかみれして結び、左の髪をよくけづり、油わたなど附け、髻を取る如くときよする

でも、結核にても、太き管ほどなる、長さ三尺ばかり有にて、ゆひめのこむすびしたれば、これは、主上の御總角のむすびやうなり、わなの方をまへにあてれば、わなのながさ一すばかりに、前へすこし筋かへたるやうにて有なり、さてわなならぬかた、後へひきて六すばかりにて、二筋さがりてあるべし、主上の御總角の事、ちたは此定にゆひたるを、三つにわけて、二つをば組あはせて上へあぐべし、さていまいとつにて、あけたるものとまよふべし云々

アゲマキ

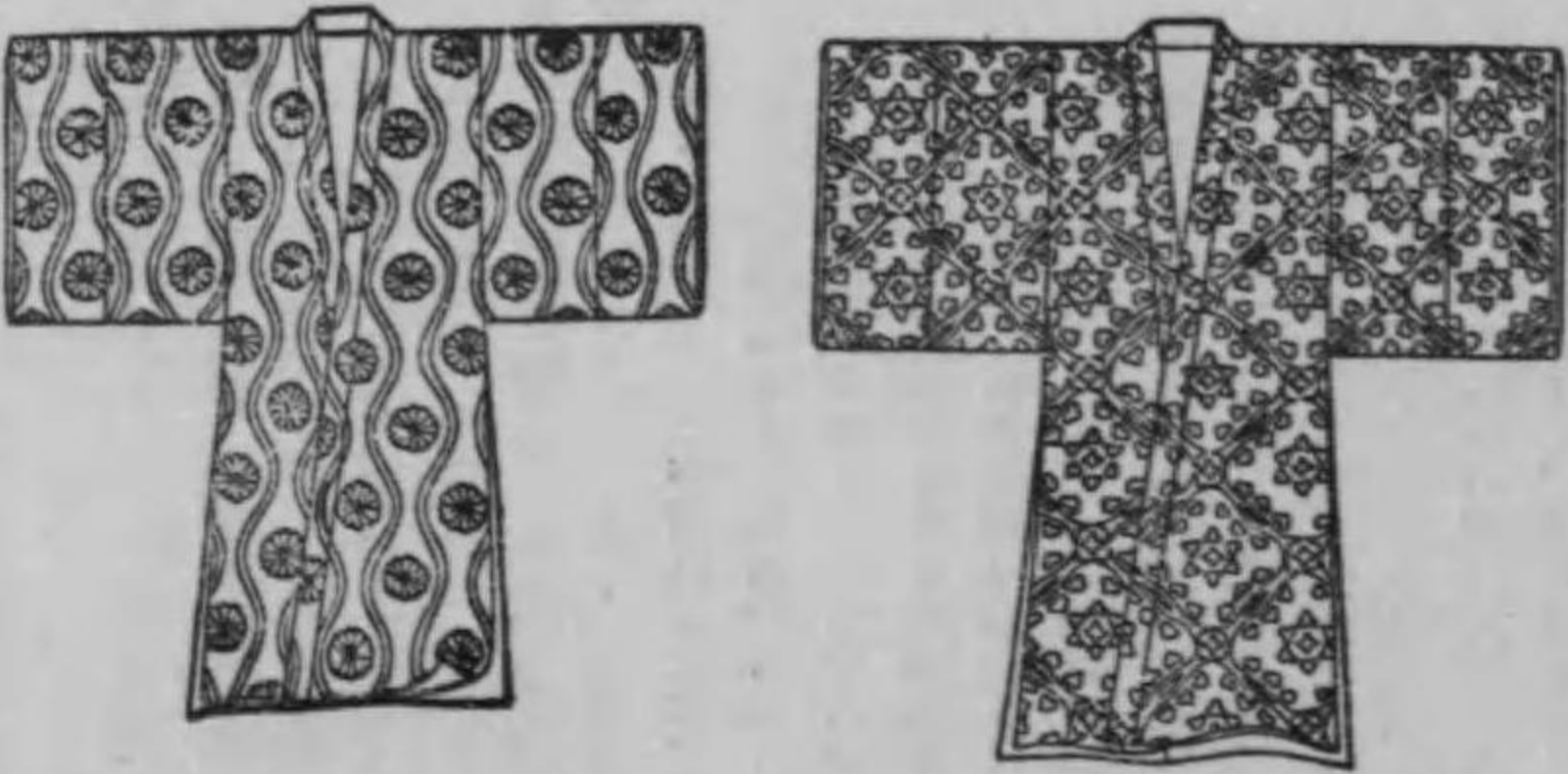
總角(髻、角子) 遊板を云ふ、(サカイヲ)を見よ、○太平記山門攻の條に、志す處の矢所を少し不遠、鐵の辻走より總角付の板まで云々とみえたり

アゴノコホリ

英虞郡 所在志摩國、此地なり、國郡沿革考に、養老三年佐藤郡を置き、後ち英虞郡と改む、佐藤郡改稱の事、史に見えず、然れども塔志郡を割きし地、此郡の外之に充つべきなし、且つ名切村以南の半島、今猶土人之を先志摩と云ふ、是佐藤の遺名ならん、之を以て考るに、後阿胡宮

アゴノ

を以て滋賀郡を賜はり、坂本に城を居す、采色十萬石を食む、天正元年高島郡及び木月田中の二城を賜はり、滋賀の郡領を併す、二年從五位下日向守となる、三年信長の命にて、族を任と改め丹波に封ぜらる、五年織田信忠に從ひ片岡城を據く、後ち波多野秀治を八上城に攻め利あらず、母を質として和す、後ち秀治兄弟を捕へて信長に送る、信長之を殺す、因て波多野の兵怒り光秀の母を斬る、世人故に光秀母を弔ふとす、光秀爲に信長を恨み、又事を以て憤り、十年終に叛して信長を本能寺に弑す(ホンノラジノ) (参看) 光秀母で山崎にて豊臣秀吉に敗られ(ヤマザキノヤカヒ) (参看) 坂本に逃る、途小栗栖にて土人に殺さる、年五十七、光秀才學あり和歌を能くし又茶道に通ず(常山紀談、野史)



浦立菊紋 小 唐類に類、衣也と注し、一語一言には、下着なりと云へり

アケノ

を以て國府となし、因て郡名改めしならんといへり、和名抄に、甲賀(カフカ)名鑑、船越(フナコ)道浮、芳草、二色、餘月、神戶(カヌヘ)の八郡あり、明治二十九年答志郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

アサカ

八郡あり、中世其東境を割て田村郡を置く...

アサカノシンジャ

伊勢國志都大阿坂小阿坂の地、龍天大明神と稱す...

アサガホ

此色を衣に染めて九月老人着用品(染草草)...

アサガミシモ

麻上下 麻にてつくる上下をいふ、江戸時代土庶人の通常禮服なり...

アサガレヒ

朝餉 朝夕主上に奉る供物を云ふ、禁部抄に、朝餉御膳(朝夕夜共)とあれば、朝は...

アサガレヒノツボ

朝餉壺 清涼殿朝餉の間の前庭を云ふ、日中行事に朝餉庭...

アサガレヒノマ

朝餉間 天皇の供物を備ふる所をいふ、玉海に朝干飯間に作る...

アサギ

淺黄 髪の色目の名、表裏共に薄紺なるもの(装束色)

アサギイロ

淺葱色 染色の名、薄青色を云ふ、水色、白濁とも云ふ...

アサギイロ

淺黄色 染色の名、薄黄色を云ふ、無品親王の袍の色に用ふ...

アサギ

麻布 麻布にて作れる衣服、裏に用ふ、萬葉集に、妙の様に麻衣さするは夢か...

アサギノハウ

淺黄袍 無位親王の着する袍を云ふ、又黄衣と稱す、薄淺黄緑色となり...

アサカクラパン

淺草藏番 江戸幕府の職名、藏奉行の下に屬し、淺草倉庫の米穀渡方等の事を掌る...

アサカサテラ

淺草寺 東京淺草に在り、金龍山傳法院と號す、坂東願禮所の第十三番...

アサク

薩、世に一寸八分の金像と稱す(聖傳)に云ふ、推古天皇の時、進中臣なる者あり、武藏國淺草に左遷せらる...

アサクサフニコ

淺草文庫 所存二あり、(一)江戸淺草諏訪町堀田加州候下屋敷内、淺草御藏前片町三十一番地...

アサクサモン

淺草門 江戸城外郭門の一、日本橋より、淺草への出口に在るを以て名づく、今の淺草橋の所に在り...

アサクチノコホリ

淺口郡 所存備中國(元)正天皇靈龜二年八月始めて見ゆ、和名抄に、河智、間人...

アサグツ

淺履(淺沓) 執柄大臣大將より公卿以下平常用ふる履、桐の木を彫り左圖の如く作りて漆を塗る...

アサクラウチ

朝倉氏 姓は日下部、孝徳天皇の後裔日下部宗高より出づ、宗高の子高清始めて朝倉氏と稱す...

アサク

朝倉氏 姓は日下部、孝徳天皇の後裔日下部宗高より出づ、宗高の子高清始めて朝倉氏と稱す...

アサク

朝倉に住せしを以て氏となす、建武中廣景足利氏に從ひ高經に從屬して越前に新田義貞を攻む...

アサク

朝倉敏景 名義景、彈正左衛門尉と稱す、創製して英林宗地と云ふ、系統家景の子、延元中越前坂南郡黒丸城に居る、新波氏三老臣の一たり...

アサク

朝倉敏景 名義景、彈正左衛門尉と稱す、創製して英林宗地と云ふ、系統家景の子、延元中越前坂南郡黒丸城に居る、新波氏三老臣の一たり...

アサク

増源甲斐守兄弟の専横を憎み、撃て滅し越前を領し
一乗谷に築きて従る、應仁元年京極持清と戰て之を
敗る、島山義就其勇を山名宗全に薦む、宗全之を賞

一於三朝倉之家、宿老を不可不定、其身の器用忠節に
よりて、可三申付二之事。

一於城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

一於二城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

一於二城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

一於二城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

一於二城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

一於二城內、夜能可爲三無用二事、
一待之役なること、伊達日川へ使者を立て、龍馬置
など被三求問敷候、自然他所より到來は、各別に候、

アサク

は、彼々は朝倉前に、伺公の者可被少候事、
一家中諸奉公人の内、假令不器量無朝候に候とも、

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

一可勝三合戦可取三城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を選移、甚口惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大勢に獨向は、不可

アサク

心候事、
一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

右之様々能々服膺し、晝夜相勤めて、永く子孫
に踏厥せらるべく候、諸事内方を謹厚沙汰し候

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

一諸沙汰直業之時、理非少し被三曲間敷候、若役人等
私を致す之旨、被三聞及候は、堅可三被三處三問罪

アサク

ふるまはれば候は、たしかに後悔可有之者也、
今川了俊歌
子を思ふ親の心のまことあらばいさむる道にま

アサクラノカリミヤ 朝倉行宮
筑前國朝倉郡須川村に舊跡あり、大宇宮野村と云ふ

アサクラノタチバナノヒロニハノミヤ
前國權風土記、太宰管内志、伊豫温故録

アサクラノミヤ 朝倉宮
泊瀬朝倉宮、ハ

アサクラノシカゲ 朝倉義景
二耶と稱す、初名は延景、天文二十一年六月將軍義

二耶と稱す、初名は延景、天文二十一年六月將軍義
輝隆の字を賜ひ義景と改む、備前國鞆正左衛門尉孝景
の子、越前の領主世々一乗谷に居る、備前國左衛門督



(集菟瑛纂編科史)藏所寺月心前越

義景未だ從はず、元龜元年信長教賀に來り諸城を隔
いる、義景淺井長政と共に討て走らす、其後屢々兵を

アサケノコホリ 朝明郡
肥前國伊勢國
肥前國伊勢國
肥前國伊勢國

肥前國伊勢國
肥前國伊勢國
肥前國伊勢國
肥前國伊勢國

アサコ

アサコノコホリ 朝來郡
備前國但馬國
備前國但馬國
備前國但馬國

アササ 朝座
法華八講の時朝勤むる勤行を
云ふ、一日の中朝夕の座ありて座毎に講師代るなり、

アサタ 麻田
備前國津島郡麻田、
備前國津島郡麻田、

アサナ 字
備前國實名の外なる一種の名、
備前國實名の外なる一種の名、

アサノウチ 淺野氏(廣島藩)
姓は清和源氏、攝津守頼光七世の孫光衛より出づ、光衛の二男

光衛の二男
光衛の二男
光衛の二男
光衛の二男

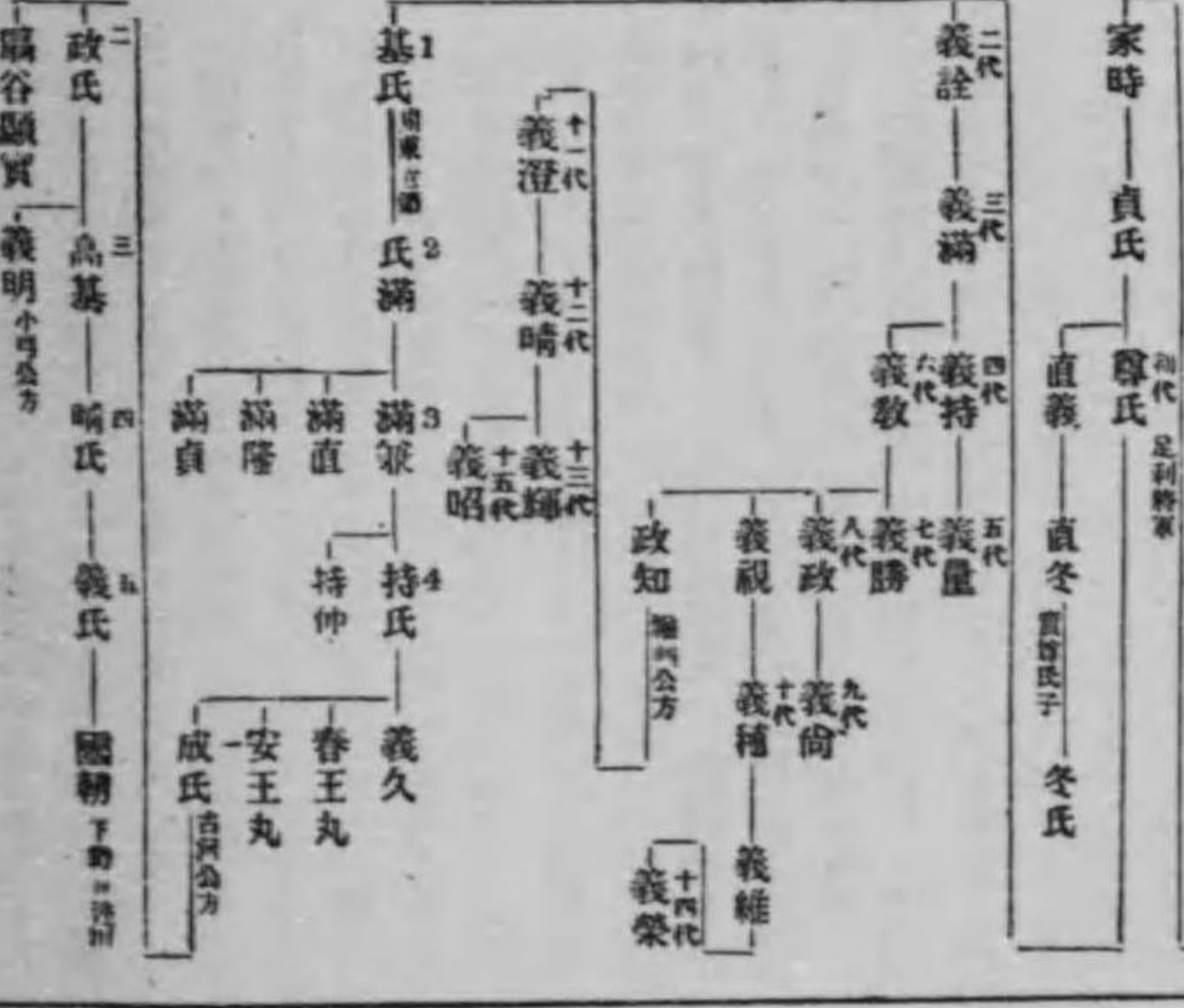
アサユフノミケツモノ

一日右衛門最も傑出しその流を得ふ(武術流祖録)
アサユフノミケツモノ 朝夕御饌
名義 毎日朝夕、皇大神豊受大神の兩宮に供する御饌を、豊受大神の東北角に御饌殿あり、乃ち二所大神宮の御饌を供する所なり

アシカ 足占
アシカ 足占(舊) 上代に行はれたる占の一種、あうらとも云ふ、預じめ踏み止るべき處を定め置き、足を足に合せ、歩み止まりたる時の、詞の吉凶を以て占ひ、又歩數の奇偶を以て占ふ法なりと云ふ

アシカ

先は源義家より出づ、義家義國を生み、義國二子を生じ、長を義重と云ひ新田氏の祖なり、次を義隆と云ひ、下野國足利郡足利に居す、依て氏を稱す、義隆の子義兼以下北條氏の女を娶る、義兼の時、勢新田氏より大なり、貞氏の子尊氏、足利初代の將軍となり、三代義満の時に至り、淳和學兩院別當氏長者となる、十三代義昭に至る、義昭の子基氏鎌倉管領となり持氏に至る、其間四代、持氏の子成氏古河公方となり、五代義隆に至る、其子國朝下野國喜連川に邑を食み、子孫相繼ぎて明治維新に至る、キツレガハヤヤ(魯身(魯身分脈、足利系圖))



アシカガウチ 足利氏 姓は藤原、鎮守府

アシカ

將軍源義家より出づ、アシカガウチの系を見、幼名金山丸法名永安寺道全、基氏の子、正平十二年父を襲いで管領職を襲ふ、年九歳、翌年一歳を討じ又宇都宮の亂を平ぐ、既にして新田義光、藤原義治等南朝の興復を圖る、攻めて之を敗る、文中二年左馬頭に任じ、從五位下に叙す、天授中足利義滿政事に應る、兵滿機に乗じて之に代らんとす、上杉憲春擁護して之を止む、天授六年左兵衛督となり、從四位下に進む、弘和二年小山義政兵を討つ、從三位に進む、應永五年十一月四日薨す、年四十四(或は二十)(大日本史)



(押花満氏)

アシカガウチ 足利氏
アシカガウチ 足利氏 姓は藤原、鎮守府
アシカガウチ 足利氏 姓は藤原、鎮守府



阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)

アシカ
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)

アシカガウチ 足利氏
アシカガウチ 足利氏 姓は藤原、鎮守府
アシカガウチ 足利氏 姓は藤原、鎮守府

アシカ
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)



(押花満氏)

阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)

アシカ
阿比多(阿比多) 阿比多(阿比多)

アシカ



(押花氏尊)

となり、次子義康足利氏と爲る。代々北條の女を娶り...



(押花氏尊)

せんとす。臣下の諫によりて止り直義と和す、幾...



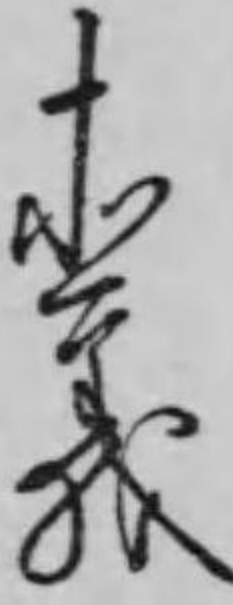
(押花基高)

遣ひて食邑を収めらる。軍師に至り謀ふ、平重盛申理...

アシカ

アシカ

アシカ



(押花氏尊)

す、幾千もなくして折原利季と戦ひて敗れ、歴後に走...



(押花義直)

を救ひ正成戦死す、是に於て尊氏と軍を合せ義直を...



(押花氏晴)

の北條氏と戦ふや、晴氏上杉氏と共に河越城を攻む...

アシカ

アシカ

アシカ



と揚言す、既にして義弘誘せらるるに及び兵を頼めて進まず、明年義満下野足利を以て謀軍に與へ、以て其謀を討つ、満即ち鎌倉に還る、九年伊達政宗を撃ちて之を平ぐ、十六年七月二十七日卒す、年三十三(大日本史)

アシカガミツサタ

足利満貞

アシカガミツタカ

足利満隆

御堂殿と稱す、鎌倉管領氏満の三子、應永十七年陸奥管領持氏を除かんとして、鎌倉爲に懸擾す、上杉長基之を和平し、漸くにして事なきを得たり、十九年十二月、御堂小路に第を作りて移徙し、尋で持氏の弟持仲を養子とす、二十三年足利義満が兄義持、將軍を除き自ら代らんとして、圖策する處あり、満隆遂に計を通じ、同十月上杉禰房と共に兵を起して持氏を圍む、持氏逃れて駿河に奔る、満隆及び持仲禰房等と鎌倉に在りて、自から管領の事を行ふ、明年正月持氏幕府の援兵を得て來り攻しるに及び、軍敗れ、禰房持仲と共に雪之下に自殺す(野史)

アシカガミツタタ

足利満直

りしも、幾干もなくして満隆等の敗死するや、満直の軍亦潰えて自殺す(鎌倉大草紙、野史)

アシカガモチウチ

足利持氏

て、之に應じて兵を出さんとしたりしが、執事上杉憲實、信濃は鎌倉管領の分國にあらざるがゆゑに、私に兵を動かすの不可なるを論じてこれを諫止せしめり、持氏大に憲實を疎するに至り、翌九年遂に、村上頼清を擁するを名として、上杉憲直、一色直兼に兵を會せしめ、密に憲實を討たんと欲し計洩る、即ち脚を憲直、直兼に歸して、これを逐ひ、尋で自ら憲實の邸を訪ひて面談し、事僅に平ぐ、十年持氏嫡子賢王丸の爲めに、源義家の故事に從ひ、越前八幡の祠前に於て元服を加へんとし憲實に圍る、憲實諫めて曰く、先君氏滿以來皆幕府に請ひ、將軍の福諱を受けて冠すること恒例たり、よろしく使を京師に遣りて諱字を請ふべしと、持氏聞かずして諱を越前の祠前に行ひ、義久と命名す、諸將皆來り賀す、時に流言あり、憲實の入賀に乗じて、これを殺さんとす、憲實因りて病と稱し、弟重方をして代りて祝賀せしむ、鎌倉爲めに懸然たり、持氏即ち義久を憲實が家に托して、隔急のなきことを表せんとせしがゆゑ人皆喜びしに、若宮の別當尊仲以て不可とし、持氏を諫めて中止せしめしを以て、憲實益々不平を抱くに至り、既にして憲實の家老長尾房傳、持氏に謁し、罵を枉げて憲實を面諭し、且諸人の疑を解かんことを請ひしむ、持氏聞かず、密に兵を放ちて憲實の山の邸を襲はんとすを計る、憲實此に於て領色上州白井に走り、隈の邊に備へ、急使を遣して狀を京師に告ぐ、持氏即ち兵を率ゐて武州高安寺に抵り、別に一色直兼、同時家に二百騎を授けて上州を襲はしめ、三浦時高をして鎌倉を留守せしむ、九月將軍義教勅命奉じて、持氏征討の令を山東の諸州に下し、上杉持房を將とし、鎌倉へ發向せしむ、將士多くこれに應ず、持氏相模山に迎へ、討つて、大にこれを破りし

アシカ

アシカ

アシカ



と雖も、足柄山に向ひし上杉憲直等の摩訶の軍、早川尻の戦に敗れしを以て、持氏は退きて相州海老名の道場に陣す、會々憲實追討の爲め上州に向ひし一色直兼、同時家等敗れて海老名に歸る、憲實即ち白井を發して武藏分階川原に軍す、關東の諸軍應ずるもの多し、既にして三浦時高持氏に背き、火を鎌倉に放ちて府下を掠略し、尋で管領の營を襲ふ、義久關ヶ谷に遁れ、留衛の士防戦して、これに死す、持氏の兵勢益々窮まり、また爲すべからざるを以て、十一月長尾房傳により、憲實と成を行はん、とを求む、房傳伴りて持氏を迎へ金澤稱名寺に歸す、持氏遂に營を削りて名を道隆と改む、憲實、これを永安寺に移し、上杉持朝、千葉胤直、大石憲儀等を以て誦衛せしめ、上杉憲直、一色直兼を金澤に誅し、また使を京師にやりて持氏の死を宥めん、とを請ふ、義教宥さず、十一月二十日、持氏遂に夫人某氏、叔父満貞等と共に永安寺に於て自殺す、年四十二、超えて二十八日義久亦鎌倉稱名寺に於て自盡す、時に年十一、二千春王、三千安王皆幼、乳母抱きて日光山に匿る、基氏管領となりしより四世十餘年にして、鎌倉の足利氏亡ぶ(上杉家譜、後監、野史)

アシカガモチウチ

足利基氏

名龜若、法名瑞泉寺同願、尊氏の四子、鎌倉管領の初代、正平四年はじめて鎌倉管領に補す、年なほ幼弱なるを以て、執事上杉憲直、高師冬これを輔く、七年父と共に、新田義興、扇屋義治と戦ひて大に之を敗る、八年尊氏京師に歸るに及び、高山國清を留め、執事と爲す、既にして尊氏の養子や、義興等哀に乘じて鎌倉を襲はんとすを計る、基氏深知し、國清をして義興を武藏國六幡川矢口渡に誘殺せ



(押花氏基)

アシカガヨシアキ

足利義詮

しむ、時に兄義詮將軍職を襲ぎて日なほ淺し、而して基氏久しく關東にありて兵權を握れるが故に、將士往々にして基氏が將軍の疑忌に觸れんことを恐る、基氏即ち國清と謀り、兵を擧げて吉野を襲はんとすを義詮に請ふ、義詮大に悦び、共に軍を合して行宮を陥る、これより先執事上杉憲直故ありて南朝に屬したりしが、基氏その舊誼を思ひ、罪を宥めて、これを招き、舊領後を與へてその守護職となす、時に芳賀頼可越後に守たり、おのれの誣められしを怒りて兵を擧ぐ、基氏討つて之を降す、二十二年癸卯、年二十八、基氏關東を鎮すること歳月長からずと雖も、能く其職に協ひ、義詮をしてまた東方を顧みるの憂なからしめ、室町十三代の創業を開かしめしは、其力與かりて頗る大なりとす(大日本史)

アシカ

アシカ



(押花義詮)

直義官軍に將として、進んで男山に據り、梶井直常坂本に陣す、時に尊氏庶長子直冬を鎮西に征し京師兵寫し、是に於て義詮は、細川清氏等の謀を用ひ、京師を出で、西奔す、會々尊氏變を聞きて歸るに遇ひ、また共に京師に入る、明日尊氏また西走す、義詮等并波石籠寺に留り、險に據り寨を設く、兵勢稍々振ふ、幾干もなくして尊氏直義と和を謀じて京師に歸り、義詮を召還す、頃にして直義鎌倉に逃る、冬尊氏往いて、これを討たんとし、乃ちまづ伴りて南朝に降り、義詮に合じて崇光院及び太弟直仁を廢して、正平の號を奉ぜしめたり、七年南朝との講和破る、に及び、義詮は細川清氏、赤松則祐等を率ゐて大に官軍を破り、進んで男山に遁る、後村上天皇國を衝いて賀名生に還る、是に於て義詮、光嚴院の皇子頼仁親王を奉じて帝と稱す、これを後光嚴院と爲す、八年山名時氏官軍と共に來攻し兵勢頗る銳なり、義詮後光嚴院を奉じて東走し、伏見海東北陸三道の兵を率ゐて京師に遁る、時氏等暇はずして走る、即ち京師に入る、時氏また鎌倉より來會す、十三年尊氏薨じ、義詮嗣立す、後光嚴院征夷大將軍を授く、十四年武藏守を兼ね細川清氏を以て執事と爲す、十六年佐々木高氏と謀り、清氏を誅せんとす、清氏即ち南朝に下り、官軍の諸將と共に來り攻む、義詮敵する能はず、後光嚴院を奉じて近江に走る、尋で兵を率ゐて諸道より京に還り別に赤松氏範をして吉野を視せしむ、官軍これを聞きて自ら退く、義詮即ち京師に入る、十八年從二位權大納言に任叙す、十九年大内弘世長門周防を以て來降し、山名時氏等もまた相尋で降る、二十二年正二位に進む、幾干もなくして病に臥し、子義滿幼

アシナ

○八條院あしとの文
(兼手考所載)

○司農少輔伊行の
か、れたる履手
(北邊國等所載)



○歌繪
藤袴の料紙
箱に、新古
今集の
大荒木の
森の木の
間をもしり
兼て入だ
のめなる
秋の夜の
月、とい
ふ歌をか
きたり、
(天朝墨蹟
所載)



千盛連相模國盛名に住し以て氏と爲す、十八代の孫
盛重に至り家臣馳騁の者ありて群臣相和せず、猪苗
代盛國等因て伊達正宗に通ず、天正十七年盛重大兵
を發し、摺上原にて正宗の兵と戦ひて大敗し、支ふ
ること能はずして常陸に走る、同十八年豊臣秀吉之
を頼み常陸江戸崎に置く、後ち遂に亡ぶ(盛名系圖、
野史)

○三浦義明 佐原義連 盛重 光泰 泰盛
盛宗 盛員 直盛 詮盛 盛政 盛久
盛信 盛詮 盛高 盛滋 盛輝 盛氏
盛隆 盛重 元盛

アシナカ 足半 草履の一種、主として室町
時代に於て之を用ひたりき、長さ普通の草履に比し
て極めて短かく、漸く其中位なれば、足の中は草
履の外に出づるなり、こればく時は、人の敷皮に坐
したる節を通るにも、其まゝ通行する事を得るとい
ふ(貞丈雜記、櫻洲集)

アシノカミノコホリ 足上郡 國郡相
模國郡相模郡 元明天皇靈龜元年三月足上郡始めて
見ゆ、萬葉集に、安思我其、阿之我利、正保圖以後今
に至り足柄上に作る、按ずるに、足柄の名景行天皇
紀に見え、孝德天皇分都の時足柄郡と稱し、尋で上
下に分つ、和名抄に、高家(タカキヤ、タカヘ)櫻
井(サクラキ)岡本(オカモト)伴部、餘戸、縣家の六
郡あり(續紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アシノケ 阿之乃介 脚氣病を云ふ、和名
抄に、脚病脚氣と見ゆ、續紀に、脚病脚氣、從三櫻井領
宮三連と見え、源氏物語、うづは物語などに、かくび
やうといへるも亦同じ、後撰集に、あしひきのやま

アシナ アシノ

ひはすとも踏かよふ跡をば見ぬは苦しきものを、又
落葉物語に、とぶらひるものせんとおもひつれど、あ
しのけお、りてさうぞくすることのくるしければし
とも見えたり、なほ尺素往來に、中風脚氣之法、莫
勝温泉とあれば、室町時代に於ては、既に轉地療
養の行はれたるを知るべし、

アシノジゼニ 足字鏡 名 江戸時代に
おける鏡貨の一種、湖にて作り、徑八分半弱、
重さ一匁、小者徑七分半の二種あり、銅質紫黒、最文
足字、穿上に在り、室町寛保二年下野國磯田郡足尾
村にて鑄造す(新寛永錢譜)

アシノシモノコホリ 足下郡 足上郡と
邊境を同ふす、アシノカミノコホリを見、管轄は
高田、和戸、飯田(ハンダ)垂水(タケヒ)足柄(アシ
カラ)等なり(和名抄)

アシノヤ 葦矢 朝廷に於て、十二月晦日追
儼の儀式に、方相氏用のふるもの、楯の弓に葦の矢
を以て鬼を追ひ射るなり、是れ疫鬼を追ふまじなひ
なりといふ(公事根源、四季草)

アシハナアカケ 葦花赤毛(胚) 馬の毛
色の名、黄白毛の雜りたるものを云ふ、又、桃華馬と
もいふ、説文に、黄馬白毛を胚といふと見え、爾雅
疏に、今之を桃華馬と謂ふと見えたり、

アシハナケ 葦花毛 馬の毛色の名、葦毛
に黄の帯びたるもの、尾花葦毛ともいふ、和名抄に、
黄馬、葦花毛馬也と見えたり、アシハナケを看、

アシハラノナカツクニ 葦原中國 吾國
の別稱、太古四方の海邊等は多く葦原なりしより、
葦原の中にある國の意にて別稱となりたり(國號考)

アシヒトツアガリノミヤ 足一騰宮
宮殿の名、古事記傳に、宮の一方は宇沙川の岸

アシノ アシヒ

なる山(片かけて講へ、今一方は流の中に大なる柱
を、唯一つ建て支へたる構なるべし、騰と云ふ故は、
宮の御床は、山の片岸の上に構へたるに、彼の一方
を支へたる柱は川より立ちたる故に、其方より望
めば、高く聳て見ゆればなり、といへり、所古、豐前國
宇佐郡、宇佐神社の邊、書紀通讀に、柱鏡宮、蓋歴
階而昇之宮殿也、今宇佐神社西、有、豐前國志
に、一柱鏡宮址は、宇佐宮の榮橋を架せる川上に在
りて、柱礎の石峙尙存すといひ、豐前志に、宇佐宮
より一里餘西南に當りて、川に流ひて拜田村といふ
あり、川より五六町許隔りたる處に、小高き松原あり、
南北に通ひし大道の跡存り、其處を村人は、塔
の山上とも云へり、塔山は鏡山、足上は足一騰の
略かといひ、詳かならず、書紀、神武天皇、日向より發
して筑紫に幸し豐前宇佐に到り給ひし時、其土人夷
族津彦、菟狹津媛の二人此宮を造り大御靈を奉る、
尋で天皇其地より岡田宮に遷り給へり(古事記、古事
記傳)

アシフチ 贈 馬の、膝より以下白きをいふ、
「ヨシシロ」ともいふ、和名抄に、贈馬、爾雅注云、四
股皆白曰贈、較謂、膝以下也」とあり、

アシフネ 葦船 船の一種、伊弉諾、伊弉册の
兩尊が姪子を生み給ひしに、三年まで足た、ざりし
かば葦船に入れて流したること神代史に見えたり、
書紀裏紙には、葦の一葉を以て船と爲すと説きたれ
ど當らず、蓋し葦を多く集めて組み合せたる船なる
べし(古事記傳)

アシモリ 足守 備中國賀陽郡上足守
村、國郡上代、應仁天皇幸して行宮となし、足守宮
と云ふ、近代木下氏の邑にて陣屋を置く、慶長五年

アシフ アシモ

アシナ アシノ

アチチノアタノ

アタチカゲモリ

安達景盛 名號彌九郎と稱す、法名覺地、大蓮房と號す、高野山に居るを以て、世呼で高野入道と云ふ。...

アチチノコホリ

足立郡 所置武藏國。建置詳かならず、延喜式にみえたり、和名抄に、郷津、増田(ウエタ)...

アタチノコホリ

安達郡 所置岩代國(舊陸奥國)思原國天皇延喜六年正月安積郡を分ちて本郡を置く。...

アタノクニ

吾田國 所置神代紀に、吾田長屋笠之崎とある吾田は、今の薩摩阿多郡に...

アタノアタハ

阿多郡 所置薩摩國。神代紀に、吾田長屋笠之崎とあるは、本郡の地に...

アタノハカ

阿陀墓 内大臣藤原真繼の墓。大和國宇智郡南阿陀村大家山にあり、光城東四十五町...

アタノハヤヒト

阿多軍人 姓氏録に、阿多軍人は、富乃須佐利乃命の後とあり、古事記に...

アタハ

直 姓氏録の一種、數とも書き、阿多比延とも云ふ、(一)姓氏録に直は君を云ふとあり、(二)古...

アチキ

事記傳に阿多閉と云ふべし、此は戸に固々にある姓なれば、其處々の君たる意ならむと云ひ、(三)倭訓業に、...

アチサケ

味酒 甘美き酒を云ふ、古へ、ウマサケと云ひしを、中古より字に據てアチサケと稱...

アチキ

阿直岐 所置百濟國の人、阿直岐史の始祖。神武天皇十五年八月百濟王、阿直岐を遣し、...

アツエ

篤胤 熱病を云ふ、熱病の義、又アツエビト、アツチと云ふも同病なり、倭訓業に、特...

アチノアチメ

阿知使主 漢の漢の雲帝の曾孫。漢、魏に讓るに及び神牛の教に因り出でて、...

アチメ

アチメ

阿茶局 本姓神尾、名は須和(一)に須知に作る阿茶局と稱す。...

アツアキラシワウ

敦明親王

厚圓座 厚き圓座を云ふ、マエツカシヤマ 阿津加志山 岩代國伊達郡大木戸村の北部の西邊、...

アツエ

アツエ

アツマ

アツマノクニ 吾嬭國(吾妻、吾嬭、東)

東方諸國の汎稱、景行天皇の朝、日本武尊東夷を征し相模より海を渡り、上越に赴く時、暴風起り船覆らん

アツマ

ど偽書なれば取らずと、今左に東百官の名を示す

アツマワラハ 東豎子(東儲) 内侍司の被官にて、行幸の時供奉す、公事根源女親位の條に、中にも東豎子と云ふは、内侍司の被官にある

アツミ

アツミノコホリ

安曇郡 國郡沿革考、法令全書

國郡沿革考、法令全書

アツヤ

アツヤ

アテモ

アテモ

アツミノイヌカヒウチ

阿曇犬養氏 海神大和多羅神三世孫、徳己都久命より出づ、連を稱する神別なれど、此氏人國史に見えず、攝津住吉郡に大海神社ありて、聖武天皇天十六年、天皇安曇江に幸し、三島路を取り、紫香樂宮に幸すとあれ

アツヤウ

厚様 紙の名、鳥子の古名、其實厚きが故に名づく、薄様に對していふ詞、萬葉集仙覺の段文中に、鎌倉右大臣所携萬葉集、紙用厚様紙

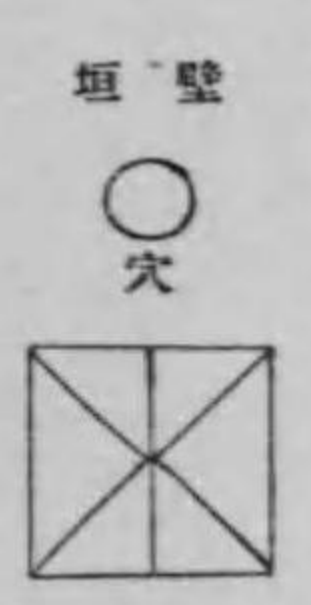
アツミノウチ

安曇氏(阿曇氏) 海神總祖豊玉彦命の子、穂高見命より出づ、海人を掌る氏なり、古事記御魂の段に、底津總津見神、中津總津見神、上津總津見神、此三神は安曇連等の祭る神にて、安曇連は總津見神の子、宇部志日金折命の子孫なり

アトシ―アト

神別なり、本居は河内國津川郡跡部の地にて、其別氏は大和、和泉、攝津等あり、天武天皇十三年五月...

役の人別に乘物又は乘馬にて持鎧をたて、草履取口付、若黨、先徒などを召連れ、主人の跡に引下りて...



此處に立ちて錢を投ずる也

アトバ―アナイ

アトバコ 跡箱 江戸時代、大名の行列に、其家の格式に因りて乗馬又は駕籠の後に、挾箱を持た...

アナサ―アナト

アナサハリウ 穴澤流 穴澤主殿助盛秀の始めたる...

アトツキ 後継 廣の緒を切を云ふ、嫁娶誕生の時に忌詞多きを以て云ひしなるべし、アト...

アナイチ 案内 アナナイを見よ、アナイチ 穴一 名無遊戯の一種、地上に...

アナタフト 穴貴 式部卿重親親王の持せし名符、續教訓抄に、式部卿宮此符を吹し給ふあひ...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アノトノトヨラノミヤ

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アナホ 穴太 所在 近江國滋賀郡比叡山無動寺の東麓...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アナト―アナフ

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アノトノトヨラノミヤ 穴門豊浦宮 名後 仲哀天皇の皇居 長門國豊浦郡豊浦の地...

アハチ

アハダヤキ

粟田焼 京都粟田に於て焼きたる陶器を云ふ。...

アハチノイサナキノジンジャ

淡路伊弉諾神社 伊弉諾神社(イザナキノジンジャ)を...

アハチノクニ

淡路國 四方皆海、北は播磨、東南は紀伊、西南は阿波に對す、...

アハチ

六世孫尙春三好氏に弑せられ地終に三好氏に歸す、天文の末三好長慶の弟安宅冬康、由其城に居て國主と稱し、...

Table with 4 columns: 六國史, 延喜抄, 拾芥, 古園, 郡名, 明治治, 抄倭名, 抄拾芥, 寛知集, 郡名, 明治治, 郡名, 明治治, 郡名, 明治治

アハチノハイテイ

淡路廢帝 淳仁天皇を申す、...

アハチノホノサワケ

淡道之穂之佐別 大八洲の一、淡路國の別名、アハチノクニを參看、...

アハチノミヅノミヤ

淡道之御井宮 安寧天皇の皇子師木津日子命の子知々都美命の宮、...

アハチ

アハチノミササキ

淡路陵 淳仁天皇の陵、淡路常盤草に、淡路國三原郡加集村にあり、...

アハチノミハカ

淡路御墓 淳仁天皇の御母富山山背の墓、淡路國三原郡加集村大字加集天王森の南七八町の小丘、...

アハチヤキ

淡路燒 淡路國三原郡伊賀野村に於て製造する陶器をいふ、...

アハノ

アハノオトド

阿波大臣 大炊御門經宗 (オホヒミカドツネムネ)を見よ、

アハノクニ

安房國 北は上總、東西南は海、東西十里、南北七里、東海道に屬す、...

アハノイミヘウチ

阿波忌部氏 天日鷲命より出づ、連、宿禰等を稱する神別なり、...

アハノイミヘウチ

安房齋部氏 天日鷲命の孫由布津主命に出で、阿波忌部の別氏なり、...

アハノ

中を貫く、半島の地なり、地勢險阻西邊宿禰、古語拾遺に、天富命阿波國より本國に遷り麻敷を播種す、...

Table with 4 columns: 六國史, 延喜抄, 拾芥, 古園, 郡名, 明治治, 抄倭名, 抄拾芥, 寛知集, 郡名, 明治治, 郡名, 明治治, 郡名, 明治治

アハノクニ

阿波國 東は海、西は伊豫、西南は土佐、北は讃岐に至る、東西凡十八里三十三町、南北凡十六里六町、...

アヒタケビト

共食者 古へ外國の使節を...

アヒツ

合圖 軍陣中、味方の者に意思を通...

アヒツコヨミ

會津曆 會津にて作り出したる曆をいふ...

アヒツチユウジヤウ

會津中將 保科正之(ハコナツサキ)を見よ...

アヒツチユウナゴン

會津中納言 上杉景勝(ウエギカケカツ)を見よ...

アヒツツリ

會津塗 信濃若代國會津郡若松町に於て...

アヒツ

十八年滿生氏郷漆工に命じ創めて南郡橋に換して製...

アヒツノコホリ

會津郡 關西若代國...

アヒツノヒヤツコトイ

會津白虎隊 白虎隊(ヒヤッコウタイ)を見よ...

アヒツヤキ

會津焼 會津郡大沼郡本郷村にて製出する陶器...

アヒツラウジヤウ

會津龍城 關西若代國...

アヒツ

會津に歸り向は江戸幕府を恢復せんことを謀る...

會津に歸り向は江戸幕府を恢復せんことを謀る...

アヒト

保父子哀訴罪を謝し士卒の命を助けんことを乞ひ...

アヒン

む、相嘗嘗の略語なり、天皇と相共に新穀を饗し奉...

アヒモ

長田社一座 日前社一座 國懸社一座...

アヒルノコホリ アフギ

起原遠祖延喜式始めて見ゆ、和名抄に美々(ミミ)小河(チカホ)...

アヒルノコホリ

此名あり、又カホリと云ふは、蝴蝶の翼を見て學びたる故に名づく...

アフギ

房方故實に云ふ、祝には白きを忌む、白骨とも故なり、室町幕府も同じく之を忌みたり...

アフギアハセ

分つて扇を出し、或は詩歌などを書きくを合せ、列者ありて勝負を決するを云ふ...

アフギガヤツ

扇ヶ谷 扇ヶ谷 扇ヶ谷 扇ヶ谷 扇ヶ谷...

アフギガヤツクワンリヤウ

扇ヶ谷管領 扇ヶ谷管領 扇ヶ谷管領...

アフギガヤツサムラヒドコロ

扇ヶ谷 扇ヶ谷 扇ヶ谷...

アフギ アフサ

の居所なり、鎌倉年中行事に、小侍所詮評定奉行、扇ヶ谷侍所兼介方出云々...

アフギタルキ

扇垂木 扇の開きたる骨の形に作りたる垂木にて、社殿堂塔に此割を用ふ...

アフギナガシ

扇流 川の流に金銀の扇を流す遊興を云ふ、専ら室町時代に於て、京都大井川にて行ひたり...

アフギノモン

扇紋 紋所の名、扇の形を象りたるもの、扇に月を出したるもの、日を出したるもの...

アフギモチ

扇風持 室町時代、將軍出行の時、扇を持って供奉する者を云ふ...

アフサカノセキ

逢坂關(合坂、相坂、會坂) 關近江國滋賀郡大津の南の山なり...

アツシ アフチ

る逢坂山にあり、所謂三關の一、名跡案内記によれば、舊關趾は、今の官道の西の山茶屋ヶ谷と云ふ所に...

アツシ

アツシ 押字 名乗の字を草に略して、各自のしるしに用ふる文字をいふ...

アフチ

アツチ 棟(枅) 染色の名、袴衣、下裳、衣等みば此色にて染め五月に著用す...

アフシ

アツシ アツチ 薄葉といへども、薄葉も至つて薄ければ青に類す、故に表薄色にして裏青なるは義に近し...

アフツ

アツツ 阿佛 名號四條と號し、右衛門佐と稱す、阿佛は法名、北林源尼と號す...

アフチノタン

棟紋 青紫と紫紫との色の相交はりたるもの、平結、差縫、手綱、組紐等に此色を用ふ(装束色)

アフチ

アフチ 葵 葵の色の名、表薄青にて、裏薄紫なるもの、四月頃著用す(薄葉草)

アフヒ

アフヒ 葵 葵の色の名、表薄青にて、裏薄紫なるもの、四月頃著用す(薄葉草)



アツヒツバ 葵 葵を四つ寄合せてたる如くなる形の葵をいふ、夫木抄六帖信實朝臣、かつてまたさすさくちにあふひつば、こゝろありけるかなつくりかなと見えたり(貞丈雜記)

アフヒノモン

葵紋 紋所の名、徳川氏松平氏は丸に三つ葵、本多氏は立葵、丹波の西田氏は枝葵を用ふ...

アフヒマツリ

葵祭 買茂祭(カモノマツ) 買茂祭(カモノマツ) 買茂祭(カモノマツ)...

アフラ アフリ

アフラ アフリ

アフラツカサ

アフラツカサ 主油司

アフラモチ

アフラモチ 油持

アフリ

アフリ 隙泥



アフリノジンジャ

アフリ

相模國大住郡大山の嶺雨降山の奥

使と異なり、三代實録元慶二年二月

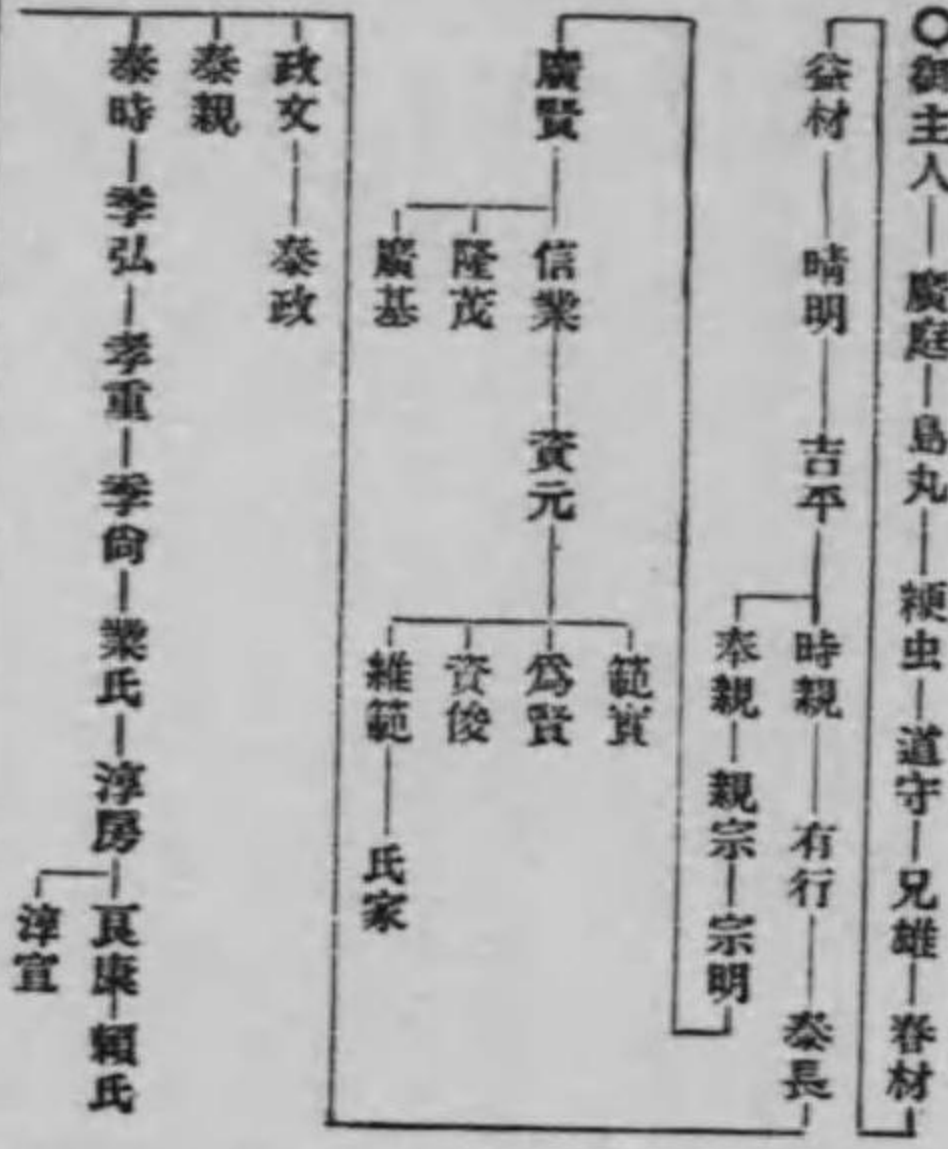
アフリヤウ

アフリヤウ 押領使

アフリヤウ 押領使

アフリヤウ 押領使

アハウ



アハウ

アハウ

アハウ

アハウ

アハウ

の皇子大産命の子武津川別命

の皇子大産命の子武津川別命

アベウチ

アベウチ

アハウ

アハウ

二年六月花山天皇遷位の時、晴明天文を見て事變を知り、大に驚き走りて宮中に赴く、玉座既に空かりしと云ふ、又天徳中節刀災に罹る、人其制を知らず、晴明諸人に譲り木橋を作り献すと云ふ、金鳥玉兎集、占事略決等(大日本史)

アノナカマロ 安倍仲麻呂 遣唐留學の時、姓名を易ゆ、一説に朝衡は唐朝の賜ふ所といふ、唐中節大輔船守の子、幼より聰明好みて書をよむ、寛龜二年遣唐留學生に選ばれる、時に年十六、留ること数年唐朝に仕へ、玄宗帝左補闕を授け儀王と友たり、後、秘書を経て秘書監を兼ね、衡尉卿となる、唐中節藤原清河大使となり唐に使す、玄宗仲麻呂をして接せしむ、清河歸るに臨み仲麻呂節志あり、玄宗因て命じて使と爲す、海上風に遭ひ安南に漂泊し、再唐に往く、肅宗擢て左散騎とし安南都護に侍せしむ、後、光祿大夫に至り、御史中丞北海部開國公を兼ね、三千戸を食む、寶龜元年正月唐に卒す、年七十、代宗詔州大都督を贈る、唐に在ること前後五十年、常に郷親を思ひ、書を新羅王子金隱居に托して送る、寶龜十年勅して東施百匹白練三百屯を賜ひ、葬祭の料に充つ、承和三年遣唐使正二位を贈る、仲麻呂詩歌に妙なり、唐を去らんとして衡命將辭國、非才忝侍臣、天中懇明主、海外憶慈親、伏奏逢金闕、騎驢去玉津、蓬萊都路遠、若水故園隣、西望關恩日、東歸感義辰、平生一寶劍、留贈結交人、歎に、あまの原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かあり、孰れも人口に傳へり(大日本史)

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

阿部正弘 幼名剛藏、後、主計と改む、伊勢守と稱す、法名良徳院高峯信義節度正精の第六子、母は高野氏、文政二年十月生る、天保七年十一月兄正室の養子となり、従五位下に叙し、伊勢守と稱す、尋で其封を廢ふ、十一年寺社奉行に補し、十四年中となり四品に叙す、年廿五、水野忠邦が改革の政に敗れたる後を享けて苛政を除き、大に民心の收養に勉む、此時に當り、外國との關係漸く繁多を加へんとし、英米魯等の船舶浦賀長崎等に來り、交易を求むること漸くなり、正弘早くより外國の已むべからざるを知れりと雖も、國未だ俄に之を許可するに過せざるを以て、徐ろに開國の策を奏せんとし、遂に開國延期の方針を定めて外國と交渉し常に其要求を却けしが嘉永六年米國の使節へルリ、國書を持して正式に通商の事を請ふに際し、また延期の策を講ぜんとしたりし、米國の意志頗る強固にして延期のこと、遂に望むべからざるを以て、勢に迫られて開國に決し、安政元年下田商館の二港を開くを約し、所謂神奈川條約を訂結したり、尋で又英魯蘭の諸國とも和親條約を結ぶ、これより鎖帷夷の論天下に沸騰し、世態騷然たり、正弘即ち福田正勝を薦めて老中主座と爲し、専ら外交の事を

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

賜ふ開國崇峻天皇二年勅を奉じて北陸諸國を觀察し、齊明天皇の朝然守となる、四年蝦夷を伐ち、藤原仲麻呂の蝦夷を降し、郡領を定め、渡島蝦夷等を會し大襲して歸る、又蝦夷を伐ち、明年再蝦夷を征し、土人の言に従ひ彼方羊蹄に政所を建て、郡領を置き、連で蝦夷を伐つ、功を以て位二階を進む、六年再び蝦夷二百を率ゐて蝦夷を伐ち大にこれを破る、天智天皇の朝、前將軍阿曇比羅夫等百濟を救ふ、時に後將軍となる、尋で新羅を討じ利あらず、後、太宰帥となり、大錦上に進む、持統天皇の時直大驛に進み、封五十戸を食む、大寶中直大驛司と爲り、慶雲二年中納言となり、和銅二年從三位に叙し、養老の初正三位大納言となる、四年薨す(大日本史)

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

阿部正弘 幼名剛藏、後、主計と改む、伊勢守と稱す、法名良徳院高峯信義節度正精の第六子、母は高野氏、文政二年十月生る、天保七年十一月兄正室の養子となり、従五位下に叙し、伊勢守と稱す、尋で其封を廢ふ、十一年寺社奉行に補し、十四年中となり四品に叙す、年廿五、水野忠邦が改革の政に敗れたる後を享けて苛政を除き、大に民心の收養に勉む、此時に當り、外國との關係漸く繁多を加へんとし、英米魯等の船舶浦賀長崎等に來り、交易を求むること漸くなり、正弘早くより外國の已むべからざるを知れりと雖も、國未だ俄に之を許可するに過せざるを以て、徐ろに開國の策を奏せんとし、遂に開國延期の方針を定めて外國と交渉し常に其要求を却けしが嘉永六年米國の使節へルリ、國書を持して正式に通商の事を請ふに際し、また延期の策を講ぜんとしたりし、米國の意志頗る強固にして延期のこと、遂に望むべからざるを以て、勢に迫られて開國に決し、安政元年下田商館の二港を開くを約し、所謂神奈川條約を訂結したり、尋で又英魯蘭の諸國とも和親條約を結ぶ、これより鎖帷夷の論天下に沸騰し、世態騷然たり、正弘即ち福田正勝を薦めて老中主座と爲し、専ら外交の事を

アノナカマロ 安倍仲麻呂 遣唐留學の時、姓名を易ゆ、一説に朝衡は唐朝の賜ふ所といふ、唐中節大輔船守の子、幼より聰明好みて書をよむ、寛龜二年遣唐留學生に選ばれる、時に年十六、留ること数年唐朝に仕へ、玄宗帝左補闕を授け儀王と友たり、後、秘書を経て秘書監を兼ね、衡尉卿となる、唐中節藤原清河大使となり唐に使す、玄宗仲麻呂をして接せしむ、清河歸るに臨み仲麻呂節志あり、玄宗因て命じて使と爲す、海上風に遭ひ安南に漂泊し、再唐に往く、肅宗擢て左散騎とし安南都護に侍せしむ、後、光祿大夫に至り、御史中丞北海部開國公を兼ね、三千戸を食む、寶龜元年正月唐に卒す、年七十、代宗詔州大都督を贈る、唐に在ること前後五十年、常に郷親を思ひ、書を新羅王子金隱居に托して送る、寶龜十年勅して東施百匹白練三百屯を賜ひ、葬祭の料に充つ、承和三年遣唐使正二位を贈る、仲麻呂詩歌に妙なり、唐を去らんとして衡命將辭國、非才忝侍臣、天中懇明主、海外憶慈親、伏奏逢金闕、騎驢去玉津、蓬萊都路遠、若水故園隣、西望關恩日、東歸感義辰、平生一寶劍、留贈結交人、歎に、あまの原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かあり、孰れも人口に傳へり(大日本史)

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アノヒラフ 阿倍比羅夫 阿倍

アミタ アミノ
す、阿彌陀經に、從、是西方過十萬億佛土、有三世...



アミタフツ 阿彌陀佛 後乘坊重源の號、ヤ...

アミダホフ 阿彌陀法 阿彌陀如來...

アミノジンジャ 阿彌神社 阿彌陀菩薩...

アミノリモノ 網乗物 乗物駕籠の一種、...

アミヤ アムキ

アミヤ 網役 江戸時代納税の一種、濱邊...

アミヤトンス 火洗布 和蘭語今は「す...

アン 案 草案なり、下書をいふ、合義解に、文...

アンエイ 安永 後醍醐天皇御宇の...

アンエイサジゼニ 安永佐字銭 名義...

アンカウテンワウ 安康天皇 名義...

アンガ 安歌 天皇の崩御を云ふ、前漢書天...

アンゲン 安元 高倉天皇御宇の年...

アンゴ 安居 僧徒が四月十五日より...

アンコク 安國寺 厩元元年足利直義、...

アンコクジ 安國寺 厩元元年足利直義、...

アンケクワンヘイ 安下官幣 神祇官に...

アンケクワンヘイ 安下官幣 神祇官に...

アムキ

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキノコホリ 奄藝郡 阿波伊勢國...

アムキ

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ 安下官幣 神祇官に...

アムキ

アムキ

アマノ

皇の御名、テンマテンラウを見よ、アマノヌボコ 天瓊矛

アマノハゲルマ 天羽車

アマノハゴロモ 天羽衣

アマノハジユミ 天梳弓

アマノハツチノミコトノジンジャ

羽市命神社

アマノハハギリ 天羽々斬

アマノハトフネ 天鳩船

アマノハハヤ 天羽羽矢

アマノミカド 天朝

アマノミカド 天朝

アマノミカド 天朝

アマノミカド 天朝

アマノミカド 天朝

アマノミカド 天朝

アマノ

アマノハヘキリノツルギ 天蠅斬劔

アマノヒスミノミヤ 天日隅宮

アマノヒボコ 天日槍

アマノヒラタ 天平田

アマノヒワシノカミ 天日鷲神

アマノヤスカハ 天安河

アマノヤスタ 天安田

アマノユギオヒ 天敷負

アマノムラクモノツルギ 天叢雲劔

アマノムラキミ 天邑君

アマノムラキミ 天邑君

アマノムラキミ 天邑君

アマノムラキミ 天邑君

アマノムラキミ 天邑君

アマノムラキミ 天邑君

アマノ

アマノホヒノミコト 天菩比命

アマノマカゴヤ 天真鹿兒矢

アマノマカゴヤ 天真鹿兒矢

アマノマカゴヤ 天真鹿兒矢

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノマナナ 天真名井

アマノ

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノ

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アマノムラアハセタ 天邑并田

アメリ

十三洲獨立するに至る、千八百三年(享和三年)佛...

天若日子之射殺す、天照大神及び高皇產靈神大...

人町の工人能く綾を織る、時人大舎人の綾と稱す...



アヤウチ 漢氏(文氏) 阿知使主(アチノ...

じ布にて作り、枕を付けざるものを用ひたりと云ふ...

アヤガキ 綾垣 織を以て作り室内の隅に用...

アヤコホリ 綾之郡 伊賀國阿拜郡に同...

アヤハ—アヤハ

尊の裔國造と云、和名抄に、新居、山田、羽床、甲知(カウチ)鴨部、(ウヤセ)山本、林田(ハイ)

アヤハドリ

漢織 (漢國より來りし織物) アヤハドリ 漢織は漢國より來りし織物云ふ、アヤハは漢の字をよみ、ハトリは織織の約

アヤハ—アヤメ

アヤハ 漢部 織物を以て朝廷に奉仕せる國隊 應神天皇二十年阿知使主兼類と共に

アヤマリジウモン

謝證文 江戸時代失脚ある時に、其過失をあまり、後來を慎むべき旨を記したる謝罪状、昔の過狀、愈々といふものに同じ(玉勝間)

アヤメ

草の名、本草に泥蓼、眞觀儀に漢女草と書き、一に「シヤウア」とも云ふ、後世に花蓼をアヤメと稱し、蓼を音にてシヤウアと云ふ、其葉の形をなし香氣高し、大なるは長四五

アヤメ

アヤメノカツラ 葛蒲織 五月五日未明鉄所より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武徳殿に行幸節會を行はる、群官も亦同じく之を懸く、日蔭の藪の如し、是れ疫邪毒氣を避けんが爲めなり、其様、細長き葛蒲六箱(内二箱一尺九寸四寸九寸)と短きもの四箱とを以て巾子に當て、其最長のもの二箱を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(應神天皇二十年)

アヤメノクラウド

葛蒲織人 五月五日の朝儀に親王諸王公卿に葛蒲を取り傳ふる女織人といふ、端午(タンゴ)参看(年中行事)

アヤメノコシ

葛蒲織 名は初は六衛府より奉る、禁中の御殿を掛く葛蒲及び菟玉を作る料の葛蒲を盛りし興を云ふ、後は葛蒲にて作りたる興を云ふ、是は葛蒲織、葛蒲御殿とも云ふ



月三日六衛府葛蒲花を獻せし條に、其體如屋形之飾葛蒲、是葛蒲與也、と見えたり、其後東坊城家より獻せらるる事となり、江戸時代には、藤井家より献上す、其圖の上に示すが如し、端午(タンゴ)参看(古今要覽)

アヤメノサケ

葛蒲酒(葛華酒、蒲酒) 葛蒲の根を漬し酒を云ふ、朝廷には五月五日節會の時、天皇武德殿に出御ありて、群臣に酒を賜ふ、即ち葛蒲酒なり、葛蒲の根七連各長一寸のものを酒中に漬けて、之を五月五日に服すれば、瘴氣或は蛇蟲の毒を避くる由云ひ傳へ、世俗根節の數に關らず用ふれども、一寸九節のもの尤驗ありと云ふ、又一説に、一寸のうちに百節ある者を用ふれば萬病を治すとぞ、端午(タンゴ)参看(拾芥抄、古今要覽)

アヤメノマクラ

葛蒲枕 五月五日葛蒲を枕の下に敷くことを云ふ、是れ邪氣を避け拂はんが爲めなり、葛蒲草枕とも云ふ、(應神天皇)前中納言雅頼、皇太后宮大夫俊成の歌、千載集新撰後撰集等にあやめの枕の詞見えれば、鎌倉以前よりありしこと明なり、嘉禎四年將軍頼經、金銀を織り葛蒲枕を、朝廷に獻せしこと吾妻鏡に見えたり、此頃既に鎌倉にても用ひられしこと又知らる、後水尾院年中行事に、五月四日あやめの枕(うすやうにつむ)一對こよひ御枕木にあり、うすやうは極細調進す、御枕は勾當内侍より出す也、其様葛蒲を丈け五六寸(宮中

アヤメ

アヤメ

行事略三四寸許に切りて、五寸廻(宮中行事略四寸)許に跡先を紙にひれりにて結びて、兩方の小口にもぎをまきしはさむ也、とあり、端午(タンゴ)参看(倭調菜、古今要覽)

アヤメノユ

葛蒲湯 葛蒲の根及び葉をきさみて投入したる湯をいふ、五月五日これに浴す、又葛蒲湯を五端とも書く、本草綱目には、是に浴すれば心孔を開き五端を補ひ、九氣を通じ、耳目を明にし、音聲を出し、久しく服すれば身を輕し、記履を増し、年を延べ、心智を益す等奇功ありと云ふ、其始め詳かならず、江戸時代には、五日六日兩日湯浴す、京都にては、端午屋敷に葺く葛蒲をとりにて六日に浴す、端午(タンゴ)参看(世説問答、華實年浪草、日本歳事記)

アヤメノコホリ

愛甲郡 所傳相模國 應神天皇延喜式に始めて郡名見ゆ、和名抄に、本郡玉川(ヤマカハ)英那、印山、船田(フナダ)六座、餘戸の六郷あり、吾妻鏡養和元年正月の條に、毛利庄ありて全部を稱す、後ち本郡相模川西南の十八村を割きて筑井郡を置く、寛文復古の時停められ、元祿四年に至り、更に分て津久井郡を置き、本郡は「アイカフ」と訓む、爾來之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アユヒ

足結 上代足に纏ひ結ぶもの、脚帶、足纏なども書き、又あしひとも云ふ、一説に、履巾の如きものといへど、本居氏は袴をかきつけて、膝の邊にて結び固むる帯の如きものなりといへり、鈴、玉等を以て飾裝に用ひたり、是を足結の小鈴と云ふ、坪井正五郎氏近來下野より出てし輪により考證して、貴人が家において用ふるか、或は從者が警護の時を用ひて幾分か無聊を慰むる爲め、音を聞く目的として身に着けたるならんと云へり(上代衣服考、倭

アラ井

アラ井エンマダウ

新居閻魔堂 所傳 初め相模國鎌倉山比濱大島居東南にありしが、貞享以後同所建長寺前巨福呂坂の南に移る○新居山、圓應寺と號す 建長二年建立、知覺禪師の開祖、實藏院と號す、永正十七年再興し寛文十三年開闢を修造す、木像のうち俱生神童衣裝は運慶の作と云ふ(鎌倉跡覽考)

アラ井ジャウ

新井城 所傳相模國三浦郡小網代村字荒井、北は網代海岸は油壺の入江、海中に突出する三十町餘、東の一方陸に接す 應神天皇三浦兵果世割の城にて、永享の頃三浦介時高城主となり足利氏に仕ふ、明應三年養子義同と不和となり父子戦に及び、時高終に戦死す、依て義同城主となる、尋て其子義當が城主となり、義同大住郡岡崎城に居し上杉氏に從て威を振ふ、永正九年北條早雲に攻められ、當城に逃る、早雲三年餘攻圍し終に十五年七月義同父子郡黨以下悉く討死す、爾來北條氏の有に歸せしが、天正十八年小田原落城の時より永く廢城となる、其跡今猶存し水丸跡は大覺院檢所となり、他は悉く畑と化し北方に義同父子の墳塚あり(新編相模國風土記稿)

アライトラドシノヨロヒ

洗糸威燈 洗染糸威の時節、薄紅に染めたる糸を以てをとしたる燈、威(チヂ)参看(四季草)

アラ井ノセキ

荒井關(新井) 所傳 遠江國濱名郡荒井村(今新居町濱名湖の南西岸) 應神天皇徳川家康幕府を江戸に開くや京都の往還は東海東山の二道に據るを以て、東海道は荒井及び箱根に關を設けて番兵を置き、即ち慶長五年今切を關所として、服部権大夫に與力十騎、同心四十人を添へて番兵と

アラ井

爲すに始まる。或は云、江間與左衛門を成守となすと...

アラ井ハクセキ

新井白石

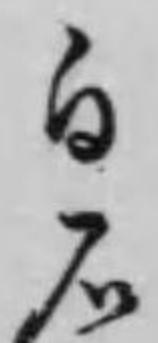
君美、初名典、字は在中、又は清美と云ふ。幼字は勘...



新井白石の肖像

アラ井

るあり、是れ即ち藩に傷くる所の小蛇なり、其疾一...



甲府家宣の召に應じて儒官となり、待遇日に過し、寶...



(藤原氏助之義林)

三巻を著す、七年武家諸法度を頒つ、白石の草する...

アラキ

節等と堂上に於て禮を争ふ、意氣頗る激切、韓使...

アラウ



面 表

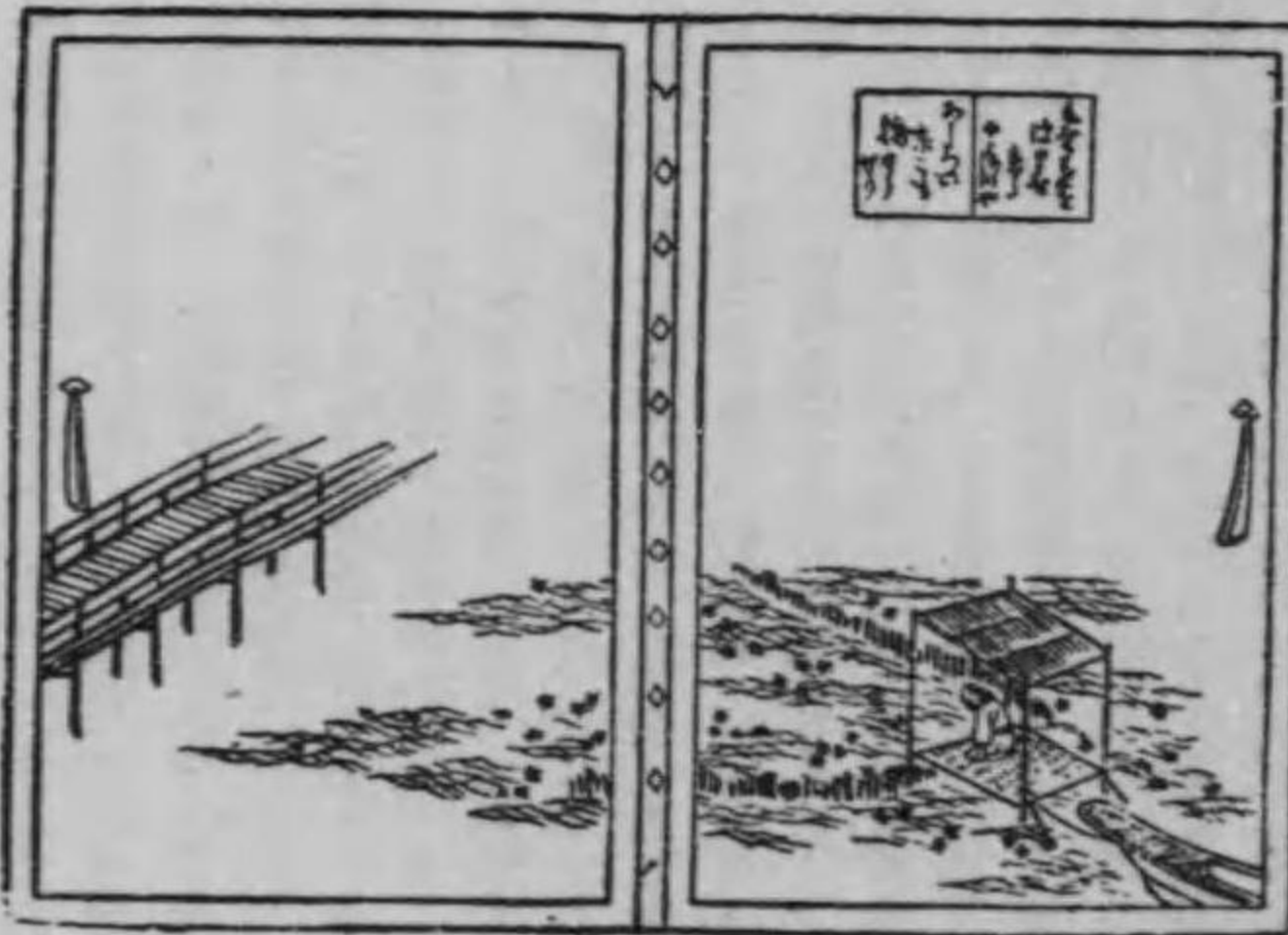
事を理すること、常のごとくなれども、表を引ひ、...

アラウミノシャウジ

荒海障子

清涼殿の蘇の戸の前なる弘廂の九間所に立てたる...

アラウ



面 裏

障子とみえたり、表に、荒海に手長足長の繪(第一圖)...

アラエ

アラキ

紙に、もみち葉を波のよせくる宇治川や、あじろの床...

アラヒトガミ

現人神 天皇の別稱、人にしてなほ神にましますの意、高貴の御身を尊びていふ語、書紀に、景行天皇二十八年日本武尊蝦夷の賦首に、吾是現人神之子也と答へたまひしこと見え、又後に轉じて威靈ある神の義にも用ふ、萬葉集天平十年石上乙鹿鹿三土左國之時歌に、かけまくもゆいしかしこし住吉の荒人神、船のへにうしはきたまひしとあり、また菅原を現人神といひしこと大鏡に見ゆ、アラマキ 荒巻 實卷をいふ、スマキも參看、アラマツリノミヤ 荒祭宮 所在 伊勢國度會郡宇治郡五十鈴河上、大神宮の北(荒御魂宮と稱す、伊勢神宮別宮の)

アラミカハノハラヒ 荒見川祓 大嘗會の時上神以下紙屋川にて行ふ祓をいふ、祓會の前即ち九月晦に行ふ、荒見川は洗ひ川の義なり、大嘗會儀式具釋に、是は大嘗會に奉仕する行事の辨史等是まで思はずも汚穢に觸て自知ざることもあるべければ、其を祓棄て、是より清淨にする儀なり、大嘗會の敷置は、十一月朔よりなれども、行事の辨史は、先是までの汚穢を除かんが爲に九月晦に河祓を爲すなり、云々とあり、(悠紀主基、隈紙屋川の流の東崖に西面の帳を立て、其帳内に行事辨官者、中臣氏贖物を執りて辨の前に跪き、主基亦之に微ひ史の前に置く、次で兩方のト部出て、大麻を中臣及び主基の手を結て辨官及び史生に授く、辨官及び史生大麻の末を取り一撫一吻し、ト部に返して退座す、)

アラミガミ 明神 天皇の尊稱、アキツカミを見よ、アラミタマ 荒魂 神魂(ミタマ)を見よ、アラモノ 荒物 室町時代における逆物の一種、貞丈雜記に本式權者云ふ時は着は煮焼して折に入れて遺すなり、然るに魚鳥を生にて遺すをあら物と云ふなり、香札條々に云く、權者の次第、本式の權は折十合、又は五合、御權十荷、又は五荷等なり、又荒物と云ふは一種々也、或は鷹一、白鳥一、鯛一折共、又は廿共、貝地一折、權等なり、とあり、アラヨ 荒世 御願六月祓の時、神祇官より御願物の爲めに奉る衣を云ふ、即ち荒妙なり、和世に對したる名、中臣の女奉仕す、延喜式四時祭式に、晦日ト部各者(明衣二人執荒世、二人執和世、中臣率ト部執荒世者、就下置於席上其荒服者馬ト部、和服者馬宮主)と見えたり、江次第に、荒世ト部進置竹夜於庭中席上云々、次和世參人如荒世儀ことあり、(ミアガモノ)ヨナリ、參看(貞觀儀式、延喜式、江次第、公事根源)

アララギ 塔 警宮の忌詞にて、塔のことといふ、延喜宮式に、忌詞の内七言云々、塔を阿良良岐と稱すといへり、其意、阿蘭若の意といへど、蕨臺の祝九輪のあたり似たるを以て俗に塔のたつといふ意にて關連より出たる詞なるべし、○又阿青王の事アララギと云ふ、大知度論に、阿青王得阿浮提

アラヒトガミ

次に、ト部大麻を、試前に立て祝詞を讀み、又大麻を取て修祓す、其儀畢て中臣起座し、辨前に進み贖物を撤す、史前の贖物は發取之を撤すといふ、○本朝世紀康治元年九月八日に、神祇官及悠紀主基兩國司井山城國郡司等荒見河祓事云々と見え(代始和抄、大嘗會儀式具釋、倭訓栞)

アラミカハノハラヒ 荒見川祓 大嘗會の時上神以下紙屋川にて行ふ祓をいふ、祓會の前即ち九月晦に行ふ、荒見川は洗ひ川の義なり、大嘗會儀式具釋に、是は大嘗會に奉仕する行事の辨史等是まで思はずも汚穢に觸て自知ざることもあるべければ、其を祓棄て、是より清淨にする儀なり、大嘗會の敷置は、十一月朔よりなれども、行事の辨史は、先是までの汚穢を除かんが爲に九月晦に河祓を爲すなり、云々とあり、(悠紀主基、隈紙屋川の流の東崖に西面の帳を立て、其帳内に行事辨官者、中臣氏贖物を執りて辨の前に跪き、主基亦之に微ひ史の前に置く、次で兩方のト部出て、大麻を中臣及び主基の手を結て辨官及び史生に授く、辨官及び史生大麻の末を取り一撫一吻し、ト部に返して退座す、)

アララギ 塔 警宮の忌詞にて、塔のことといふ、延喜宮式に、忌詞の内七言云々、塔を阿良良岐と稱すといへり、其意、阿蘭若の意といへど、蕨臺の祝九輪のあたり似たるを以て俗に塔のたつといふ意にて關連より出たる詞なるべし、○又阿青王の事アララギと云ふ、大知度論に、阿青王得阿浮提

アララギマヒ

王、一日之中起入萬塔と云へり(拾芥抄、倭訓栞)アララギマヒ 阿良良岐舞 舞の名、和名抄に、道調の曲に、庶人三臺といふ是なりといへり、三台曲は唐の則天武后作所なり、續古事談に、一條天皇の御時相撰授手の日、あら良舞と云ふ舞御覽じけり、これは藥師寺風俗とぞ、女の姿にて始は人の丈のほどにて、漸々高くなりて二丈にも及びけり、其後みかど程なくかくれおはしましければ、やがて此舞なし云々と云へり、

アラレバシリ 阿良禮走 歌曲の一種、歌曲の終に萬年阿良禮萬年阿良禮と重ねてなり返し舞しつゝ、早足に出入し興するよりいへるなるべし、公事根源に、踏歌の節會をばあらればしりのとよのあかりとも申すにやと云へり、釋日本紀踏歌の法に私記に、今俗に阿良禮走と曰ふ、師説に、此歌曲の終には必ず重て萬年阿良禮と云ふ、今故に萬歲樂と云ふ、是古語の遺なりと云へり、續足事と題せる書に、殿走、先右の足をさつと出して踏を踏立て一拍子に音さきを下す、右を踏定て左を如右進しむる也、或は細細と云ふ、殿走も早舞も同様の同名也と見えたり、踏歌節會(マウカノセチエ)を見よ、

アリギ 阿理岐奴 鮮なる衣をいふ、玉脚間に「アリギマハ鮮なる衣なり、又俗の言に物のあざやかにみゆるをアリギと見ゆといふもこれなり」とあり、尙ほ珠玉を運賃して衣の上に著けたるものにして萬葉集四の卷にある珠衣をアリギマハと稱すべしとの説あれど、珠衣はマキマキと訓すべくして全く性質を異にし、右の一説なる珠玉を運賃したるものにて、アリギマハとは別なるよし、同じく玉脚間に見えたり、

アリゲケミ 有毛檢見 江戸時代、田地を

アリケ

アリケ 有毛取 江戸幕府、年の豊凶によりて租を徵收する法、有毛檢見(アリゲケミ)に據りて其法を行ふなり、寛延二年、民の不便を訴ふるより此法を設けらる、其後、弊害下免に流れしを以て、寛政享和の頃廢戒むる所ありき(地方凡例錄、大日本租稅志)アリゲトリ 有毛取 有來錢 錢貨の一種、銅にて作り、色黒濁、製作精ならず、徑八分、重さ七分、(新寛永錢譜)元文元年山城國島羽橋大路にて鑄造す(新寛永錢譜)アリスガハ 有栖川 山城國賀茂、紫野、嵯峨の三所にあり、○紫野の有栖川は、山城名勝志に、愛宕郡大宮村の近傍にあり、土人云、洛北大宮の西にありて源は舟岡の東麓より出で、安居院北小路を経て展橋邊に至り、堀川に合すとありて、或説に、此川邊に、有栖川宮の別荘ありしを以て稱號と爲られしと云へり、又賀茂の齋院の野宮、にあり、○嵯峨の有栖川は、山城名勝志に、葛野郡川端村東入口にあり、北より南に流る、小川なり、伊勢齋宮の野宮あり、野史に、應永中伏見宮の祖榮仁親王此地に座して稱號としたまへると見ゆ、○賀茂の有栖川は、八

アリス

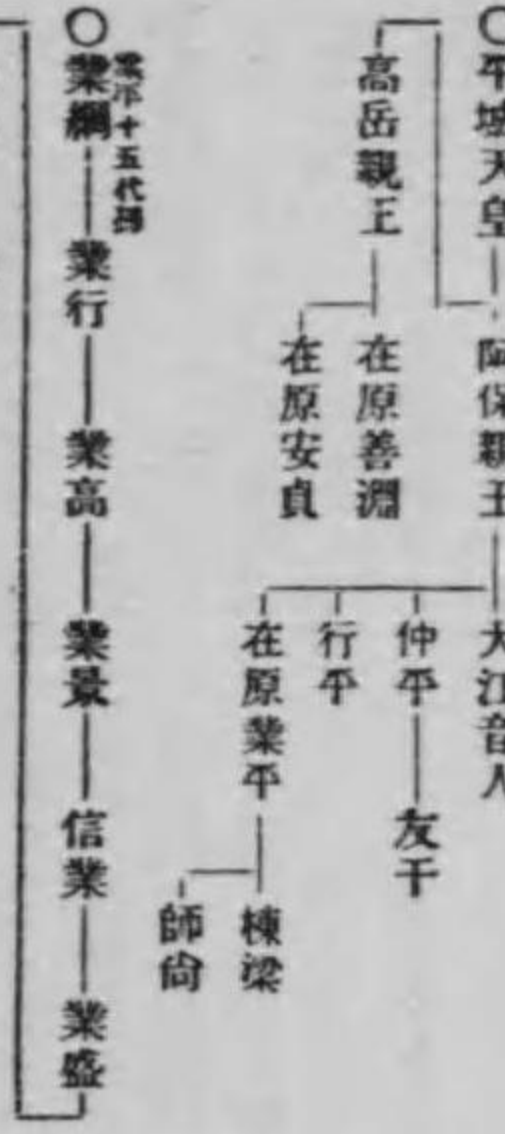
アリスガハノミヤ 有栖川宮 後西院天皇の皇子幸仁親王より出づ、初め後醍醐天皇の皇子好仁親王高松宮と號す、後西院天皇未だ皇子たりし時、好仁親王の遺跡を賜ひ高松宮を繼ぐ、後ち改めて松宮と稱し、又花町と改む、幸仁親王寛文七年四月高松宮を相讓し、十年八月花町宮敷地を賜ひ、十二年六月改めて有栖川宮と號す、蓋し紫野有栖川に宮の別荘ありしを以てなるべし(親王御系圖、己亥叢書)○後醍醐成院 好仁親王 眞仁親王 幸仁親王 正仁親王 敏仁親王 繼仁親王 詔仁親王 敏仁親王 威仁親王 在田郡 紀伊國 阿利那河 朝鮮三大河の一、鴨綠江を云ふ、朝鮮平安道にて支那遼東と境す、○書紀神功皇后三韓征伐の條に、別重誓曰、非東日更出西且阿利那河返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊聞春秋之朝、念統緒之真、天神地祇共討焉、と見えたり、阿は鴨、利は練なり、阿利は鴨練奪利の略音にて、朝鮮語をナイと云へば、那禮はナイの音略にて、國音重音を厭を以て「ナリ」ナレと轉ぜしなるべし、或は鴨は朝鮮語にて「ナリ」ナレと云へば「アリナレ」は韓語「マリナイ」鴨川の轉なりと云ふは誤なるべし(朝鮮地名考)アリハラウチ 在原氏 平城天皇の皇子阿保親王より出づ、初め嵯峨天皇の時、廢太子高岳の子女に在原朝臣を賜ふ、淳和天皇天長中阿保親王上表して、高岳の子女皆王號を停めて朝臣性を賜ふ、

アリナ

アリナレガハ 阿利那河 朝鮮三大河の一、鴨綠江を云ふ、朝鮮平安道にて支那遼東と境す、○書紀神功皇后三韓征伐の條に、別重誓曰、非東日更出西且阿利那河返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊聞春秋之朝、念統緒之真、天神地祇共討焉、と見えたり、阿は鴨、利は練なり、阿利は鴨練奪利の略音にて、朝鮮語をナイと云へば、那禮はナイの音略にて、國音重音を厭を以て「ナリ」ナレと轉ぜしなるべし、或は鴨は朝鮮語にて「ナリ」ナレと云へば「アリナレ」は韓語「マリナイ」鴨川の轉なりと云ふは誤なるべし(朝鮮地名考)アリハラウチ 在原氏 平城天皇の皇子阿保親王より出づ、初め嵯峨天皇の時、廢太子高岳の子女に在原朝臣を賜ふ、淳和天皇天長中阿保親王上表して、高岳の子女皆王號を停めて朝臣性を賜ふ、

アリハ

長子千景異あらんや、諸臣の諸氏亦性を賜へ、勤して其子仲平守平業平に性在原朝臣を賜ふ、業平宮内親王に通過して師尚を生む、高階茂範養て子とす、竟に其性を冒す、業平十五代の孫業嗣あり、鎌倉管領に仕ふ、其裔信業大永中製輪城を築き之に居す(系圖、氏族志)



アリハラテラ

アリハラノナリヒラ

世に在五中將、また在中將と稱す、阿保親王の五子、事蹟天長年間父親王の奏請により、兄行平等と共に在原朝臣の性を賜ひ、臣籍に列し、貞觀年中右馬頭に任ず、是より先文德天皇皇子惟喬親王を愛し、太子とせん意ありしと雖も、その藤氏の出にあらざるが故に、已を得ずして藤原良房の女明子の生みたる四子惟仁親王即ち清和天皇に讓位したまへり、時に年僅に九歳、茲に於て良房及び良房の養子基經等は、基經の妹にして長良の女たる高子を納れて天皇に配せんとす、而して業平は、その妻が紀有常の女にして、惟喬親王の母また有常の妹たるの關係よりして、早くより志を惟喬親王に寄せ、文德天皇が太子を定むるの際にも、有常と共に大に藤原氏と争ひ、遂に敗れたるを以て、藤氏一族とは相睦

アリハ

じからざるに至れる而已ならず、機を見てその勢力を殺さんとせむに當りてや、良房が高子を清和天皇の後室に入れんとするを見、もし然る時には良房一派の族が外戚として隆盛を極むべきがゆゑに、業平は之を妨げんことを謀り、密に高子と通じ、且つ五條の宮にあるを誘ひて、宮外に奔る、基經等大に怒り、業平の髪を切りて東國に逐ふ、業平即ち海道を下りて、三河國八橋を過ぎては、から衣きつ、なれにしましあれば、ゆるぎぬる旅をせしむるも、詠じ、駿河に入りて富士山を望みては、時しらぬ山は富士の根いつとてかかこまだらに雪のふるらん」といふ、更に武蔵國隅田川に都鳥の浮べるをみて、名にしおほ、いざことばん都鳥わがおもふ人はありやなしや」と詠す、世傳へて絶唱となす、既にして再び都に歸る、時に高子は業平と通じたるの故を以て清和天皇の女御たるを得ざりしと雖も、たゞ官女の列として後宮に入り、遂に内殿に侍し、貞觀七年皇子關成天皇を生む、茲に於て業平の企圖したる計畫は、只これを妨げしに止まりて、終極の目的を達するを得ざりき、幾干もなくして十四年惟喬親王出家し給ひしを以て、また業平に志なく、放縱不拘の本質に任せたりしと雖も、惟喬親王を思ふの情は益々切を加へ、雪中野の山並に親王を訪ひ、歸るに臨み歌ひて曰く、忘れては夢かとおもふ思ひきや雪ふみわけて君を見んとは、悲痛の情言外に溢る、忠誠の志またおもふべし、十七年漸く右近衛中將に遷り、元慶中相模美濃の權守を歴、四年卒す、年五十六(大日本史、和歌之浦、藤野氏伊勢物語讀義)

アリハラノユキヒラ

阿保親王の第二子、天長中父親王の奏請により在原朝臣の性を賜ふ、承和中藏人侍從、右近衛少將

アリマ

を経て天安元年兵部大輔となり、貞觀中正四位下參議檢非違使別當左衛門督を歴任し、藏人頭に補す、參議の藏人頭を兼ねること、に始まる、尋で太宰權帥に任ず、是より先奏して筑紫の敵を對馬に輸するを停め、曾岐の水田を營みて、對馬の年糧とせん事を請ひ、又肥前松浦郡の鹿羅直嘉二郷を合し二郷を建て上近下近と號せんことを請ひ、並に採用せらる、元慶中治部卿中納言に任じ、また正三位民部卿となる、仁和の初降典出羽按察使を兼ね、尋でこれを辭す、寛平五年薨す年七十、嘗て左京三條に學館を創め、其子弟を教育す、獎學院これなり、シヤウガケン(参看、大日本史)

アリマウチ

有馬氏(越前丸岡) 姓は藤原、枇杷中納言長良の二男遠經より出づ、九代の孫幸澄源頼朝に仕へて京都大番を勤む、其子經澄建保中肥前高來郡を領知し城を有馬に築き、日野江城或は原城と號す、子孫依て有馬氏を稱す、十代晴純足利義晴に仕へて相伴衆となり、三代相繼ぐ、晴信豐臣秀吉に仕へて高來郡四萬石を領し日野江城を保つ、子直純徳川家康に仕へて慶長十九年十二月一萬三千石加賜、日向國國城に移封、前と合て五萬三千石、延寶七年庚戌、第二人次子三子を分封す、元祿四年十月、清純越後國赤魚川城に移封、八年五月越前國坂井郡丸岡城に移封、正徳元年諸藩の列となる、爾來子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族誌)

アリマ

アリマノコホリ

有馬郡 所在 攝津國 世原治部書記舒明天皇十年の條に有間温湯宮と見え、また延喜式に郡名始めて見ゆ、和名抄に、春木(ハルキ)上下幡多(ハタ)羽束(ハツカシ)大神(ナチ)上下忍壁(シシカベ)の諸郷あり、拾芥抄に、羽束郡を載せたり、古書に所見なし、恐らく誤謬ならん、今波豆川上流の諸村河邊郡に屬す、古の羽束郡の地ならん、爾來變更なし(書紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アリマハルノフ

有馬晴信 名號 通稱 十郎、左衛門大夫、又修理大夫と稱す、義真の子、兄義純の後を嗣ぎ、肥前國原、日野江兩城に主たり、はじめ豊臣秀吉に仕へ、文祿征韓の役に特功あり、秀吉薨じて後、慶長五年上方軍起るに當り、小四行長の謀狀を得て之に應ぜんとしたりしが、大村喜前との謀議によりて中止し、子直純に兵二千を授けて、行長の領邑を侵し水俣城を攻めしむ、關津原の戦西軍大敗するに及び、城守自殺し城陷る、晴信即ち直純を遣はし、捷を家康に報ぜしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年亞細港の商船を長崎に襲ひて撃沈す、是より先晴信、家康の命により奇楠香を求めんが爲め、商船を襲して亞細港に立寄りしに、船人亞細港人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財皆奪れたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、亞細港の船長時に入津せば、加比丹を誅して、其罪を斷すべしとの指令を受く、既にして其船來るに及び撃つて之を沈めたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友

アリマ

とし善し、大八晴信を欺きて曰く、船先年製船焼打の功あるにより前將軍(家康)これを賞せられ、その善領なれば鍋島勝茂が領する肥前の内三郡を給ふべしとの内旨を、正純既に奉じたりとて、御教書の案を偽造して示す、晴信大に喜び、大八に托し賄賂として正純に金銀を贈る、大八悉く之を私しせるのみならず、更に晴信を欺き、このことは江戸の將軍(秀忠)より布達ある言なれば、江戸老臣へも贈賄すべしと稱し、銀六百枚を偽受す、既にして晴信や、これを疑ひ、手書して正純に問ふ、茲に於て大八の奸謀現して罪せられ、晴信又連座して旨に違ふ、大八獄中において書を上り、晴信唐船互市唐糸のこと、常に長崎奉行長谷川禎廣に、命ぜられるを病怨し密かに暗殺せんことを謀るよしを訴へければ、再び晴信をして大八と對決せしめしに、晴信語塞る、即ち大久保長安に命じて、甲州に配流し、其封を奪ひ、子直純に新に四萬石を給して、祀を存せしむ、時に慶長十七年三月なり、晴信配所において憂悶に堪へず、同年五月自殺す、或はいふ死を賜へるなりと、今は徳川實紀に従ふ(徳川實紀、野史)

アリマ

アルジマウケ 饗禮 饗客を請して飲食をす、むるを云ふ、又「アルジ」とも「マウケ」とも或は「アルマヒ」とも「ミア」とも云ふ、饗應、馳走、酒宴、酒盛と云ふも同じ、朝廷の節會の宴、及び公

アレバ

荒地引 江戸幕府租を免除する法の一、初め收入ありし田島、屢災害に罹りて地勢、地味等變改し、又は惡疫にて死亡する者多くして作人なき等の爲め、遂に荒地と爲りし所の租を免除す、引(ヒキ)参看(地方凡例録、大日本租稅志)

アレハタ

阿禮幡 禁中豐樂院にて、正月十七日射禮の時、たてらるゝはたをいふ(延喜式、本朝軍器考)

アレバコ

阿禮宮 賀茂の御生に供御を盛る宮、阿禮は供御の義なり、延喜式に、又五色繩各三匹阿禮三具料楊宮三合盛阿禮(科)とみゆ(儀訓菜)

アレバヒキ

荒場引 江戸幕府租を免除する法の一、もと荒廢の地を、官の檢地を受けて耕作するも、收穫少なくして費用を償ふに足らざるもの地租を除くをいふ、又永荒場引と稱するものあり、大雨洪水に因り、川岸破壊し、或は山崩れ等の爲め、田島屋敷荒となるもの、租を除くをいふ、引(ヒキ)参看(地方凡例録、大日本租稅志)

いゐ

イ 移 奈良朝ころの公文書の一類、もと支那の制にふれるなり、八省又は内外諸司等、相互間における通達文の稱にて、諸司の所管なき衛府京職兵庫等の間の相互に發する文書にも之を用ふ、被管の諸司は直に他司に移文を發するを得ざれども、罪人を追捕する場合はこの限にあらず、但し時代により多少の變遷あり、今左に其書式及び實例を示す(唐六典、公式令)

刑部省移 式部省
其事云々、故移
年月日 錄位 姓 名
(公式令)

右兵庫移 民部省
所請米壹斛貳斗 鹽壹升貳合 綿肆屯
右直丁貳人 丁貳人合肆人 丁貳人合肆人
以前直丁等來十一月三十日料帳、具願如件、以移、
天平十七年十月二十一日
正八位下行少監阿刀造濱主
大元正七位下勳十二等民伊美吉古監
(正倉院文書)

井アヲ 位 換 「アヲ」を見よ、
井アツカリ 居 預 僧侶の役名、寺院に居て調度を取り扱ふ僧(僧官位階例集、寺官抄)

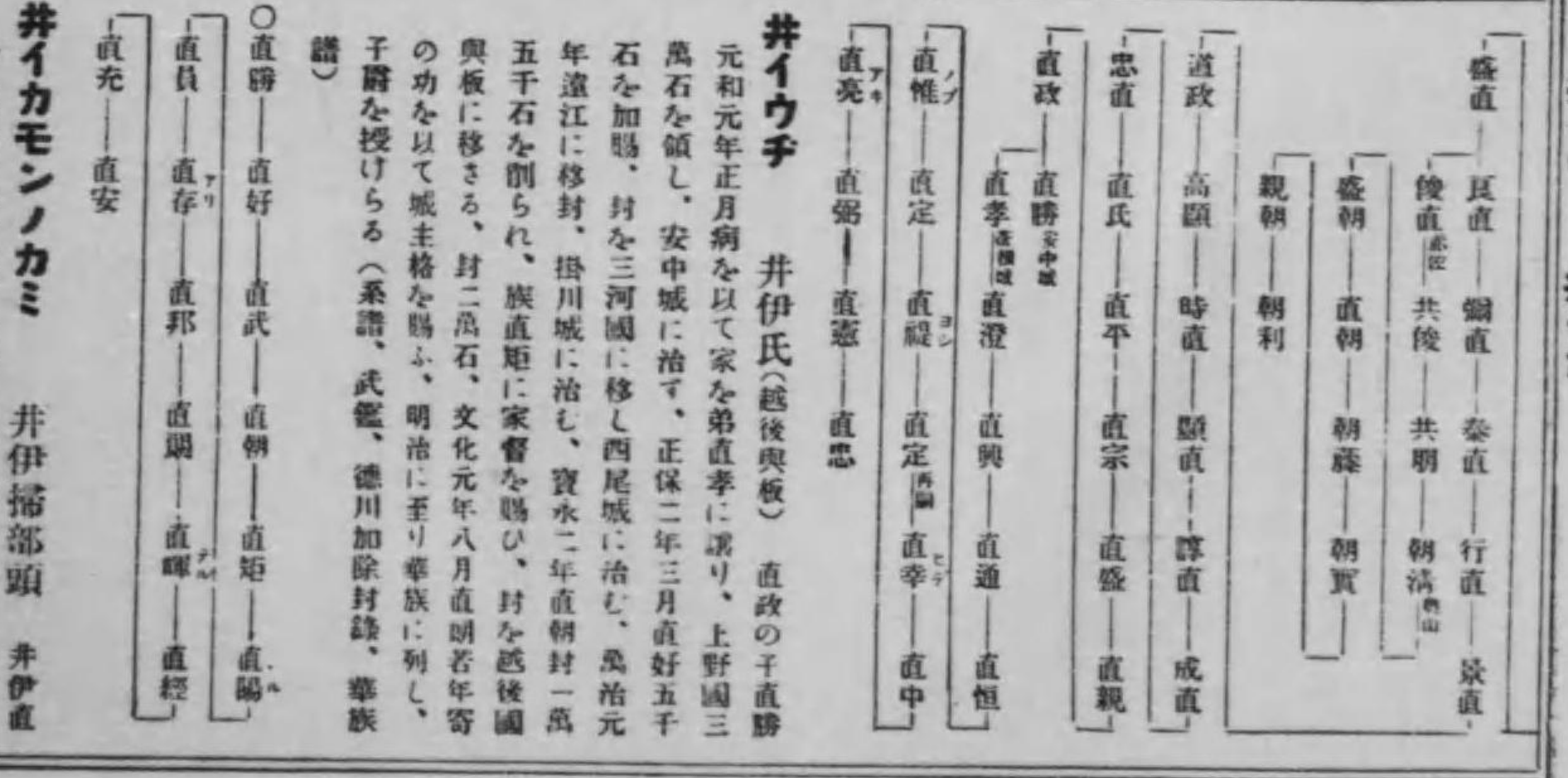
イー井アツ

井アヒー井イウ

井イウー井イカ

井アヒ 居 合 居ながら長き刀を抜き、敬と立ち合ふ技術、劍術の二法にて、抜刀術なり(延喜式) 元龜天正年間、奥州の人林崎其助重信、林崎神明に祈りて、抜刀の妙術を得、精妙神に入る、是れ抜刀の始祖なり、其法則は、劍法略記に、刀のさしざま、鞘のかけさま、鞘口のきり様、柄手かけ様、大紋形のことゆゑ(柄手をかける前ならばし)ぬきがいり、鞘のうらぬき、放切付、柄手のわたり、かさしざま、打ちさま、手の内の心しめゆるめ、足の出し様、立ち様、手の高低、手ふさの習などの種々あり、はたらしに渡る仕様、勝負の別る際々、刀のあつかひ、おさめ様などのことわざを始め、習はし教云々」とあり(重信田宮平兵衛茂政に傳ふ、之を田宮流と云ふ、此外一宮流、一傳流、片山流(又伯耆流とも云ふ)水野流、匹田流、化顯流等あり(武術流祖録、武藝小傳)

井イウチ 井伊氏(近江産根) 性は藤原、良門の孫利基の子利世より出づ、正曆中共資出で備中守となり、後ち遠江守に轉任し、引佐郡井伊郷井伊谷に居す、其子共保始めて井伊氏と稱す、直政豊川家康に仕へて大功あり、上州箕輪城に十二萬石に封ぜられ、後ち高崎、佐和山の諸城に移り、十八萬石に封ぜられ、慶長九年、其子直勝の時、江州産根に移る、元和元年病を以て家督を辭し、弟直孝に譲り、自ら安中城三萬石を領す、安政中直弼大老となり、始めて諸外國と通商條約を結ぶ、文久三年直憲十萬石を削られ、二十五萬石を領す、明治維新の後華族に列し伯爵を授けらる(系譜、武鑑、徳川加除封録、華族譜)



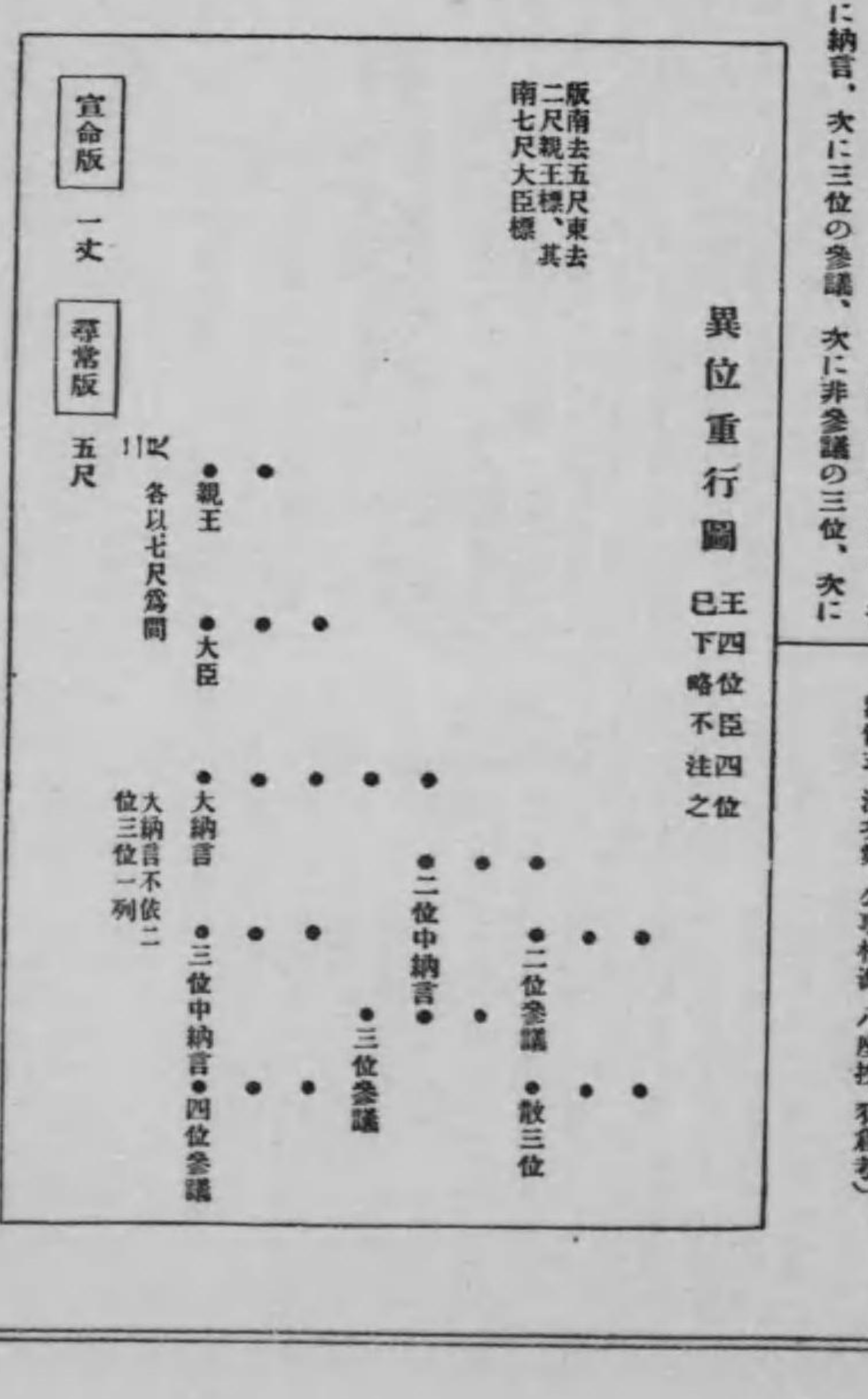
り、其内尤も著名なるは、直孝と、櫻田にて著せられし直弼となす、別に傳あり就て見よ、
井イシヤウ 井伊城 遠江國引佐郡井伊谷村字城山(遠江治生) 一條天皇正暦年間、備中守藤原共實朝命にて遠江守と爲り井伊郷に住す、建武擾亂の時、井伊之介あり、南朝に忠勤す、吉野の皇子井伊城に入御す、介の族入奥山六郎次郎藤原朝藤山山城にあり、應安四年宗良親王の弟無文禪師奥山城に入御す、奥山氏又共保の子孫なり、井伊氏世傳此地を領知し、共資より十九代直勝の時、近江國犬上郡彦根城に移封せらる(武鑑、遠江風土記傳)

イ井チユウギヤウ 異位重行 公事ある日、王臣の朝廷に列立する位地の名、皆位の次第によりて重行す、即ち貴き者を前にし、卑しき者次第に其後に重り立つを云ふ(内裏式貞觀儀式等に始めて見ゆ、其儀式によりて一方に重行し或は左右に分れて重行するの差あり、今左に其一般を示す、新嘗會には、一所の最前に親王、次に大臣、次に大納言、次に中納言、三位の参議、非参議の三位、王四位の参議は少し退て中納言の列にあり、其次に臣の四位の参議、次に臣の四位、次に五位立ち、又一所の最前に六位次に七位、次に八位、次に初位、無位と漸次立ち、朝賀には、東方最前に太政大臣、次に左大臣、次に大納言、次に中納言と列し、三位の参議、王四位の参議は少し退て中納言の列にあり、次に臣の四位の参議、次に王の四位五位、臣の四位、五位、六位、七位、八位、初位、無位と次に列立し、又四方最前に親王、次に右大臣、非参議の一位二位、次に三位、次に奏賀奏瑞、次に王の四五位、臣の四位、五位、六位、七位、八位、初位、無位と次に列す、正月二日皇太子拜賀また朝賀に同じ、但し

イ井ジ 一井子
イ井子 一井子

奏賀奏瑞なきを以て其所を缺き置く、又正月七日(白馬節會)十六日(踏歌節會)の儀式には、最前に親王、次に太政大臣、次に大納言、次に中納言と列し、三位の参議、非参議の三位、王の四位参議は少し退て中納言の列にあり、次に臣の四位参議、王の四位五位、次に臣の四位五位と列立す、九月九日の儀亦之と同じ、但し五位の次に、六位、七位、八位、初位、無位と次に立つ、射禮釋奠及び五月五日の節會は九月九日の儀に同じ、但し太政大臣を區別せずして、親王の次に大臣、次に大納言とす(江次第の時に至りても大同小異なり、但し若し雨儀の時には、元日七日の節會、踏歌新嘗の時、一所の最前に親王、次に大臣、次に大納言、次に三位の参議、次に非参議の三位、次に

四位の参議立ち、又一所の最前に王の四五位、次に臣の四五位列立す、鎌倉及び南北朝時代には八座抄公事根源等に見えて少しく變革あり、二位の中納言と三位の中納言とを差別す、即ち最前に親王、次に大臣、次に大納言と列立し、二位の中納言は少し退て大納言の列にあり、次に中納言列し三位の参議は少し退て中納言の列にあるなり、然るに此頃は、四位以下は勿論三位以上にも見任の参議以上非らざる者は、公事の日朝廷に列する事なし、故に異位重行の制に稍々合はざるに至れり、今鎌倉以後の制を山科文書、八座抄、江次第によりて圖を示す(貞觀儀式、江次第、公事根源、八座抄、羽倉考)



井伊十

井伊直弼 幼名直之助、尋で鐵三郎と改む、字は應綱、埋木舎、柳王舎、...



(載所未始國開)

なりき、これより先幕府の全備委員等が、米國領事ハルリスと條約を結ぶや、安政五年三月五日を以て...

井伊十

論沸騰、非難の聲頗る高し、而して當時の將軍家定は多病にして難局に處するの器にあらざるがゆゑに、...

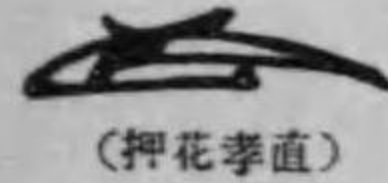
井伊直孝

これを十四代家茂となす、

茲に於て世論益々直弼を憎み、處士の稱議また頗る盛んなり、會々水戸藩士密かに京師に入りて公卿間...

井伊直孝

幼名辨之助、後ち掃部頭と稱す、法名久昌院泰徳天英、直政の二子、...



(押花季直)

待婢たるを以て、直政これを城外の民家に托して養はしめ、慶長六年歳十二の時、...

井伊十

助と稱し、十三年書院番頭に補す、十五年上野國唯水の地一萬石を領し掃部頭と改め、尋で大番頭に轉す、...

五

(押花季直)

大阪夏の陣に當り、先陣として奮戦し、途に木村長門守、内藤新十郎、山口左馬助をはじめ、首を獲る、と三百十五、...

井伊直政

幼字萬千代、後ち兵部少輔と稱す、法名祥壽院清涼安、直親の子、...

直親の時に至り、畿に過ひて今川氏眞に殺さる、直政時に二歳、新野親規の庇護によりて免かる、...

井伊ノイウエ

て先驅となり、大に堀秀政の軍を破る、十四年從五位下に叙し、兵部少輔と稱す、既にして小田原征討の師起るや、...

井伊ノヤグウ

井伊谷宮 所住遠江國引佐郡井伊谷村、宗長親王、延喜治定、明治四年創めて造營し、明治六年官幣中社に列す、例祭九月二十二日(官國幣社一覽)

井伊ノエキ

郵驛 驛馬を出す所にて宿場を、

井伊ノエキモン

右腋門 内裡安福殿の南廊にある門、拾芥抄に、右腋門、註曰西謂安福殿、南西向、壁垣門、とあり、

井伊ノエケンクワン

遊馬館 舊豊後國府内藩の藩校、所住豊後國大分郡府内城の北字中島、延喜治定、藩主大給近衛明和八年佐藤彦太夫の薦に依り、藩士竹内文會を擢で儒臣となし、始めて學問所を二の丸に設け、藩士の子弟を學に就かしむ、天保十一年校舍を修繕し規模を大にす、之を榮彦堂と稱す、竹内安世を以て教授たらしむ、茲に於て學制稍、整ふ、安政元年震災の爲めに傾破し、大渡周家の家を以て、假に學舎に充つ、四年文武の館を城中北の郭に設け、遊馬館と稱し、元治元年十月更に城北中島に新築す、館内に遊修寮を置き、生徒若干を寄宿せしめ、藩費を以て支給す、學習寮、温知樓の二舎

井伊ノエギモン

遊義門(遊官門) 大内裡内郭十二門の一、右廂門とも謂ふ、大内裡の西面、陰明門の北方、外遊物所の傍に在り、山槐記に、應保元年十二月十七日(藤原香子朝臣入内)女房下車、自式乾門入、遊官門と見えたり(拾芥抄、大内裡圖考證)

井伊ノエギモン井

遊義門院 始子内親王、後深草天皇の皇女、母は實氏の女、二條院、後宇多天皇の皇后、後二條天皇の准母なり、文永七年に生る、八年正月内親王となり、弘安八年八月皇后となる、年十六、正應四年八月院號を賜はる、徳治二年七月廿四日崩す、年三十八(女院小傳)

井伊ノエウケン

遊軍 遊女(イウサキ)を見よ

井伊ノエウケン

遊軍 戦争の時、持場を定めず、味方のいづれへにも加勢を爲す軍勢をいふ、謙信家記に、輝虎下知に曰、七千五百を四つに分、まづ二分まづちの人数後陣におかれ、扱五百を遊軍になし、但兩方にて是も千なり、甲陽軍鑑に、山縣三郎兵衛を始隨分の侍大将を八頭、ゆうぐんとありて眞田澤のうへをとり云々と見えたり、

井伊ノエウケンノベツタウ

遊君別當 鎌倉幕府の時、里見冠者義成を以て遊君別當となし、訴訟役錢の事を沙汰せしむ、吾妻鏡建久四年九月の條に、召見冠者義成、向後可爲遊君別當(中略)其後遊君事等、至三訴訟等、義成一向執申之云々とあり、

井伊ノエウケイクワン

遊藝館 舊高崎藩の藩校、所住上野國群馬郡高崎城代官町、今の高崎宮本町公立高崎第二女児小學校の地にて、地坪七百餘坪、建坪凡二百八十四坪、初め高崎城北郭今の柳川町東部新館屋町西一圓番地の地に在り、藩主大河

井伊ノエウギ

イウゲ

を置き、外生の修學所となす、明治四年勝藩に際し終に閉校す(日本教育史資料)

井伊ノエウゲキタイ

遊撃隊 江戸幕府の職名、慶應二年八月、諸銃隊を合併編成し、改めて遊撃隊と稱す、同年十月、講武所奉行渡邊甲斐守季綱を、遊撃隊の頭となし、高二千石の職となす、頭取、調方頭取、頭取並、取締役等之に屬す、此時從前の奥詰槍術方、及び講武所槍術方等、又改めて遊撃隊に編入す、十一月更に奥詰銃隊を置き、十二月同取調役を置き、又同銃隊を置き、奥詰銃隊の進退指揮を掌らしめ、高三千石の職となす、三年五月、二の丸大番勤番所を、遊撃隊護衛の場と爲す(官制沿革略史)

井伊ノエウサウクワン

有造館 舊津藩の藩校、所住伊勢國安濃郡津城丸ノ内、藩主藤堂高見人を陶器するに志あり、文化年間始めて猪飼敬所を聘す、文政三年國校を城壕の東北に經營す、藤堂光寛、津阪孝純に命じて督せしめ、翌年十月成る、有造館と稱す、中央に聖廟を安じ、周圍に二十八區の教場を列れ、校外に醫學、騎射、水練、軍儀、一全流、北越流、留學舎の七區を分置し、一藩士民に文武を學ばしむ、文政八年七月、石川之聚之を督し、齋藤拙堂、土井整牙、川喜多梅山等皆校務に與かる、弘化元年拙堂督學となる、又演武莊を開き歩騎を練習せしむ、又武教場を建つ、嘉永安政の際武學の諸流を置き、或は醫學を設く、明治二年學校を教育局と改め、尋で立教局とし弓術軍馬等を教し、巨砲、擊劍、拳搏、調馬の四大教場を設け、屯所及び讀書寮を設く、

井伊ノエウゲ

イウサ

イカゴ

定正を此地に襲ふ、同年五月大田道灌、兩上杉氏を
迎へて長尾氏を敗る。翌年正月成氏兩上杉と和す(新
編武藏國風土紀略)

イカゴエノカタキウチ

寛永十一年十一月七日備前岡山の家士渡邊數馬、姉
婿荒木又右衛門と共に弟の仇、川合又五郎を伊賀國
上野に要撃して殺す、之を伊賀越の復讐といふ、初め
寛永七年七月、數馬の弟源太夫といふもの川合又五
郎主従四人の爲めに殺さる、而して又五郎江戸に逃
れ、旗本の士久世三四郎、阿部四郎五郎等の下に匿
る、事將に大ならんとす、久世等幕府の内命により、
又五郎を他國に潜匿せしむ、數馬、大和國郡山に仕
へたる荒木又右衛門の許により事を謀る、又右衛門、
仕を辭し共に踪跡を尋ね、時に寛永十一年十月、又五
郎其伯父河合勘左衛門が妻子の居地奈良に入り、十
一月奈良を出て、江戸へ下る由を聞き、伊賀國上野
小田町にて要撃し、又五郎、河合勘左衛門及び姉婿
櫻井中兵衛等二十人の士を殺す、幕府命じて、數馬
等を薩摩家に預け、尋て十六年島取城主松平光仲に
預け替へしむ(徳川實紀、徳川太平記)

イカゴノコホリ

古へ伊加賀と稱す、和名抄に柏原(カシハラ
ラ)、安曇(アツミ)途佐(チノナキノ)余領、片岡(カ
タナカ)伊香(イカゴ)大社(オホヤシロ)の八郷あり、
後世イカ、或はイカゴとよむ、明治二十九年三月、西
濃井郡鹽津郷を割きて本郡に隸す(郡名異同一覽、國
郡沿革考、法令全書)

イカゴノジンジャ

近江國伊香郡大音村○大音大明神とも云ふ、伊
香連の祖梨連臣命(又利富命と云ふ)清和天皇
貞觀元年正月從四位下を授け、八年三月從四位上に

井ガス

叙され、醍醐天皇延喜の制名神社に列る、四月二十
四日祭を行ふ、凡本社祠官は世々伊香氏世襲す(神祇
志料)

井ガスリノカンノコノマツルカミ

摩那祭 宮中の祭神、神祇官西院に鎮座す、座
生井神、福井神、綱長井神、波比岐神、阿須波神を祀
る、生井、福井、綱長井は、蓋し大國主神の子御井神
也、御井神之本俣神といふ、波比岐神は、蓋し家庭
を知り、阿須波神は、行旅を掌る、共に大年神の兒也、
合せて之大宮地の靈といふ、神祇志料、神武天皇部を極
原に奠め給ふ時に齋ひ祭る、清和天皇貞觀元年從四
位上を授けられ、醍醐天皇延喜の制大社に列り、月
次新嘗祈年祭上の幣帛に預る、後世廢す(神祇志料)

井ガスリノジンジャ

攝津國四郡とも八軒屋濱の南石町に在しを淡路町
に移し、今又之を大原南渡邊町に遷す、住吉の末社
なり、生井神、福井神、綱長井神、波比岐神、阿須
波神を合祀す、平城天皇大同元年、攝津地二戸
を神封に寄し奉り、清和天皇貞觀元年正月從四位下
を授け、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、祈年月次
新嘗の案上幣帛に預る、毎年六月九月二十二日、十
一月十五日祭を行ふ、六月之を夏祓神事といふ、此日
神輿石町の舊址に幸す(神祇志料)

イカツチノジンジャ

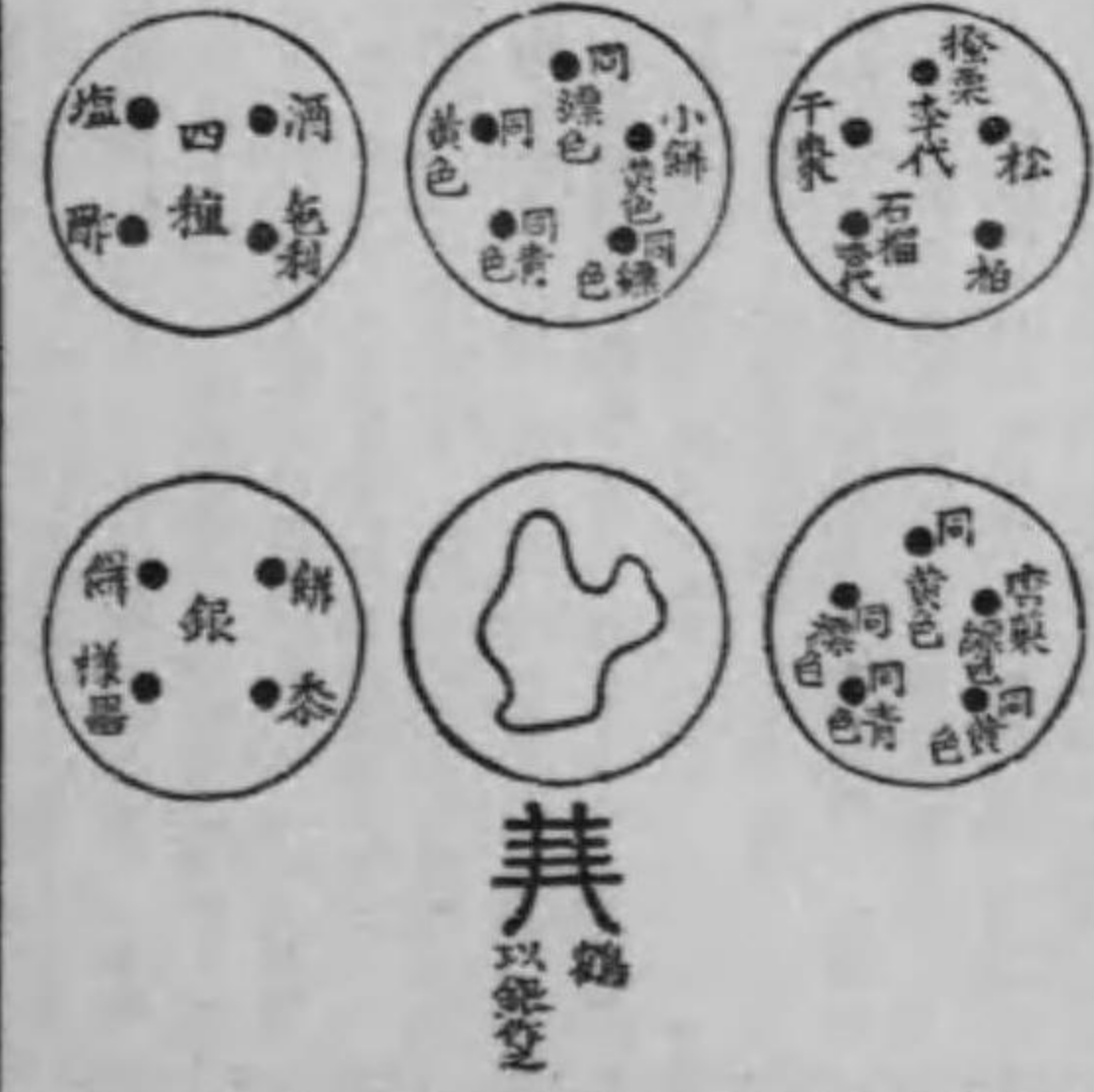
馬國氣多郡佐野村○佐野天神といふ、
雷神、文武天皇慶雲三年七月、丹波但馬二國の
山に災あるを以て、使を遣はして幣帛を神祇に奉り
しかば、雷聲忽ち起りて火災自ら滅ぬることあり、
當時其雷神を祭れるならんか、未だ詳かならず、仁
明天皇承和九年十月官社に預り、清和天皇貞觀十二
年十二月從五位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神社大

イカツ

社に列る、凡毎年七月二十五日祭を行ふ(神祇志料)
イカツル 今の火取をいふ、貞丈雜記に、色々
いかつると云ふは、今世の火取の事を云ふ歟、火取
はかられては掃へ、つるを付けたる物なり、つる
ある故にいかつると云ふ歟といへり、

イカノイハヒ

五十日祝 小兒誕生の後、
五十日に行ふ祝を云ふ、儀には必ず、兒をして餅
を嘗めしむ、其餅を五十日の餅と云ふ、今朝延の例
により、餅を奉る式を述べんに、まづ、前日市令史
料米五斗(或は一石)幣帛料、膝突等を受けて一升を
一果宛となし、斯く用意して市販社に詣て祝を申す、
當日早旦、外記官人、仕丁を具して市屋に向はし
む、令史之を外記に渡す、餅五十果を紙に巻きて、
折櫃(市販より獻す)に納め、齋所に獻す、便宜所
に於て御厨子所預り、之を銀盤に盛りて皇子の座に
供す、多くは午刻を用ふ、餅は磨粉を磨粟煎に和し



イカノ

Table with 6 columns: 六國史, 延喜式, 古名, 郡名, 明治沿革, 新郡區編. Rows include 伊賀, 葛城, 美濃, 濃尾, 尾張, 美濃.

イカノクニ

伊賀國 東は伊勢、南
は大和、西は大和山城、北は近江に至る、東西凡七里
南北凡九里、東海道に屬す、四山環合し、沿河
の地瘠、平坦なり、上代伊勢國に隸す、此國猿
田彦神の始むる所に、其女伊賀津姫の有たり、孝
靈天皇の時、伊勢の西隅を分て本國を置き、伊賀津
姫の名に依て伊賀と稱す、仁德天皇の時、廢して伊
勢に合す、天武天皇白鳳九年七月、更に伊勢四郡を
割きて本國を置き、尋て國府を阿拜郡に建つ(今の
西條村)鎌倉時代、平賀朝雅、大内惟義、子惟信、相繼
ぎて守護となる、足利尊氏の築業より入京するや、伊
勢守護仁木義長をして本國を兼知せしめ、子孫に傳
ふ、應永の初、將軍義滿、名張伊賀二郡を北畠顯泰に
與ふ、永正の末仁木氏衰へ、植植服部諸族を滅し、
其地を併せ瀧川雄利を守護と爲し、上野城に居らし
む、十一年信雄豐臣秀吉と隙あり、秀吉の臣藤坂安
治、上野を襲ひ雄利を逐ふ、秀吉安治をして長田市
場に住て國事を管せしむ、明年高井定次を封ず、慶
長十三年徳川氏其封を收め、之を藤堂高虎に賜ひ世
襲す、明治維新三重縣より兼治す、古より管郡
の變遷左の如し、尚ほ詳しくは各郡の條につきて見
るべし(古事記傳、地誌提要、郡名異同一覽、法令全
書)

イカノコホリ

書紀天武天皇元年六月の條に、天皇即
急行伊賀郡とあるを初見とす、和名抄に、阿保(アホ)
阿我(アガ)神戶(カムヘ)猪田(イカ)大内(オホチ)長
田(ナカタ)の六郷あり、後世阿我郡と稱す、正保圖
之に従ふ、寛文中舊に復し、後ち皆之に仍る、古の長
田郷の地は、今阿拜郡に入る、明治二十九年三月名
張郡と合し名賀郡と改稱す(郡名異同一覽、國郡沿革
考、法令全書)

井カヒ

居飼 牛馬を預る人を云ふ、院の御
廐の役人にて、御馬を飼ふものなり、馬寮にては飼
丁と云ふ、居飼に同じ、服裝は紅水干、紺袴、藁沓を
着す、又攝政關白家の廐にもあり(名目抄注、物異變
考、東抄)

井カヒ

猪飼部 上代に、朝廷の御料に供
する猪を飼養するを職とせるもの、關隊をいふ、古
は上一一般に肉食したりしが故、其料として朝廷に
も猪を養ひ置かれしなり、

イカホダイミヤウジン

伊香保大明神
伊加保神社(イカホノジンジャ)を見よ、
イカホノジンジャ 伊加保神社
上野國群馬郡伊加保村伊加保山○伊香保大明神とい
ふ、當國の三ノ宮、大己貴命、仁明天皇

井カモン

偉鑿門 大内裡外郡門
の、不開の門(アケズモン)と云ふ、
北面の一門にて一條大路に通ずる方に在り、建智門
の西に位す、桓武天皇延暦十三年宮城經營の
時、丹波猪飼氏之を監督す、因りて之を門名に負は
せ、支那風の字を當て、偉鑿といへり、五間三戸、門
衝には左右衛門各年交替之を衛る、永祥元年八月大
風にて傾倒し、久壽三年三月焼失す、大内裡(ダイ
イ)参看(拾芥抄、大内裡圖考)

イカモ

伊賀者 江戸幕府の職名、
御廣敷(オヒロシキ)小普請方(コブシヤカマ)山里
(ヤマザト)明屋敷番(アカヤシキヤマン)等に勤めて卑
き役なり、初め天正十年、横田信長の明屋敷光秀
に就せられし時、徳川家康堺より遠江へ還らんとし、
路甚だ危険にして難に罹らんことを慮り、木多忠勝、
伊賀の士服部半蔵を嚮導とし、其従類植三之丞、
山口其助、菊地半助等十四人、及び郷士二百人を率
ゑ、問道より伊勢に出て善なく濱松に還る、茲に於
て其功を賞し千貫文の祿を與ふ、後ち家康幕府を知
むるや召して之を仕ふ、その伊賀の士なるを以て伊
賀者と稱す(伊賀衆由緒書)

イカモ

伊賀者 江戸幕府の時、忍の者を
いふ、伊賀國の人を重に用ひたるより此名あり、
イカモノツクリノクチ 怒物作太刀

井カン

イカモ

イカヤ



刀銀の一種、平威装束に、奥物作と書す、其形、カヤシ、イカツラシク見ゆる故に、いカ物作りと名づく、其製、銀つ、みにて、帯を通す所に銀の細長の輪を七ツ入れて、帯取を通す、一ツ足二ツ足合せて輪十四、一ツ足に輪七ツを入る、是を七ツ足と云ふ、鞘には鹿の皮の尻鞘を懸く、一説に、イカ物作は、ユガ物作の轉音ならん、延喜式の神祇の神供にユガ物の内に太刀あれば、此ユガ物の太刀に一定の式ありて、其太刀の如く作りたるを、ユガ物作と云ひしを、轉じてイカモノ作と云ひ誤りしならんといへり(貞丈雜記、軍用記附圖)

イカヤキ

伊賀焼 伊賀國に於て製出する陶器の名、建武年間始めて之を製出す、其地近江の信樂に近きを以て、其法甚だ似たり、蓋し信樂焼は濁黄にして釉色赤し、伊賀焼も亦中に偶赤色のもの無きにあらず、然れども是は變局にして、青黄純白の釉色を常とす、而して其質信樂焼より緻密堅硬にして且つ重し、又信樂と同じく砂を含む者あり、就中淡青釉を厚く施し、者及び蕉の火候度に過ぎ、黒色に變する者を以て人最も珍と爲す、寛永年間小堀政一、伊賀の工人に命じ己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、其諸器皆肉滑くして其質精巧なり、是を遠州伊賀といふ、又當國の主陸室氏も亦己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、是を薩室伊賀といふ、其地の工人業を傳へ

井ガリ

て今に至れり、焼物(ヤキモノ)參看(工藝志料) 爲我流 江州木工右衛門滿真の創めたる柔術の一派、瀧山及び藤山の三流術を研め得て遂かにせし吉岡、淺山及び藤山の三流術を研め得て遂に一派を開く、門人に朝日清藏申之傑出す(武術流祖録)

イカルガノコホリ

延喜式に始めて見ゆ和名抄に賀美(カミ)拜師(ハヤシ)八田(ヤタ)吉美(ヨシミ)物部(モノベ)吾雀(ウヅク)小幡(コハタ)高殿(タカタ)私部(シベ)粟村(アヅラ)高津(タカツ)志麻(シマ)文井(フミイ)後部(ゴベ)戸(ト)三方(ミカタ)の十六郷あり、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イカルガノテラ

斑鳩寺(鶴寺) 法隆寺(ホフリユウジ)を見よ、

イカルガノニジ

斑鳩尼寺 中宮寺(チユウカウジ)を見よ、

イカルガノミヤ

斑鳩宮(鶴宮) 大和國生駒郡、現今法隆寺東院夢殿は宮址なりといふ、推古天皇九年、厩戸皇太子(聖德太子)始めて宮を建て、居す、皇極天皇二年蘇我入鹿、小徳巨勢徳大臣等を遣はし、山背大兄王を斑鳩に圍み、宮を燒く(書紀、大和名所圖會)

井キ

位記 位を授くる時の記文をいふ、今の制文官は式部省これを授け、武官は兵部省これを授け、書式左の如し、

Table with columns for 中務省 (Ministry of the Center) and 本位姓名 (Name of the official) and 年月日 (Date).

井キ

中務卿位姓名 大政大臣位姓名 式部卿位姓名 奏授の位記は、中務省を太政官議奏に作り、年若干の下に其國其郡人の字を加へて、中務卿の位署なし、判授の位記は、議奏の字なく、太政大臣の所に大納言位姓名を署するのみなり、後世文飾して其行實を録するものあり、蓋し唐制によれるなり、其式左の如し、

Table with columns for 某位姓名 (Name of the official), 右可某位 (Right side), 中務卿位姓名 (Minister of the Center), 大納言位姓名 (Junior Fourth Rank), 中納言位姓名 (Junior Fifth Rank), 中納言位姓名 (Junior Sixth Rank), 中納言位姓名 (Junior Seventh Rank), 中納言位姓名 (Junior Eighth Rank), 中納言位姓名 (Junior Ninth Rank), 中納言位姓名 (Junior Tenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Eleventh Rank), 中納言位姓名 (Junior Twelfth Rank), 中納言位姓名 (Junior Thirteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Fourteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Fifteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Sixteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Seventeenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Eighteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Nineteenth Rank), 中納言位姓名 (Junior Twentieth Rank).

井キ

Table with columns for 式部卿位姓名 (Minister of the Right Division), 式部大輔位姓名 (Right Division Junior Fourth Rank), 左大辨位姓名 (Right Division Junior Fifth Rank), 右大辨位姓名 (Right Division Junior Sixth Rank), 式部少輔位姓名 (Right Division Junior Seventh Rank), 大錄名 (Right Division Junior Eighth Rank), 少錄名 (Right Division Junior Ninth Rank), 少錄名 (Right Division Junior Tenth Rank), 年月日下 (Date).

凡て位を叙する時は、中務省其狀を録して奏聞し、制可を待て行ふこと古今同一なりといへども、任官の方は概、口宣にて、只地方官の交管のみに任符を下されたりき、明治維新の後は、委任官には概、位を賜ふ例となり、その式總て官を書さず、その本位勳等氏名のみを書し、若し新叙する時は只氏名を書し、位記を授くるは總て太政官に於てし、勳授は太政大臣奉じ、奏授は太政大臣宣し、内閣書記官奉す、十八年太政官廢せられし後は、總て宮内省に於てし、勳授は宮内大臣奉じ、奏授は宮内大臣宣す、今の制なり、位階(井カイ)參看(日本制度通)

井キ

居木 鞍の尻の居る所を云ふ、又由木とも云ふ、作法大坪道禪經記に見えたり、鞍(クラ)參看、

イキウチ

壹岐氏 神別、雷大臣より出づ、性に宿願、直、縣主、島造等あり、右京に貫す、子孫世々顯人あり、直眞根子、節烈を以て命を殖す、神代より以來、世々ト事を掌る、故に其族又ト部氏と稱す、淳和天皇の時、壹岐直才慶、壹岐島造と爲す、清和天皇の時、壹岐石田郡の人宮主、外從五位下ト部是雄、同性神祇僧少史業等々に伊岐宿願を賜ふ、近衛天皇の時、龜卜長上伊岐致孝あり、世々月讀松尾二社の兩宜となる、是雄十三世の孫兼盛大藏少輔となる、其女二條天皇の宮に入りて六條天皇を生む、兼盛六世孫正秀六波羅奉行となる、北條仲時に從て近江國香馬に戦死す、所謂壹岐孫四郎なり、其族に松野伊岐等あり、井に武人なり(氏族志)

イキケサ

生袈裟 江戸時代、金澤藩にて行ひたる死罪の一、其方法傳はらざれども、袈裟切になして殺したるものならん、五代綱紀の時、寛文元年、能登七尾本行寺の持僧自圓、此刑に處せられたり(金澤藩利法拔書)

井キ

威儀師 度祿の僧ある時、度祿の連署に署名し、戒壇院に向て其威儀を正し、又法會の時、衆僧の先に進て、威儀を調ふる僧官をいふ、威儀とは、釋氏要覽に、行住坐臥を四威儀(不染三有知之爲苦、二我與彼人苦樂俱然、三常行忍辱、四在上不慢在下不耻)と名づくことあり(定宗傳) 元明天皇和銅七年三月、興福寺僧勝雲源操始めて任ぜらる、光仁天皇寶龜二年閏三月、威儀師の數を六人と定む、其後員數亂れしと見え、桓武天皇延暦五年治部省より請うて舊の如く六員と定む、清

井キ

和天皇貞觀十二年十月、興福寺の僧延壽を以て大威儀師となす、大威儀師の名始めて見ゆ、延喜式には、六人を定員とす○任命は勅を奉じて官符を給ひ、治部省にて補し、五たび結夏せるものを證人と爲し、其より威儀師となる○相當位は、大法師位なれども、大威儀師は、必ず法橋に叙せらる、宇多天皇弘安八年、龜山法皇制して、俗官五位下北面に准せらる(三代格、釋家官班記、釋家初例抄)

イキノクニ

壹岐國 肥前の西北にある島嶼、周回三十五里五十五町、東西三里十二町南北四里六町、肥前松浦郡呼子浦より石田郡郷野浦に至る海上直徑七里十二町、西海道に屬す(肥前北角の餘脈にして、四面海濱皆港泊の領あり) 古へ壹伎に作る、天兒屋根命九世孫雷大臣の裔縣主となる、天智天皇三年防人及び烽火を置く、後ち國府を石田郡に置く(今の國分村壹岐郡に屬す)仁明天皇の時、戍兵を此地に置き新羅の入寇に備

イキツ

イキリ

ふ、後一條天皇の時、夷舶來寇し國守理忠を殺す、後宇多天皇の時、元人來り寇す、鎌倉幕府の時少貳氏、島事を嘗し、肥前松浦藩志佐(壹岐郡湯岳村戸城)佐志(同郡中郷及び可須村)鹽津留(同郡國分村郡城)呼子(石田郡渡真村)鴨打(同郡物部村大屋城)の五氏をして共に島事を掌らしむ、少貳氏衰へ、志佐氏終りに守護となる、文明四年肥前岸嶽の城主波多妻來り襲ひ、悉く五氏を滅し全島を併せ、石田郡武生水村に龜尾城を築き守護と稱す、天文中葉の孫盛幸して子なし、肥前の有馬義直の子親を迎へて嗣となす、族人之に服せず盛の從子隆を奉じて主となす、弘治元年隆其下に就せられ、親終りに守護となる、既にして其臣日高喜等其邑に據り、永祿六年款を松浦隆信に送り、波多氏を逐ひ全島終りに松浦氏に屬す、江戸時代に至り松浦氏の封故の如し、明治維新平戸縣より兼治し、又改めて長崎縣より兼治す、明治二十九年三月郡區を改め、壹岐郡となる、古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、兵要地理小志、郡名異同一覽、法令全書)

六國史		郡名明治沿革		新郡區編	
式部	拾芥	元祿	天保	天保	天保
姓名錄	抄	寛知集	郷帳	郷帳	郷帳
壹岐	同	同	同	同	同
石田	同	同	同	同	同
壹岐	同	同	同	同	同

イキノコホリ

壹岐郡 壹岐國 書紀及び姓氏錄には、壹伎に作る、光仁天皇寶龜三年十二月壹岐郡見ゆ、和名抄に、風早(カサハナ)可須(カス)那賀(ナカ)田河(タカハ)鯨伏、潮安、伊宅の七郷あり、明治二十九年三月石田郡を合併

イキミ

生見玉(生御靈、生身玉) (郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) 毎年七月八日より十三日までの内に、吉日を撰びて行ふ玉祭の祝を云ふ、又御めでた、御めでた事とも云ふ、日本書紀に、死せる人のなき玉を祭るに、今生ける人を相見るがうれしきとの心なるべしと云へど、いかゞあるべきか、古今要覽稿に、佛説に子蘭盆會は現在の父母の壽命を祈ると、過去七世の父母の菩提を祈ると兼れて修ることなるを、後には過去の父母のみ祭る事になりし故、其以前に生見玉を祝ふ事になりしなるべしと云へり、之に従ふべし、佛説の子蘭盆經に基き、世俗より事起りて遂に朝廷にも行はる、事に至れり、其始詳かならず、徒然草に、たままつりのこと見えたれども、生見玉が明ならず、書に見えしは親元日記寛正六年文明五年、同十三年七月等にあるを初見とす、是れ武家の生見玉なり、朝廷にては、親長記文明八年七月いきみたま、御ゆとの上日記明應四年七月御めでたと見えしを始めとす、正親町院の頃まで人々伺候せしが、其後召に應じて出する事となり、其日女中すしを著け、初秋を戴きし後、男を召出して六七献の式あり、江戸幕府は、七月十一日西丸御所より、本丸御所へ饗膳を送り、三汁一菜の料理にて、三編執奏近侍の輩出仕して酒肴を受く、又十五日に西丸御所、濱の園にて漁獲の魚を送らる、ことあり(當時年中行事、幕府年中行事歌合、古今要覽稿、倭訓栞)

井キヤク

遠格 王朝時代における罪名、格に違ふことをいふ、職原抄に、合格者家賞、遠格者被罰あり、

イキリウ

伊岐流 伊岐遠江守眞利(河野通直の末葉)の創めたる槍術の一派○眞利は大和國柳

イキリ

生谷に住す、柳生但馬に就て槍術を學び、後下野國の山中に入りて研むること三年、遂に九尺柄の鐔槍を工夫して一流を創む、眞利出て、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康等に仕へ、後秀秋の後見となり、筑前名島に居る、封一萬二千石を食む、秀秋國督の後、宇喜多秀家に仕ふ、秀家の家断絶の後、池田に預けられ、備前國に於て死す、男二人あり長男亦左衛門家業を繼ぐ、次男半左衛門尾張家に仕ふ(伊岐由緒書) ○伊岐遠江守 同亦左衛門榮時 同又左衛門榮利

イギリス

英吉利 歐羅巴洲の一國 北は蘇格蘭に界し、西はアイルランド海、及びセント、ジョージス海峡に接し、南は英吉利海峡を隔て、佛蘭西に望み、東北は海に面す、其面積マン島及び海峽諸島を併せて、五萬八千四百八十四方哩○我邦に於て、初め諸尼利亞、又漢又刺亞と書けり、現今は、大不列顛國と稱し、愛蘭土、蘇格蘭、威爾士を初め、亞細亞、亞弗利加、亞米利加、西印度、及び澳大刺利等に於ける屬地の政權を有する一大帝國となる、倫敦はその首府なり、西暦紀元前五十五年(崇神天皇四十二年)シザルに征服せられて羅馬に屬し、其後一時支配を脱せし、西暦百年(景行天皇三十年)の終り、羅馬帝、ドミシアンに征服せられて又版圖となり、五百年の終りまで配下に屬せり、五百年の頃、アンブロ、サクソン、族東岸より侵入し、次第に全國を征服し、百五十年後、アットマンを逐へり、西暦八百二十七年(淳和天皇長四年)ウェスセックス王、エ

イキリ

ケルト英國を一統して王位を占む、之をサクソン王統の始祖とす、其後九百年頃丁抹人、バルチック海岸より侵入し、千十七年(後一條天皇寛仁元年)に至り王位を奪ひ、ダニッシュ王統に代る、四十二年に至り、サクソン王統復起す、千六十六年佛蘭「ノルマンデー」公「ウァリアム」王位につき、ノルマン王統を立つ、相承くること四十八年、千五百十四年(近衛天皇久壽元年)「ヘンリー」二世即位し、アラントセネット王統立つ、相傳ふこと八十二百四十五年、千三百九十九年(後小松天皇應永六年)王統二分し、ランカストル、及び「ヨーク」の二統となる、千四百六十一年、二王統三十年間の争に於て、終に「ヨーク」王統勝を制す、千四百八十五年「リッチモン」公「ヘンリー」兵を擧げて「リチャード」三世を攻め王位に即く、「リチャード」王統と稱す、相傳ふこと五世百八十年、千六百三年嗣なきを以て、蘇蘭土王「セムス」六世位を繼ぎ、「スチュワート」王統と稱す、千六百四十九年(後光明天皇慶安二年)「チャールス」一世專制暴虐なるを以て刑せられ、暫く共和政府を立て、「サロウエル」主権者たり、千六百六十年「チャールス」一世の子二世迎へられ、王政に復す、千七百十四年(中御門天皇正徳四年)日耳曼なる「ハノーヴ」の「ジョージ」英國に迎へられて即位し、終に現今に傳ふ、而して其版圖は千二百八十三年「エドワード」一世威勅士を征服し、千六百三年蘇格蘭王「セムス」王位に即きしより一帝國の下に屬し、千七百七年(東山天皇寶永四年)合同し、千八百三年愛蘭土と同一となり、

八年八月、國王、統、琴砲、望遠鏡等を獻じ通商を乞ふ、徳川家康朱印を與へて條約を結ぶ、翌年亦使す、元和七年(千六百二十一年)通商を止む、延寶元年六月(千六百七十三年)舊の如く通商を請ふ聽さず、寶永三年(千七百六十六年)英人大島に漂着す、寛正九年七月(千七百九十七年)英船長崎に至り、文化五年(千八百十八年)長崎を侵し、七年五月常陸に來り、文政元年(千八百十八年)五月浦賀に來り、兵を出したるに備ふ、七年五月常陸に來り、同八月薩摩島に寇す、八年五月陸奥に來り、同八月薩摩島に寇す、八年八月南海に出沒す、嘉永二年三月浦賀に來り、安政元年八月(千八百五十四年)水師提督「スチルリング」長崎に來り假條約を結ぶ、五年七月品川に來り假條約を結び、蒸汽船を獻ず、六年正月亦品川に來り國書を呈す、五月本條約を結ぶ公使「アルコック」を東禪寺に置く、文久元年(千八百六十一年)水戸藩士東禪寺を襲ひ殺傷あり、同十二月竹内下野守歐洲に赴く、二年二月公使「ジョンニール」交代す、幕末瀕邊徳藏、森山多吉郎共に英國に赴く、開港延期を請はんが爲めなり、八月生麥に於て薩人英人を斬る、之が爲め三年洋元四十五萬元を償ふ、同七月英船鹿兒島を襲ひ七萬兩を得て罷む、元治元年長州と戦ひ「シモノセキノタカヒ」参着す、慶、外艦を砲撃するを苦め幕府に迫り、入口貨物税を減じ、百分六以下となす、慶應元年また長人砲撃の罪を誣へ、償金、開港、減税の三項を以て通る、朝廷議して外交を准許す、明治元年(千八百六十八年)正月備前藩老臣日置忠尚の從兵英人と神戸驛に闘ふ、東久世通禧、全權公使「ソル、ハルリー、エス、パークス」等と兵庫に會し、大政復古の事を報じ、神戸争鬪の件を判理す、三月英公使朝見す、四月東久世、英佛等の六國に

使す、二年七月國王の二子「ウエイク、オ、フ、イ、ウ、ン」來り朝見す、五年正月代理公使「エフ、オ、ア、ダムス」朝見し新年を賀す、後恒例となる、七年九月外務少輔上野景範特命全權公使となり英國に駐劄す、十二年十一月森有禮上野に代り、十七年五月河瀬真孝また森に代る、十九年條約改正を議し中途にして止む、其後公使の交代屢々あり、彼我の往來亦頻く益々親交を結ぶ、(萬國地理、萬國歴史、外交志稿) 明治二十七年八月通商航海條約を締結し、治外法權を止め、内地雜居を許す、明治三十五年一月三十日同盟條約を結び、三十八年八月十二日更に範圍を擴張し、東亞に於ける攻守同盟を結びたり、明治三十九年大使館を設置して林董を全權大使となす、

イクエクワン

育英館 舊中村藩の藩校、藩主相馬益胤、海東講義を擧げて儒官と爲し、文教を擴張す○金城先生産城講義一冊、白鹿洞書院掲示一冊、女五常訓一冊の出版あり(日本教育史資料)

イクエクワン

育英館 舊清末藩の藩校、藩主長門國豊浦郡清末村「藤原」天明年七月毛利匡訓の創立する所、片山風韻を聘して學規を定め、教授を司らしむ、弘化中殆ど衰墜に墮せしが、元純の世復た之を興隆して明治維新に至る(日本教育史資料)

イクエクワン

育英館 舊五島藩の藩校、藩主肥前國南松浦郡福江(舊名五島)舊城内北郭宇小松原、明治の時城外字鍛冶口門外に移す、天明四年、五島盛運、永富數馬を長州より聘し、學院を創立し、至善堂と稱す、是始めなり、同、文政四年盛繁聖廟及び、學舎を營ふ、且つ演武館を置き育英館と改稱す、嘉永二年盛成更に城郭を新築するに及

イグク 學館を小松原に移す、地坪凡四百四十九坪、建
坪凡百坪餘、明治四年變舎烏有に歸し、城外宇殿治
口門外に移し、舊軍務局を變舎と爲す、明治四年之
を廢す○孝經、素書等の翻刻出版あり、唐本十
三經二櫃、和刻康熙字典一部、唐六典一部存在し其
他は燒失散亂す(日本教育史資料)

イグクニタマノジンジャ 生國魂神社
所在 攝津國住吉郡四高津村○難波大社と稱し、後
世専ら生玉社と稱す、今は官幣大社に列す、
生國魂、咲國魂の二座、(生島神足島神といふ)

イグクニタマノジンジャ 生國魂神社
所在 攝津國住吉郡四高津村○難波大社と稱し、後
世専ら生玉社と稱す、今は官幣大社に列す、
生國魂、咲國魂の二座、(生島神足島神といふ)
起原 源流 創建の年代詳かならず、清和天皇貞觀元
年、神階從四位下を進む、醍醐天皇延喜の制名神大
社に列し、月次相嘗新嘗の官幣に預る、御土御門天
皇明應中、僧蓮如、社殿を毀ちて佛刹を建てんと欲
す、慶々神異あり、其後織田信長兵燹の日悉く灰燼と
なる、天正中豊臣秀吉府城を築くの時、府城の地よ
り今の地に遷し、祭田を加ふ、靈元天皇寛文五年の
時、元和五年及び寛永十三年の例により、下難波村
の内三百石を永く神領となす、明治四年五月官幣大
社に列す、祭記は六月二十八日を例祭とし九月九日
を秋祭とし○神職に、神主松下氏、社司中島、大藏、
杉村、松本、藤江、森喜多川の諸氏、神子大進、和泉、
石見、貞女等、社僧に、櫻木坊、新藏院、遍照院、曼陀羅
院、製首院、醫王院、地藏院、覺園院、持寶院あり、末社
は、北の方天照皇大神宮、豐受皇大神宮、大己貴命、事
代主命、少彥名命、南の方八幡宮住吉社、金毘
羅權現等とす(攝津志、神祇志、古事類苑神祇部)

比古神社 能登國鹿島郡矢田郡村大字所
口○氣多本宮と稱す、大己貴命に、素戔鳴尊、奇
稻田姫神を祀す、李元天皇の時、社殿を創建

イクサ

イクサノサンプギヤウ 軍三奉行 江戸
幕府の時、大目付(軍奉行也)旗奉行、槍奉行の三奉行
をいふ(武家名目抄稱また陣場奉行(普請奉行)小屋
奉行(作事奉行)小荷駄奉行(勅定奉行)を加へて可矢
の六奉行と云ふ、

イクサハジメ 軍初 初めて戰場に臨む、
といふ、初陣と同じ、信長記に、吉法師殿十三の
御歳、彼四人御供申、古渡の城にて御元服有て織田
三郎信長と申ける、翌年軍始あらんとて駿河國よ
り勢を籠置し三河國吉良大濱へ押寄、在々所々一字
も不殘放火して、其日は野陣をかけられ云々とみえ
たり、

イクサフギヤウ 軍奉行 鎌倉幕府
の職名、軍中の總指揮官にして臨時の職、源平保元
物語に、源爲朝軍奉行を勤め、源平盛衰記に、平知康
軍奉行を務めし、と見え、又義経も軍奉行たりし、
と、平家物語に見えたり、いづれ一時の稱呼にして後
の軍奉行と異なれども、是れ軍奉行の因て起る所な
り、鎌倉幕府の制度備はりし後、侍所の別當所
司必す軍中の奉行を行ふ、元弘の役、兩六波羅檢校職
(幕府の侍所に當る)隅田高橋軍奉行となり、千銀城
を攻むる時、長崎兵軍奉行となれり、室町幕府に至り
ても、鎌倉幕府に倣ひて侍所所司たる人、軍奉行を務
む、又當職ならずとも後に所司となるべき家の人を
任するに至れり、即ち明徳中に一色今川兩氏此職に
當り、應仁中赤松氏奉行たりしが如し、應仁の亂後、
古法廢亡し、所司以外の人此職に當るに至る、即ち
義尚將軍の時、武田宮内兩氏、これに當れり、尋で大
名諸家にも軍奉行を置き、軍事に長じたる老巧の者
を以て任じたりき(武家名目抄)

イクサフネ 軍艦 (ケンカン)を見よ、

イクサ

イクサノカンノマツルカミ 生
島巫祭神 宮中の祭神、神祇官の四院に鎮座す、
此神は生島神といふ、八十島を譲り給ひて、皇
孫命に依し奉る事を知皇神なり、故に八大洲の靈と
いふ、神武天皇橿原に都を築め給ふ時、此神を
祭る、清和天皇貞觀元年正四位下を授け給ふ、醍醐天
皇延喜の制、名神大社に列し、月次新嘗祈年及び案
上の祭幣に預る、後世終に廢る(神祇志)

イクサノカミ 軍神 軍の時、勝を
祈る神にて、經津主神、武甕槌神をいふ、天照大
神、及び高皇產靈尊、皇孫瓊杵尊を葦原中國に降
さんとて、經津主神、武甕槌神を先に下して從はざ
るものなれり、故にこの二神始めて軍將
たり、こゝを以て日本の軍神とす、また後世兵學家
にては、北斗星を祭る、其第七に破軍星あるを以て
なり(書紀、和事始)

イクサノキミ 將軍 上代の職名、戰亂あ
る毎に任じたる臨時の官、將軍(シヤクラン)を著、

イクサノジンジャ 生田神社 攝
津國神戶市下山手通(八郡郡生田宮村) ○今は官幣
中社、神功皇后神國より凱旋の
時、神託に因りて活田長秋園に祭りたるを始めとす
○平城天皇大同元年四月戸を神領とす、清和
天皇貞觀元年從四位下に神階を進む、十年從三位と
なり、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗
新嘗の官幣に預る、明治十八年五月官幣中社となる、
四月十五日例祭を行ふ○攝社は、神殿東より第一住
吉、第二八幡、同四より第一諏訪、第二日吉、齋神八前
城外に在り、一の宮は北野村二の宮は生田村、三の
宮は神戶村、四の宮は花熊村、五の宮は平野村、七
の宮は兵庫北濱町、六の宮は八の宮共に坂本村に在り、
(攝津名所圖會、神祇志、官國幣社一覽)

イクネノジンジャ 生根神社 大
和國城上郡忍坂村宮山 聖武天皇天平二年、神
戸租稻一百五十束を祭料雜用に充て、平城天皇大同
元年神封一戸を寄し、清和天皇貞觀元年正月從五位
下より從五位上を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列
り、新年月次新嘗の案上幣帛に預る(神祇志)

イクノギンサン 生野銀山 但馬
國朝來郡生野 銀山の開始詳かならず、大
同の頃といひ傳へしも確かならず、醍醐天皇延喜の

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクノイケン

イクシ

イクシ 齋串(五十櫛、幣串) 神を祭る時、
幣を挟む串をいふ、即ち齋串なり、神などにて造る、
神道名目類聚抄に云ふ、幣串、玉串大なるは七尺餘、
或は三尺餘、小は一尺餘、或は八寸なり、必ず、寸尺に
拘るべからず、尺に付て道理を云説あり、後人の附
會なり、常に二本を一に束て用ふる、玉串とは稱美
して云り、或云、幣串は上古質素の時、盤の蓋とい
ふ器なし、幣物を串に挟みて神に物獻上たりと云り、

イクシマウチ 生島氏 姓は桓武平氏、三
木經盛の男經正より出づ、經正元暦元年一ノ谷に戰
死し、其子經菊丸幼なり、經正寵愛の當一管を以て母
に托す、文治二年守覺法親王の執奏にて、後白河仙
洞に祇候す、元久二年後鳥羽院の院宣にて攝津國川
邊郡生島庄を賜はる、子孫依て氏となす(系圖纂、系
圖纂要)

○經正 經菊丸 慶賀 圓有 尊有
尊明 祐有 祐音 圓性 維賢 明盛
行賢 行益 治策 長治 秀盛 秀成
宜盛 永盛 治孝
美盛 國盛 秀盛
勝文 茂敏 茂文

イクシマタルシマノジンジャ 生島足
島神社 信濃國小縣郡生島○今は國幣中社
生島神足島神之を大八洲の靈とす、
平城天皇大同元年神封一戸を充て給ひ、醍醐天皇延
喜の制、名神大社に預る、明治三十二年七月國幣中
社に列せらる、凡毎年二月十一日神位祭、三月三日攝
津建南方宮神降座祭、十一月十五日名神祭を行ふ、
(神祇志料、法令全書)

イクシ 齋串(五十櫛、幣串) 神を祭る時、
幣を挟む串をいふ、即ち齋串なり、神などにて造る、
神道名目類聚抄に云ふ、幣串、玉串大なるは七尺餘、
或は三尺餘、小は一尺餘、或は八寸なり、必ず、寸尺に
拘るべからず、尺に付て道理を云説あり、後人の附
會なり、常に二本を一に束て用ふる、玉串とは稱美
して云り、或云、幣串は上古質素の時、盤の蓋とい
ふ器なし、幣物を串に挟みて神に物獻上たりと云り、

イクシマウチ 生島氏 姓は桓武平氏、三
木經盛の男經正より出づ、經正元暦元年一ノ谷に戰
死し、其子經菊丸幼なり、經正寵愛の當一管を以て母
に托す、文治二年守覺法親王の執奏にて、後白河仙
洞に祇候す、元久二年後鳥羽院の院宣にて攝津國川
邊郡生島庄を賜はる、子孫依て氏となす(系圖纂、系
圖纂要)

○經正 經菊丸 慶賀 圓有 尊有
尊明 祐有 祐音 圓性 維賢 明盛
行賢 行益 治策 長治 秀盛 秀成
宜盛 永盛 治孝
美盛 國盛 秀盛
勝文 茂敏 茂文

イクシマタルシマノジンジャ 生島足
島神社 信濃國小縣郡生島○今は國幣中社
生島神足島神之を大八洲の靈とす、
平城天皇大同元年神封一戸を充て給ひ、醍醐天皇延
喜の制、名神大社に預る、明治三十二年七月國幣中
社に列せらる、凡毎年二月十一日神位祭、三月三日攝
津建南方宮神降座祭、十一月十五日名神祭を行ふ、
(神祇志料、法令全書)

イクシ 齋串(五十櫛、幣串) 神を祭る時、
幣を挟む串をいふ、即ち齋串なり、神などにて造る、
神道名目類聚抄に云ふ、幣串、玉串大なるは七尺餘、
或は三尺餘、小は一尺餘、或は八寸なり、必ず、寸尺に
拘るべからず、尺に付て道理を云説あり、後人の附
會なり、常に二本を一に束て用ふる、玉串とは稱美
して云り、或云、幣串は上古質素の時、盤の蓋とい
ふ器なし、幣物を串に挟みて神に物獻上たりと云り、